

令和 7 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 7 年 3 月 5 日
- ・ 開 会 令和 7 年 3 月 5 日
- ・ 閉 会 令和 7 年 3 月 1 2 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		9 番	上	地	史 隆
3 番	福	田	淳	一	10 番	松	岡	克 美
4 番	森	賀	祐	司	11 番	齋	藤	宏 司
5 番	鈴	木	秀	之	12 番	原	本	哲 己
6 番	岩	原	繁					

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課長
総合支所長		福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
まちづくり推進室長		建設課参事
まちづくり推進室参事		住民福祉課長
まちづくり推進室参事		総務課主幹
住民課長		
生涯学習課長		生涯学習課参事
監査委員事務局長		選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局主査、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和7年第1回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和7年3月5日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 令和7年第1回大空町議会定例会にあたって（町政執行方針）
- 日程第6 令和7年度大空町教育行政執行方針
- 日程第7 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	福田由佳
会計管理者	井上透	産業課長	林敏美
総務課長	篁充清	産業課参事	佐々木雅敏
総務課参事	笠井進一	建設課長	高昭寿
まちづくり推進室長	佐川雅仁	建設課参事	山本純生
まちづくり推進室参事	稲川浩司	住民福祉課長	山本晃
まちづくり推進室参事	中村綱希	総務課主幹	齋藤慎吾
住民課長	砂金英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	平田義和	生涯学習課参事	村山修
--------	------	---------	-----

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局主査	見延洸太	書記	簾内裕子
-------	------	----	------

以上のとおり報告する。

令和7年3月5日

大空町議会議長 原本哲己

諸 般 の 報 告

《令和6年12月18日～令和7年3月5日》

- | | |
|--------|--|
| 12月18日 | 第13回議会広報常任委員会 |
| 1月7日 | 消防出初式 |
| 12日 | 大空町はたちのつどい |
| 15日 | 廃棄物処理の広域化に係る正副議長会議 |
| 17日 | 第13回総務厚生・第13回産業建設文教合同常任委員会
第9回議員協議会
第13回総務厚生常任委員会
第13回産業建設文教常任委員会 |
| 24日 | 第14回議会広報常任委員会 |
| 25日 | 議会報告会・町民との意見交流会 |
| 28日 | 第10回議員協議会
第4回タブレット端末等導入検討小委員会 |
| 2月3日 | オホーツク町村議会議長会定期総会(遠軽町) |
| 4日 | 第9回議会運営委員会
第11回議員協議会
第15回議会広報常任委員会 |
| 8日 | 大空町自衛隊家族会総会 |
| 14日 | 第16回議会広報常任委員会
大空町の農業を考える会合同学習会 |
| 19日 | 第14回総務厚生・第14回産業建設文教合同常任委員会
第14回総務厚生常任委員会
第14回産業建設文教常任委員会 |
| 27日 | 第10回議会運営委員会 |
| 3月1日 | 大空高等学校第3回卒業証書授与式 |
| 2日 | 網走地区自衛隊入隊予定者激励会(網走市) |
| 5日 | 令和7年第1回定例会 |

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和 7 年第 1 回大空町議会定例会を開会します。

会議に先立ちまして、本日より議会にペーパーレスのためのタブレットが導入されていますので、まだ正式にタブレットで会議をする訳ではございませんが、慣れるために本日持込みを許可していますので、ご理解を願いたいと思います。

◎開議の宣告

◇議 長 それではこれから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において 1 番、大泉知功議員及び 2 番、川村淳議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長、上地史隆議員。

◇議会運営委員会委員長 はい、9 番。皆さん改めておはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る 2 月 27 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が 7 名、町長から提出されております案件が 29 件であります。その内訳は、同意 2 件、条例制定等の議案が 12 件、令和 6 年度補正予算 7 件、新年度予算 8 件であります。

また、議会提出議案の提出も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断しまして、本定例会の会期は本日 3 月 5 日に開会して、3 月 12 日までの 8 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定

◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 3 月 12 日までの 8 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月12日までの8日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局に報告いたさせます。
事務局。

◇事務局 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は11名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

町広報担当者並びに報道関係者から写真撮影の申込みがあり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますのでご了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。松川町長から行政報告の申出がありますのでこれを許します。
松川町長。

◇町 長 改めましておはようございます。

令和7年第1回大空町議会定例会にあたりまして、行政報告を行います。

12月14日から年明け1月26日にかけて、町政懇談会ふれあいトークを開催いたしました。両地区合わせて、昨年度より1カ所増の15カ所で開催し、合計278名の参加をいただきました。道路や水道などの生活環境の充実、防風保安林の管理、農作物の食害被害対策など、様々な観点からのご意見、ご質問、また、役場に行っても職員から挨拶がないといった厳しいご指摘もちょうだいしたところであります。

12月19日は、廃棄物中間処理施設に関する地域報告会を東藻琴農村環境改善センターにおいて開催いたしました。現在の焼却処理施設の周辺自治会である上東、旭台、末広自治会を対象とし7名が参加され、東藻琴地区での整備を計画

していた廃棄物中間処理施設建設の白紙撤回について、経過等の説明を行いました。

12月20日、東京都及び札幌市に出張し、美幌町長とともに廃棄物中間処理施設建設の白紙撤回について、関係機関等に対し説明してまいりました。あわせて、コンクリート等の廃棄物の対応方法等についての指導、助言を北海道に対しお願いしてきたところであります。

12月25日、廃棄物中間処理施設に関する住民報告会を東藻琴農村環境改善センターにおいて開催し、40名の参加をいただきました。説明内容は19日実施の地域報告会と同様であります。

年が明け1月10日、網走市で開催された斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会市長町長会議に出席いたしました。12月中に建設候補地を提出することとなっていました。構成市町のいずれからも候補地が挙がってこなかったということから、改めて公有地で1万4,000平方メートルの土地を提出し合うこととしたところであります。

1月12日、大空町はたちの集いを65名に参加いただいた中、議事堂文化ホールにおいて挙行政いたしました。本年のアトラクションでは、元ファイターズガールの滝谷美夢氏を講師としてお招きし、同世代の先輩から多くのアドバイス、励ましをいただいたところであります。

1月22日は東京に出張し、B&G全国サミットに出席いたしました。特別基調講演や事例発表のほか、優良海洋センターの表彰が行われ、大空町では、女満別、東藻琴両海洋センターが14年連続特A評価をいただいたいたしました。

2月4日は札幌に出張し、北海道派遣経験のある市町村長意見交換会に参加いたしました。前日からの十勝地方における大雪の影響により、十勝地方の首長が欠席され、また、北海道においても当初出席予定であった3名の副知事が、対策本部を設置したため欠席されました。総合政策部幹部職員に出席いただき、情報交換を行ったところであります。

2月6日、遠軽町生田原において、オホーツク町村会行財政特別委員会が開催され、出席いたしました。令和8年度採用オホーツク管内町村職員採用資格試験の日程や令和7年度町村職員の各種研修事業の実施について、協議し決定したところです。あわせて、近年一部町村において、新規採用職員を確保出来ていない状況に鑑み、今後の募集の在り方について、継続して協議していくこととしたところであります。

終了後、オホーツク町村会定期総会が行われました。令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定、特定地域協議会役員の選任、令和7年度オホーツク町村会事業計画などについて協議し決定いたしました。

終了後、斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会市長町長会議が開催され出席いたしました。中間処理施設建設地評価委員会設置要綱等について協議を行ったところであります。

2月8日は、大空町青少年顕彰式、青少年健全育成交流会が議事堂文化ホールで開催され出席いたしました。今年度は26個人3団体が、大空町青少年健全育成町民会議議長から各賞の授与を受けたところです。授賞式終了後、児童・生徒の意見発表、女満別小学校金管クラブによる器楽演奏が行われました。

2月11日、札幌市に出張し、イオンモール札幌発寒で行われた石北本線沿線市町の北見市、網走市、美幌町、遠軽町、大空町の2市3町によるオホーツク圏活性化期成会石北本線部会J R石北本線応援団プロモーションイベントに参加し、来場者に大空町のノベルティを配布し、石北線石北本線利用促進PRを行いました。

2月13日、芝桜まつり実行委員会を開催し、令和7年度、第41回目となる芝桜まつり事業計画案等について協議いたしました。

翌日、東京へ出張し、大阪・関西万博地方創生シンポジウムに出席いたしました。省庁関係者、関係自治体、各国大使館員が出席している中、プログラムの一つである万博国際交流プログラムを通じた地方創生において、大空高校生徒3名がセーシェル共和国を訪問した取組について報告を行ってきたところであります。

2月16日は、町民300歳交歓バレーボール大会を開催いたしました。大空高校体育館と東藻琴中学校体育館の2会場で、17チームが参加し熱戦が繰り広げられました。

2ページをお開き願います。2月18日は、大空町と美幌町で構成するオホーツク東部広域農業水利管理協議会を開催しました。令和6年度補正予算、令和7年度予算の審議を行い、いずれもお認めいただいたところです。

2月20日、札幌市へ出張し、北海道合併処理浄化槽普及促進協議会役員会に出席いたしました。令和5年度決算認定、令和6年度事業報告、歳入歳出決算見込み、令和7年度事業計画及び歳入歳出予算について審議し、あわせて、正副会長の互選を行ったところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 令和7年第1回大空町議会定例会にあたって（町政執行方針）

◇議 長 日程第5、令和7年第1回大空町議会定例会にあたって、町政執行方針の説明を行います。

松川町長から町政執行方針について説明の申出がありますので、これを許します。

松川町長。

◇町 長 令和7年度第1回大空町議会定例会にあたり、町議会議員並びに町民皆様に私の町政に対する基本的な考え方と令和7年度予算及び事業の概要について説明を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まちづくりに臨む基本的な考え方について申し上げます。

私が町長に就任して3年が経過し、早いもので任期を締めくくる最終年を迎えます。この3年間、町民や議員の皆様との対話を重ねながら、山積する課題に対し、一歩ずつではありますが、その解決に向けて取り組みを進めてまいりました。

任期最終年におきましても、職員とともに全身全霊を捧げて町政の運営に取り

組んでまいります。

昨年、内閣総理大臣が交代し石破茂内閣が誕生いたしました。石破総理は10年前に初代の地方創生大臣を務められ、この度の内閣総理大臣就任に際し、強い決意のもと、今まで以上に地方創生を進める方針を打ち出されました。

日本は人口減少と少子・高齢化が急速に進んでいます。特に令和6年1年間の出生数では70万人を下回ると予測されています。また、昭和22年から24年にかけて生まれた方、いわゆる第1次ベビーブーム世代の方が全員75歳以上となる超高齢化社会を迎える2025年問題が今まさに到来しています。

特に地方における人口減少、少子・高齢化は深刻であり、大空町も例外ではありません。人口減少を防ぐ有効な手立てはありませんが、移住者の取り込み、関係人口の創出など、人口減少のスピードを緩やかにする取り組みを進めてまいります。

一方、地域経済を取り巻く環境は、ロシアによるウクライナ侵略の長期化により、原材料価格の上昇やエネルギー・食料価格の高騰、さらには物価上昇に見合った人件費の増加が大きいのみならず、町民皆様の暮らしも厳しさが増えています。令和7年度におきましても、国の交付金を活用した物価高騰対策事業を実施し、町民皆様に対する生活を支援するとともに、町内の消費喚起を図ってまいります。

令和7年度は、第2次大空町総合計画の最終年度です。町の将来像「夢を、絆を、笑顔で彩る大空町」の実現に向け着実に各種施策を実行してまいるとともに、次の10年後を見据えた第3次大空町総合計画を策定いたします。

また、大空町が平成18年3月31日に誕生して20年となります。20年を記念した様々な催しを執り行い、町民全体の一体感の醸成とにぎわいを創出してまいります。

町民皆様が、いつまでもこのふるさと大空町で安心して暮らし続けられるために、さらには大空町が今後も末永く持続していくために、令和7年度予算の編成にあたってまいりました。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、令和7年度事業の概要について、分野ごとに申し述べたいと存じます。総務関係についてであります。

本年供用開始となる河川防災ステーションにつきましては、災害時の緊急復旧活動を行う上で必要な土砂等資材の備蓄整備を行うなど災害時の活動拠点施設として、また、平常時には地域コミュニティ活動などを行う場として活用してまいります。

東藻琴総合支所に新たにエアコン設備を設置するとともに非常用照明のLED化を行い、行政サービス提供施設としての利便性や機能性の向上及び長寿命化を図ってまいります。

消防につきましては、大空町20年記念事業として、女満別消防団、東藻琴消防団の合同演習を開催し、消防団への加入促進や防火意識の向上を図ってまいります。

また、年々増加している救急出動に対応するため、老朽化が進んでいる高規格救急自動車を更新し、町民皆様の安全で安心な暮らしを確保してまいります。

デジタル技術の進展により社会経済活動が大きく変革しています。町民皆様に

提供する行政サービスの利便性向上や行政事務の効率化を図るため、各課横断的に、かつ、外部専門人材を活用して自治体DXを推進してまいります。

企業誘致につきましては、官民連携手法の導入や地域の特徴を生かした誘致施策を検討し、誘致の実現を目指します。また、外国人材が働きやすい環境をつくり、町内での雇用の維持及び確保につながるよう町内で働く外国人材と町民皆様との交流事業に取り組んでまいります。

現行の第2次総合計画が最終年度を迎えます。これまで積み重ねてきた施策などを振り返り、新たなまちづくりの指針となる第3次総合計画を策定してまいります。また、地方創生の取組を推進する地方版総合戦略も併せて策定し、将来にわたって活力あるまちを創造してまいります。

地域の交通サービスの在り方について考える場として、関係機関や団体等で構成する地域公共交通会議を設置します。交通に関する地域の現状やニーズなどを的確に把握し、地域に適した公共交通の構築を目指してまいります。

また、鉄路存続に向け、JR北海道に対する必要な支援を継続するとともに、運賃の助成を行うなど利用の促進に取り組んでまいります。

昨年「ゼロカーボンシティ大空町」の宣言を行い、地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定しました。ゼロカーボンの実現に向けては、再生可能エネルギーの導入を促進しつつ無秩序な乱立は避ける必要があることから、設置に適する場所や適さない場所などを明確にする区域設定を行ってまいります。

国の交付金を活用した物価高騰対策事業として、町民皆様に町内で利用できるクーポン券を発行し、生活を支援するとともに、町内の消費喚起を図ります。

移住・定住対策につきましては、仕事や住居などに関する相談・支援を総合的に実施するとともに、子育て世帯への支援を拡充し、移住・定住人口の拡大を図ります。

また、町の価値や魅力を言語化してブランド化を図る地域ブランディング事業に新たに取り組めます。大空町をブランド化し、認知度の向上を図るとともに、行ってみたい、住んでみたいと思う人を増やしてまいります。

移住対策と後継者のいない事業者等の事業承継対策を一体的に進める事業や働きたい時間と働いて欲しい時間をマッチングさせる事業に新たに取り組む、町内の雇用機会の創出及び柔軟な働き方を推進してまいります。いずれの取組も関係機関や団体等との連携を深め、事業効果を高めてまいります。

町民皆様の自主的、主体的な活動を支援する元気づくり応援事業を継続します。

芸術文化活動や地場産業の振興、優れた人材の育成など様々な分野での活動を応援し、活気と潤いあふれるまちづくりを推進してまいります。

財政につきましては、地方債の発行を抑制して将来負担の軽減を図るほか、多様化する行政需要や物価高騰による負担の増加など社会情勢の変化に柔軟に対応しながら健全な運営に努めてまいります。

人口や世帯の実態を把握する国勢調査が実施されます。国内の全ての人と世帯を対象とした最も重要な統計調査であり、各種施策立案の基礎資料となることから、円滑かつ確実な調査の実施に努めてまいります。

町民皆様と行政が互いに理解と信頼を深め、協働によるまちづくりを推進するため、引き続き行政情報の発信や広聴活動を積極的に行ってまいります。

情報発信につきましては、広報誌だけではなくホームページやそらっきーナビ、各種SNS、ラジオなど多様な媒体を活用し、行政情報や生活に関する情報は随時、緊急・重要情報は迅速かつ確実に発信してまいります。

町政懇談会「ふれあいトーク」をはじめとした広聴活動を通し、ニーズを的確に捉え、町民皆様とのコミュニケーションを大切にしたまちづくりを進めてまいります。

姉妹都市の東京都稲城市及び友好町の熊本県氷川町との交流事業につきましては、産業、教育、スポーツ、文化などの分野における交流によって築いてきた友好関係が、大空町20年をきっかけとして、さらに深まり進展するよう取り組んでまいります。

ふるさと応援寄附金につきましては、返礼品の拡充、提供事業所の拡大などにより魅力を高めるとともに、必要に応じて寄附金の使途を追加し、魅力的なまちづくりやまちの課題解決に活用してまいります。

大空町20年記念事業として、子供向けテレビ番組内で放送されている人形劇キャラクターのステージショーを行います。また、著名人がまちをめぐりながら紹介する人気番組の制作・放送により町の特産品や飲食店等のPRを行い、町の知名度向上につなげてまいります。

住民関係についてであります。

自治会は、地域でのふれあいや交流活動を通じて世代を超えた連帯感を深めることができるなど住みよい地域づくりには欠かせない一番身近な組織です。自治会の運営や活動支援のための交付金制度、また、各自治会への地域担当職員の配置を継続し、町民皆様との協働によるまちづくりを進めてまいります。

町民会館、公民館は、コミュニティ活動の拠点として活用されています。施設の適切な維持・補修に努めるとともに、改修・整備につきましては、引き続き地域と協議を進めてまいります。本年は、大東公民館建設工事及び既存施設解体工事の実施設計を行います。

花いっぱい運動は、町民皆様と共に道道女満別空港線や公共施設周辺を花で彩り、生活に憩いと安らぎをもたらします。近年、作業に参加していただく方々の高齢化や担い手不足などにより、美しい景観の維持が難しくなっているため、町民ボランティアを募るなど新たな展開を進めてまいります。

交通安全・防犯の推進につきましては、児童や通行者を交通事故や犯罪から守るため、関係機関や団体などと連携した取組を進めるとともに、不審者警戒巡視や自主防犯パトロール、街頭啓発を実施し、安全で安心なまちづくりに努めてまいります。

廃屋対策につきましては、平成26年度から解体撤去工事に要する費用の助成を開始し、これまで122件の解体撤去が行われました。引き続き助成を行い、景観の向上及び安全で安心な住環境の確保を図ってまいります。

また、本年は「空家等対策計画」の見直しを行い、空き家の利活用や除却などの空き家対策を更に進めてまいります。

エキノコックス症対策として、平成28年度からキツネへの虫卵の寄生を防ぐ駆虫剤の散布を実施し、その効果は過去の結果から実証されています。今後も対策を継続し、自然との共生に配慮した安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

す。

廃棄物処理の広域化につきましては、網走市、美幌町、斜里町、小清水町及び清里町との1市5町による斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会で、新たな建設地を選定するとともに、一部事務組合の設立に向けた協議を進めてまいります。

その他廃棄物の処理についても広域処理の可能性を探りながら、様々な形態について検討してまいります。

一般廃棄物処理手数料につきましては、令和7年4月から新しい料金体系がスタートします。町民の皆様に混乱が生じないようスムーズな移行に努めてまいります。

町営住宅につきましては、西ノンキーハイツ‘92の屋根、外壁の改修工事を実施します。引き続き計画的な改修と適切な維持・補修に努めてまいります。

町税などの徴収、収納事務につきましては、債権管理条例に基づき、各種債権の適正管理に努めるとともに、関係課の連携による納付相談、共同徴収及びコンビニエンスストア、スマートフォンによる納付の推進など収納率の向上に努めてまいります。

福祉・保健関係についてであります。

地域福祉につきましては、中心的役割を担う社会福祉協議会の運営を支援してまいります。

また、福祉タクシー券及び外出支援タクシー券を引き続き交付し、高齢者や障がいのある方の外出を支援してまいります。

子育て支援につきましては、子どもが健やかに育つことができるよう子育てに関する相談支援体制の充実を図ってまいります。

また、認定こども園における家庭のニーズに応じた保育事業の実施や児童センター、児童館における放課後児童の受け入れ、親子の交流事業など総合的な子育て支援を継続してまいります。

子どもの疾病の早期診断と早期治療を促す子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成のほか、児童の健やかな成長を支援する児童手当の支給を行い、引き続き子育て世帯の経済的な負担軽減を図ってまいります。

障がい福祉につきましては、障がいのある方の就労、訓練や生活支援等のサービスを、相談支援プランに基づいて提供してまいります。

障がいのある子どもの早期療育や安心できる居場所の確保には、幼児期から就学期まで成長に合わせた専門職員の支援が必要なことから、発達支援事業及び放課後等デイサービスの早期開設を目指し、社会福祉協議会による人材確保の取組などを支援してまいります。

高齢者の健康・福祉につきましては、熱中症対策として令和6年度から開始したエアコン等の設置費用助成を継続します。

また、シルバーハウジングや生活支援ハウスでは、入居者が安心して生活できるよう見守りや生活支援を行ってまいります。

町民皆様の暮らしを支える医療につきましては、女満別中央病院及び東藻琴診療所の医療環境の充実に努め、町内の医療提供体制を維持してまいります。また、網走厚生病院の脳神経外科と周産期医療の医療提供体制を確保するため、近隣自治体と連携した支援を継続してまいります。

医療、介護の人材確保は困難を極める状況にあることから、事業者が人材を確保、育成するための支援制度を見直して継続してまいります。

母子保健につきましては、妊婦健診、産後ケア事業等を実施し、安心して妊娠、出産、育児を行える環境づくりを進めてまいります。

水ぼうそうに罹患したことがある方で、その後に免疫力が低下することにより発症するおそれがある帯状疱疹は、加齢がリスクとなり50歳代から発症率が上昇します。令和7年4月から帯状疱疹予防接種が定期接種化されますが、接種対象年齢が限られることから、対象年齢を独自に拡大し、費用の助成を行ってまいります。

町民皆様の健康を保持増進するためには、習慣的に健康状態を確認していただく必要があります。血圧測定を通して健康状態に関心を持ち、生活習慣の改善に取り組むことを支援するため、血圧計の購入費用を助成します。また、健康教育や健康相談を実施し、わかりやすい情報の提供にも努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、特定健康診査及び特定保健指導の推進により、生活習慣の改善や疾病の早期発見、早期治療を促進し、被保険者の健康の保持増進とあわせて、医療費の抑制につなげてまいります。また、健全な会計運営のため、国民健康保険税の適正な課税と収納率向上に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、次期の「第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定に向け、アンケート調査を行います。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう介護サービスの提供体制を維持し、かつ、医療と介護が連携して総合的に高齢者を支える地域を目指してまいります。

産業の振興についてであります。

中心的な産業である農林水産業は、地域経済の発展と魅力あるまちづくりを進めるため、安全・安心で良質な食料の供給と環境の保全に努め、持続可能な生産体制の強化を図ってまいります。

農家戸数の減少、燃料、資材の価格高騰、水田の畑地化促進など農業を取り巻く環境は変化し、厳しさを増しています。

食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正され、転換期を迎えているところでもあります。

国の動向を注視して情報を収集するとともに、関係機関や団体と連携を図り対応してまいります。

農業生産に大きな影響を及ぼす病害虫の侵入、まん延を防止するため、ジャガイモシストセンチュウ類の土壌検診、低減効果の高い対抗植物であるトマト野生種の導入に対する支援を行います。

また、化学肥料や農薬の低減、有機農業などの取組を実践する農業者を支援し、環境保全型の農業を推進してまいります。

大空町20年記念事業として「ビーンズフェスタ in 大空」を開催します。豆類の調製施設としては北海道内最大のオホーツクビーンズファクトリーにおいて町民参加型のイベントを実施するほか、豆の一大産地として広くPRしてまいります。

農業・農村が有する多面的機能に支障が生じないよう地域の共同で行われる農

地、水路、農道など地域資源の保全管理活動を支援するため、中山間地域等直接支払事業や農業農村多面的機能支払交付金事業を継続してまいります。

農業委員会につきましては、農地法に基づく農地の権利移動や転用などの許可をはじめとする農地行政の適正な執行に取り組んでいただいております。

引き続き農業者の公的代表機関として、関係法令及び令和6年度策定の地域計画等に基づき、農地の効率的利用集積と最適化を推進していただくとともに、優良農地の確保や遊休農地の発生防止など円滑な農地行政を行えるよう支援してまいります。

国営事業につきましては、網走川中央地区国営かんがい排水事業により、網走川土地改良区管理の西幹線用水路の整備に向けて取り組んでまいります。

網走川豊住地区国営かんがい排水事業では、豊住排水機場の調査設計と排水路の整備に取り組んでまいります。

道営農業農村整備事業につきましては、女満別東部高台2地区水利施設等保全高度化事業、東藻琴山麓第2地区草地畜産基盤整備事業、女満別本郷2地区農地整備事業、女満別南部2地区水利施設等保全高度化事業、さらに、新規着手地区として、東藻琴北地区水利施設等保全高度化事業を加え、農業生産基盤と営農環境の整備を行ってまいります。

また、東幹線本郷地区水利施設等保全高度化事業における本郷地区の用水路改修につきましては、施設管理者である網走川土地改良区に支援を行い、受益者の負担軽減を図ります。

計画地区につきましては、東藻琴中地区水利施設等保全高度化事業及び女満別湖南昭和第2地区水利施設等保全高度化事業に取り組んでまいります。

団体営事業につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業により、美幌田中幹線地区のゲート類等の分解整備工事を実施します。また、女満別南部地区の畑地かんがい施設の更新、豊住地区排水路の横断ボックスの補修、農地耕作条件改善事業による大成地区の農業用排水管路の更新を行い、安定した用水の供給及び排水機能の保全を図ってまいります。

また、畑作等促進整備事業により、巴沢地区に防除用多目的給水栓を設置し、地域の水利用における利便性向上に努めてまいります。

国営事業で造成された古梅ダムと畑地かんがい導水管、本郷排水機場を基幹水利施設管理事業により、また、豊住排水機場と豊住地域用排水路を水利施設管理強化事業により管理します。施設機能が最大限に発揮されるよう適正な管理を行い、生産性の向上による農業経営の安定化に努めてまいります。

国営事業により整備された普通河川女満別川の護岸ブロック、流入工の補修を緊急自然災害防止対策事業により実施し、豪雨災害などのリスクの低減化に努めてまいります。

酪農、畜産につきましては、飼料価格などの高騰による生産コストの負担が大きく、経営環境は厳しい状況となっています。

良質な生乳の生産、ゆとりある農業経営を維持するため、乳牛検定組合や酪農ヘルパー利用組合への助成を行い、労働負担の軽減と生産活動を支援してまいります。

牛ヨーネ病や鳥インフルエンザなどの家畜伝染病対策につきましては、予防啓

発や侵入防止、最新情報の収集や速やかな伝達など家畜伝染病防疫対策協議会を中心に関係機関と連携して取り組んでまいります。

建設後35年が経過し、老朽化が進んでいる女満別農業構造改善センターの改修工事を行います。設備の維持・補修を行うとともに、研修室や温浴施設などの機能を充実し、利便性の向上を図ってまいります。

ひがしもこと乳酪館のチーズ熟成庫に設置している空調機器を更新するとともに、湿度管理ができる除湿乾燥機を導入し、安定的に良質なチーズを製造するための環境を整えてまいります。

林業につきましては「森林整備計画」に基づいた適正な管理と計画的な森林整備を推進するため、豊かな森づくり推進事業や緑豊かな森づくり事業により支援してまいります。

町有林において、ドローンを活用した効率的かつ効果的な資源量分析を行い、伐採から造林までの計画的な実施と適切な管理に努めてまいります。

有害鳥獣駆除につきましては、鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策実施隊を中心に猟友会と連携して進めてまいります。

有害鳥獣の駆除従事者の確保と負担軽減を図るため、新規で有害鳥獣駆除に従事するハンターへの狩猟免許の取得や駆除したエゾシカの処理に要する費用を支援してまいります。

近年ヒグマの出没や目撃が増加していることから農業被害や人的被害を防止するため、情報発信に努めるとともに、北海道及び猟友会との連携を高めるほか、ヒグマ出没時の出動及び捕獲手当を増額してヒグマの警戒、対策に取り組んでまいります。

水産振興につきましては、網走湖における水産資源確保のため、西網走漁業協同組合が実施する有用資源の変動や水質環境の調査、シジミの種苗生産事業を引き続き支援してまいります。

商工関係についてであります。

物価・エネルギー価格の高騰により、町民皆様の生活や地域経済は大きな影響を受けています。

商工会が取り組むプレミアム商品券の発行やおおぞら歌謡ショー、ポイントカード事業などを助成し、地域の消費拡大と経済の好循環を図ってまいります。

住環境を向上する住宅リフォームの補助事業につきましては、工事費用の上昇などを考慮して上限額を引き上げるなど内容を一部見直して引き続き実施してまいります。

また、起業・創業を支援する補助制度につきましても継続して行うとともに、店舗の改修や設備投資など事業の維持・継続に必要な費用を助成する制度を創設し、商工業の振興と地域の活性化を図ってまいります。

観光関係についてであります。

令和6年度上半期の観光客入込数は約83万3千人で、コロナ禍前の約9割にまで回復してまいりました。

個人やグループによる旅行の割合が増え、体験型観光の需要が高まるなど形態やニーズが多様化しています。関係団体や周辺地域との広域連携により、一層の観光振興に努めてまいります。

昨年10月に開通した屈斜路カルデラトレイルにつきましては、ルートを整備を行うほか、ツアー造成、PR事業などを展開して誘客を促進してまいります。

サイクリング事業などアウトドア施策に取り組み、自然景観や地域資源を活かした観光需要の拡大を図ってまいります。

春の観光を代表する東藻琴芝桜公園は昨年、7万461人の方にご来園いただきました。誘客促進のPR活動に取り組み、集客と収益の確保に努めてまいります。

また、新たに整備した苗畑への植え込みを町民皆様のご協力をいただきながら実施し、植栽環境の改善と芝桜の活性化を計画的に進めてまいります。

施設の老朽化に伴う大規模改修とあわせて、芝桜公園の今後の方向性や在り方について、関係者などとの協議を進めてまいります。

町民皆様が参加・交流できるイベントとして、ひがしもこと芝桜まつり、めまんべつ観光夏まつり、ノンキーランドふるさとまつりなどの開催につきましても引き続き支援し、町の魅力発信にも努めてまいります。

地域経済を支える女満別空港につきましては、既存路線の安定運航、新規路線の就航など近隣の自治体や関係団体と連携して航空会社に働きかけを行うほか、プロモーション事業などを実施して利用の促進を図ってまいります。

ピーチ・アビエーションの運航期間拡大に向けた要請活動などを地域一体となって進めるとともに、路線利用に係る町民への助成を引き続き行います。

また、5年目となる大空高校の生徒を対象としたふるさと教育チャーター事業につきましても継続して実施してまいります。

建設関係についてであります。

橋梁補修事業につきましては、30橋の橋梁点検の実施と3か年計画で進めてきました豊郷橋の補修工事を完了させます。

開陽中央線道路整備事業につきましては、未改良区間の6.8kmの概略設計を行い、事業を進めてまいります。

道路、橋りょう、河川の維持管理及び除排雪につきましては、道路利用者の安全確保を優先に維持管理に努めてまいります。

除雪機械につきましては、ロータリ除雪車の更新を行い、除排雪体制の維持を図ってまいります。

町営住宅解体事業につきましては、老朽化が進行した公園団地48戸の解体に向け、実施設計を行います。

簡易水道事業につきましては、安全で安定した給水を確保するため、適切な維持管理を行うとともに、老朽化した施設の計画的な更新を進めてまいります。

また、女満別地区の水質改善及び経費節減対策として、網走市から水道原水の供給を受けるため、水道事業認可の変更に取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、污水管の未整備地区への管路整備を行います。

施設の適切な維持管理を行うとともに、経年劣化しているポンプ場及びマンホールポンプ所の電気・機械設備の更新を行い、機能維持を図ってまいります。

合併処理浄化槽につきましては、単独浄化槽からの転換費用や設置費に対する助成を行い、下水道区域外の良い生活環境の確保と公共用水域の環境保全を図ってまいります。

簡易水道事業、下水道事業、個別排水処理事業は、令和6年度から地方公営企業へ移行しております。資産の適切な管理と経費節減に取り組むとともに、給排水経営審議会のご意見をいただき、使用料の見直しなどの検討を進め、持続可能な事業運営を行ってまいります。

学校教育関係についてであります。

学習指導につきましては、引き続き指導主事を配置し、教職員に対する指導強化を図り、授業改善につなげてまいります。

近年増加傾向にある特別支援学級の児童生徒に対して補助教諭を配置するとともに、特別支援教育支援員を増員し、支援を必要とする児童生徒への指導充実に努めてまいります。

スクールバスにつきましては、遠距離通学の児童・生徒が安心して登下校できるよう車両を1台更新し、通学環境の充実に努めます。

高等教育を受ける方への支援につきましては、引き続き無利子の奨学金貸付けや利子助成を行い、高等教育を受ける機会の確保を図ります。

大空高校につきましては、町立の全日制総合学科として開校し、5年目を迎えます。引き続き多様な進路に対応できる特色のある学校運営に努めるとともに、新たな第2世代地方創生交付金を活用し、各地から多様な生徒を受け入れながら地域と連携した学校づくりを進めてまいります。

また、生徒の寄宿舎である交流拠点施設の増築が完了したことから、老朽化により役割を終えた旧東藻琴高校緑友寮を解体するための実施設計を行い、生徒の安全確保と学校敷地の環境改善を図ります。

学校給食は、児童生徒の心身の健やかな成長を支えるために栄養バランスのとれた給食の提供に努めるとともに、子育て世代の経済的負担を軽減するため、学校給食費の無償化を継続してまいります。

社会教育関係についてであります。

「第2次社会教育中期計画」の基本目標を基軸として、町民皆様が地域への関心を高め、自主的に学ぶ機会の創出に努めてまいります。

芸術・文化活動につきましては、文化団体協議会をはじめとする各団体の活動を支援するとともに、大空町青少年育成協会と連携し、質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供に努めてまいります。

女満別湿生植物群落につきましては、有識者で組織する検討委員会から、天然記念物の保全に関する提言を受けたことから、保全対策工事に向けた関係機関との協議調整を行います。

老朽化が進む体育施設の長寿命化のため、女満別B&G海洋センタープールと武道館の屋根を改修するとともに、東藻琴スキー場のLED化工事を行います。

本年からオリンピック事業として、世界で活躍したアスリートの体験教室や講演会を実施し、多くの皆様がスポーツの楽しさを通して運動や健康づくりに関心を持っていただけるよう努めてまいります。

事業の概要について申し上げましたが、その結果令和7年度の予算は、一般会計 93億7,505万1千円。国民健康保険事業特別会計 10億304万1千円。後期高齢者医療特別会計 1億4,598万7千円。介護保険事業勘定特別会計 7億1,565万7千円。介護サービス事業勘定特別会計 758万5千円。

簡易水道事業会計 5億8,594万4千円。下水道事業会計 4億6,880万4千円。個別排水処理事業会計 4,554万8千円。合計 123億4,761万7千円と、いたしました。

私の町政に臨む基本的な考え方、事業の概要と各会計の予算について述べさせていただきました。

令和7年度は、ただ今申し上げた施策を基軸としつつ、きめ細やかに各分野にわたる政策を着実に実行、実現していくことで、持続可能なまちづくりを目指してまいります。

町民皆様、議員の皆様との対話を重ね、町政の執行に臨んでまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。

なお、提案いたしております予算の細部につきましては、担当者から説明させていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これで町政執行方針の説明は終わりました。

ここで10分間休憩します。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前10時54分)

(再開 午前11時04分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6、令和7年度大空町教育行政執行方針

◇議 長 日程第6、令和7年度大空町教育行政執行方針の説明を行います。

関谷教育長から教育行政執行方針についての説明の申出がありましたのでこれを許します。

関谷教育長。

◇教育長 令和7年第1回大空町議会定例会の開会にあたり、令和7年度大空町教育行政執行方針について申し上げます。

今日、急激な人口減少や少子高齢化の進行、情報・技術のグローバル化の進展、さらに、脱炭素化やデジタル化が本格化するなど、社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難な時代へと突入しております。

このような時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するため、教育の果たす役割はますます重要になっております。

教育委員会では、多様に変化していく教育環境や諸課題に対応するため、令和6年度から、第3次大空町教育推進計画による施策を進めております。この教育推進計画では、つながる、ひろがる、を基本理念に、教育の振興を着実に推進するため、基本施策として、子ども一人一人の学びをひろげる教育の推進、学びを支え、質を高める環境の確立、学びをつなぐ持続可能な教育の実現の3点を掲げ、町長が主宰する大空町総合教育会議と連携し、第2次大空町総合計画や第2期大空町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略などに基づいた各種教育施

策を積極的に取り組んでまいります。

次に、令和7年度において、重点的に取り組む施策を申し上げます。

これからの時代を生き抜く力の育成につきましては、一人一人の可能性をひろげられるよう授業改善を進め、知識・技能の確実な定着はもとより、思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度の育成を重視した学習の充実を図ってまいります。

また、全国学力・学習状況調査や標準学力テストの分析結果に基づき、学校毎に学力・学習改善プランを策定し、学力向上に向けた指導方法等の工夫改善を行い、教職員が一体となって組織的に取り組んでまいります。

さらに、SDGs 持続可能な開発目標やESD持続可能な開発のための教育の取組を推進し、主体的に持続可能な社会を実現していく意欲を喚起するとともに、多様な他者を価値のある存在として認め、協働する姿勢を育む教育活動の充実に努めてまいります。

読書活動につきましては、子どもの読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。引き続き学校図書館司書を小・中学校に巡回配置し、朝読書やボランティアによる読み聞かせなど、子どもたちが読書に親しむ機会を意識的に設定するとともに、家庭での読書、家読を推進し、町立図書館との連携による児童生徒の読書活動の充実を図ってまいります。

特別支援教育の充実につきましては、何らかの支援が必要な子どもたちが増加する中、個別の教育支援計画を活用した長期的な視点での教育支援を推進し、学校・関係機関と連携のもと、児童生徒の状況に応じた一貫した支援の充実を図ってまいります。

また、中学校においても通級指導が受けられるよう、令和6年度に女満別・東藻琴両地区に通級指導教室を開設いたしました。児童生徒が切れ目のない一貫した支援や指導を受けられるよう、より一層教育支援の充実に努めてまいります。

さらに、補助教諭や特別支援教育支援員を引き続き配置し、きめ細かな教育指導の充実を図ってまいります。

キャリア教育の充実につきましては、子どもたちが夢や希望をもって将来を設計し、望ましい職業観を身に付けることができるよう、発達を考慮した学習活動を推進してまいります。

また、各学校段階において、キャリア・パスポートを活用し、学習や学校生活等の見通しを立てたり、振り返ったりすることができる取組の充実を図ってまいります。

体力・運動能力の向上につきましては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析し、体育・保健授業の改善に取り組んでまいります。

また、継続して運動を積み重ねていくことが重要であることから、家庭や地域と連携し、体育の授業以外の時間でも運動に親しむ環境整備に努めてまいります。

健康教育・食育の推進につきましては、多様化、深刻化している児童生徒の健康課題を解決するため、全ての教職員で学校保健を推進する組織体制の整備に努めるとともに、学校・家庭・地域と連携し、基本的な生活習慣の確立に向けた啓発運動に取り組んでまいります。

また、健康や病気に対する学習、性教育、薬物乱用防止教育の健康教育の充実

を図ってまいります。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食育の推進を図ることを目的として、学校給食実施基準に基づき、児童生徒個々の健康及び生活活動のために必要な栄養バランスのとれた給食を提供いたします。

また、地元大空町で収穫された新鮮な食材を活用したふるさと給食の継続及び各学校と連携した食物アレルギー対応を行い、安全で安心な美味しい給食の提供に努めてまいります。

さらに、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに寄与するため、引き続き学校給食費の無償化に取り組んでまいります。

道徳教育の充実につきましては、子どもたちが思いやりのある心や命を大切にすることなど、豊かな人間性を育むことに努め、一人一人がより良い人間関係を築き、自己有用感や自己肯定感を高めることができるような取組を推進してまいります。

ふるさと教育の充実につきましては、地域の施設や人材を効果的に活用した体験的な学習を通して、地域への理解と愛町心を育ててまいります。

また、地域コーディネーター、地域学校協働活動推進員を引き続き配置し、ファームスクールや見学・体験学習などの提供に努めてまいります。

さらに、令和7年度に改訂となる小学生向け社会科副読本は、紙媒体からデジタル化へ改変し、幅広い活用促進に努めてまいります。

姉妹都市の東京都稲城市との児童交流事業及び友好町の熊本県氷川町との生徒交流事業につきましては、子どもたちが見聞を広め、自らの地域を再認識する良い機会となるため、引き続き関係市町や実行委員会と連携を図りながら取り組んでまいります。

外国語教育の充実につきましては、外国語指導助手2名体制を継続し、小・中・高等学校の児童生徒並びに、こども園の園児が生きた英語に触れ、日常的なコミュニケーションが体現できる機会を確保いたします。

また、小中一貫した英語力の育成に向けた授業改善に努めてまいります。

デジタル技術を活用して、カリキュラムや学習の在り方を変革する教育DXの推進につきましては、全ての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、一人1台端末の活用を一層推進し、ドリル教材や教育用ソフトを引き続き活用するとともに、タブレット端末を家庭へ持ち帰ることで、端末ドリル教材を活用した児童生徒の学習習慣の定着を図ってまいります。

また、デジタル教科書の英語は、国から全ての小中学校へ無償配布されますことから、教職員がICTを有効に活用するための授業研究や指導力向上の研修等の充実を図ってまいります。

いじめ・不登校への取組の充実につきましては、大空町いじめ防止基本方針に基づき、未然防止の取組を推進するとともに、いじめを認知し、学校が一体となった児童生徒の指導体制を確立いたします。

また、インターネット、SNSの危険性についての指導やネットパトロール等の取組も併せて推進してまいります。

不登校につきましては、児童生徒個々の状況等に応じた適切な対応が求められ

ます。令和6年度から北海道教育委員会の不登校児童生徒に対する支援推進事業に、女満別小学校及び女満別中学校が参画し、小中連携した取組を進めております。この成果を全町に生かし、学校、家庭、教育委員会、その他関係機関が連携し、保健室や別室登校、時間差登校、戸別訪問など、児童生徒や家庭の状況に応じた親身な対応を行ってまいります。

学校段階等間の連携・持続の推進につきましては、小・中9年間を通した系統性・連続性を踏まえた、つながりのある指導や一貫性のある教育課程の編成、特別支援教育の充実に向け、令和5年度に小中一貫教育検討委員会を立ち上げ、小中一貫教育基本方針を策定し、令和6年度、小・中・高等学校や認定こども園の教職員で構成される大空町学校教育研究会にて、教育課程の編成や系統的な指導について具体的に検討を重ねてまいりました。この検討結果を踏まえ、令和7年度から女満別・東藻琴両地区ごとに、小中一貫校として教育活動を推進してまいります。

学校運営の充実につきましては、教職員の研修機会の拡充や校内研修、公開研究会、授業交流会など、開かれた研修を促進してまいります。

また、学校教育の専門職である指導主事を引き続き教育委員会に配置し、学力向上対策をはじめ、学校教育に関わる様々な課題解決に向け、学校、教職員へのきめ細かな指導等を行い、学校教育全体の質の向上を図ってまいります。

さらに、教職員が子どもたちと向き合う時間が確保できるよう学校における働き方改革を推進するとともに、令和6年度に設置しました大空町部活動の在り方検討協議会において、部活動の望ましい在り方について、引き続き検討・協議を進めてまいります。

大空高等学校の魅力化・特色化につきましては、令和6年度に増築いたしました寄宿舎を活用し、全国からの生徒を受け入れ、生徒同士の交流の促進や外部講師や地域の方々との交流など、地域外から受け入れる生徒がもたらす新たな交流を、学校内のみならず地域との協働のまちづくりへ広げる取組を進めてまいります。

また、大空高等学校における将来のグローバル探求リーダーの育成を目的として、意欲ある空高生を支援するため、国内外の短期留学に必要な交通費や滞在に係る費用の一部について、引き続き補助いたします。

今後も、学校づくりと地域づくりを融合させ、未来を創る人を育てることを目標に、多くの生徒に大空高等学校を進路選択いただけるよう引き続き魅力ある学校づくりに努めてまいります。

家庭・地域との連携・協働の推進につきましては、親、保護者を対象に家庭教育支援講座を開催し、ICTを活用した子どもとともに成長するための学びの機会の提供に努めてまいります。

また、家庭教育ナビゲーター養成研修を実施し、子育てに悩む親などに対し、気軽に相談等に応じることができる人材の育成に努めてまいります。

女満別地区小・中学校及び東藻琴地区小・中学校の学校運営協議会、大空高等学校の学校運営協議会の機能をいかした地域とともにある学校を目指し、活動の充実・推進を図ってまいります。

生涯学習・社会教育の振興につきましては、第2次大空町社会教育中期計画に

基づき、町民が地域への関心を高め、自主的に学ぶ環境の整備や機会の創出に努めてまいります。

少年教育につきましては、福祉部局と連携し、放課後子ども教室推進事業、子どもワールド 21 を通じて、放課後や週末の安心・安全な場所の確保に取り組んでまいります。

次代を担う人材育成事業として、積極性や社会性の育成のため、学校や各種社会教育団体と連携し、リーダースクールに取り組んでまいります。

青年教育につきましては、様々な業種や違った立場にある町内の各青年団体が相互に交流し、連携を深め、活性化するための取組を支援いたします。

成人教育につきましては、生涯学習奨励員と協働して、興味関心の高い学習講座や地域課題、生活課題に対応した事業に取り組んでまいります。

また、まちづくりや地域づくりを担う人材の登録・活用のため、リーダーバンク、生涯学習リーダーネットの更新・活用促進を図ってまいります。

高齢者教育につきましては、知識・教養の習得や仲間づくり、積極的な社会参加を促すことなどを目的とすることぶき大学を引き続き開校し、高齢者の方々の学びの場の充実を図ってまいります。

読書活動の推進につきましては、第4次大空町子どもの読書活動推進計画及び大空町図書館第4期5ヶ年計画に基づき、町民が必要な情報を得たり、教養を深めたり、気軽に活字文化に親しむことができるよう図書館資料の整備充実と利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

芸術・文化活動の推進につきましては、文化団体協議会をはじめ、各種文化団体等への活動支援を行うとともに、一般財団法人大空町青少年育成協会と連携し、質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供に努めてまいります。

国の天然記念物に指定されている女満別湿生植物群落につきましては、有識者で組織する「女満別湿生植物群落保全対策検討委員会」からの提言を受け、保全対策を講じるため、文化庁をはじめとした関係機関との協議調整を行ってまいります。

生涯スポーツの普及・振興につきましては、町民の皆さんが、生涯にわたってスポーツに取り組み、心身ともに健康な生活を送ることができるよう各年代や要望に応じた運動並びに、スポーツ機会の提供と環境整備に努めてまいります。

スポーツ協会やスポーツ少年団をはじめ、総合型地域スポーツクラブやウインタースポーツ実行委員会などの自主的な活動に対し、引き続き支援いたします。

また、全道大会や全国大会へ出場する際の費用の負担軽減や指導者の資格取得経費の一部について支援いたします。

社会教育団体で実践してきましたモルックにつきましては、出前講座や町民大会を開催するなど、障がいや年齢、性別を問わず、誰もが楽しむことができるインクルーシブ・スポーツとして普及させ、人々の多様な在り方を認め合える共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

世界の第一線で活躍したアスリートによるスポーツ体験教室や講演会を行なうオリンピック事業を通して、スポーツの楽しさや魅力を伝え、体力や年齢に捉われず誰もが目的に応じてスポーツに親しむとともに、町民自ら積極的にスポーツ・運動・健康づくりへ参画いただけるような施策を展開してまいります。

安心・安全な教育環境の構築につきましては、安全で快適な利用環境を整えるため、指定管理者と連携し、施設利用者へのサービス向上に努めてまいります。

学校施設等長寿命化計画に基づき、利用状況を踏まえた上で、計画的な施設の維持管理及び設備、備品などの整備に努めながら利便性向上と長寿命化を図ってまいります。

女満別研修会館に関する施設更新につきましては、町長部局と連携し、大空町全体における公共施設の在り方と調整等を図りながら社会教育施設の役割と機能を検討してまいります。

以上、令和7年度において、重点的に取り組む施策について申し上げます。

大空町教育委員会としましては、先行き不透明で変化の激しい時代を乗り越え、学び・考え・様々な困難に対応できる子どもたちの心豊かな逞しい成長と町民皆様の活気と潤いに満ちた生涯学習社会の創造を目指し、学校・家庭・地域はもとより、町長部局並びに関係機関、団体等との連携を図りながら、本町教育の充実・発展のため、鋭意取り組んでまいります。

また、令和7年度からスタートする小中一貫教育を通じて、大空町の将来を担う子ども、大空町で暮らす幸せを感じる子ども、どこに居ても大空町を想う子ども、自分で路を切り拓く飛行機人を育ててまいりたいと考えております。

町民の皆様と議員各位の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和7年度大空町教育行政執行方針とさせていただきます。

◇議 長 これで、教育行政執行方針の説明は終わりました。

傍聴人に申し上げます。静粛をお願いします。

◎日程第7 一般質問

◇議 長 日程第7、一般質問を行います。順番に一般質問を許します。

2番、川村淳議員。

◇川村議員 令和7年、第1回定例会通告に従い一般質問をさせていただきます。

私からは、障がい児の支援政策の充実についてということで、ご質問をさせていただきます。

大空町障がい福祉計画及び大空町障がい児福祉計画に基づき支援する環境の整備を一步ずつ進めているかと思われます。この環境整備について担当者も非常に苦労されているかと思いますが、町としても早急な対応が必要なことも感じていると思います。

先日、障がい児を抱える親からも切実な苦労をしているというお話を伺う機会がありました。人口減少が加速していく中、大空町に生まれ住む障がいを持つ子。

また、その家族が一生住み続けられるまちとして、まちづくりを進めていかなければならないと感じております。

このことから、私からは2点、ご質問をさせていただきます。

(1) 障がい児福祉計画にある放課後デイサービスの設置に向けての現在の進捗状況について。

(2) 児童特化型のショートステイ導入についてのお考えについて。

この2点について町長の見解をお伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 川村議員からの一般質問にご答弁申し上げます。

1点目の障がい者福祉計画にある放課後デイサービス設置に向けての進捗状況についてであります。

現在、町内には、放課後等デイサービスを提供する事業所はありません。そのため、利用対象の児童は網走市など町外の事業所を利用していますが、移動手段の問題だけではなく、各事業所の定員が逼迫し、十分な利用回数を確保出来ていない現状にあります。

本町の障がい福祉計画において、放課後等デイサービスを初めて位置づけたのは、平成30年度から令和2年度までの期間である第5期計画であります。第5期の計画期間では、設置について検討を行うこととし、続く第6期計画には、最終年度の令和5年度に設置することを明記しました。

しかし、過去6年間、実施主体の検討や利用者ニーズの確認を行ってきたものの、設置に向けての具体的な進展はありませんでした。この状況に関しては、令和5年第4回大空町議会定例会において、同僚議員から一般質問いただいた際に、重点的に検討すると答弁を申し上げたところであります。

障がいのあるお子さんの保護者からは、一刻も早い実施を望む声があるため、町としては大きな課題の一つであると認識をしているところであり、直近で策定した第7期の障がい福祉計画において、令和8年度までの計画期間で、優先して体制を充実することといたしました。

具体的には、令和6年度に運営方法の検討及び人材の確保を行い、令和7年度には、既存施設の改修及び運営準備を経て、令和8年度に事業を開設することを位置づけています。この計画に基づく進捗状況につきましては、令和6年度に社会福祉協議会において、障がい者福祉の部署を開設いただいた際に放課後等デイサービスの実施を検討いただくこととし、開設に向けて、町が協力して進めていくこととしています。

これまで、社会福祉協議会において、運営基準を満たすための有資格者の採用のめどもついている状況であります。さらには、児童を受け入れる実務者につきましても、準備段階から企画立案に携わることができるよう、令和7年度に正式採用される予定です。

現実問題として、人材の確保が最も難しいという時代であり、大きな懸念材料となっておりますので、この機会を逃すことのないよう円滑な開設準備に向けて、町としても支援協力をしてまいります。

最後に、児童特化型のショートステイ導入の考えについてであります。児童特化型という考え方は、これまで全く町として、また、私としても考えていなかったものであり、計画にも位置づけされていませので、現段階では導入する予定、考えというものは何も持ち合わせていません。ショートステイということであれば、まずは、既に障がい者福祉センターちあふるで実施しているグループホーム併設型のショートステイの利用を児童も円滑に利用いただけるようにしていく

ことが、現実的であるものと認識をしております。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、川村淳議員。

◇川村議員 はい、2番。1点目について、私も人材の確保が最も難しい時代だと。

これは、この部署だけではなくいろんな面で難しいという時代が到来していますので、ただ、今、町長が言われたように進捗があるということを伺いまして少し安心したところでございます。

保護者の皆さんの中にも計画があることは知っているのですが、やはりいつ開設されるのか、また、いつまで待てばいいのか、その辺が分かればもう少し今の状況を頑張れるというお声もいただいておりますので、想定している開設時期について、現状の段階でいいので、今の町の考えをお伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 川村議員の再質問にご答弁を申し上げたいと思います。

計画に沿っていきますと、令和8年度に開設する予定であります、そういった障がいをお持ちの保護者の心配、そういったことを考えていきますと、準備が整い次第始めていくということが求められているのではないかと、そのように考えております。

検討段階として想定しているのは、児童発達管理責任者という資格の研修を修了する期間を踏まえて、そのほかの準備が全て順調にいった場合に、今、私どもで考えているのは、最短で令和8年1月に開設ができるのではないかと、そのように見込んでいるところであります。

また、開設する場所については、既存の公共施設を改修して利活用する予定であり、候補は絞り込んでいるところでありますが、まだまだ、関係機関と調整が必要ですので、場所については差し控えさせていただきます。

以上、川村議員からの再質問のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、川村淳議員。

◇川村議員 はい、2番。町長ありがとうございます。

1点目については、なるべく、一刻も早く開設できるよう我々も協力して進めなければならないと、改めて思っているところでございます。答弁ありがとうございました。

次に2点目についての再質問ですが、小学校の特別支援学級の在籍児童は、8時にならないと登校出来ないというところでお話を伺っております。ただ、7時半に出勤しなければならない保護者がおりまして、登校時の支援を求めて、現状あるファミリーサポートを活用したいということで、申し込んだところ断られたケースというのもあるとお聞きしております。

札幌では放課後デイ等サービスの事業所をこれ以上増やすことが出来ない実

情から、児童特化方のショートステイを開設するように推奨されているという情報もありまして、道内では、旭川や苫小牧など都市部に開設されているようです。

大空町も児童特化型のショートステイがあれば、登校時の支援も可能ではないかと思ったので、今回質問をさせていただいた背景にあります。

また、ニーズに対応するサービスの充実を検討していただきたいと思っています。

そこでファミリーサポートの充実、という部分になるのですが、障がい児に対応できる部門があったら利用者がもっと多くいるのではないかと思うのですが、その辺のお伺いについて、改めてお伺いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 川村議員の再質問にご答弁を申し上げます。

特別支援学級に在籍する児童と保護者への支援というのは、非常に重要であると認識しているところでありますけれども、町内においてはサービス資源が少ない状況であります。

学校の登校時間 8 時以降にということで、私も子供が大きくなって、小学校に接することがなくなったものですからちょっとその辺は分かりかねるのですが、登下校時の支援というのは、まさに社会福祉協議会が実施しておりますファミリーサポートの援助内容の一つでありまして、ファミリーサポートを利用できることが望ましく、既にあるサービスを充実させ、時間をかけずにそれを利用できるというように考えますので、まずはファミリーサポートの受入れ対応を充実することに社会福祉協議会と協力しながら、注力してまいりたいと考えております。

また、部門分けをするかどうかということもありますけれども、まずは障がいのある児童も受入れできるようにしていかなければならないと考えています。実際には、援助会員の経験不足であるかと思いますので、障がいに対する理解を深めるための援助会員向けの研修を実施して、適切な知識を持った上で、受入れに当たっていただけるよう、町としても協力してまいりたいと考えます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 2 番、川村淳議員。

◇川村議員 はい、2 番。町長、ご答弁ありがとうございます。私もせっかくあるこのファミリーサポートの事業、内容を見るとやはりすばらしい内容になっておりますので、やはり全ての子供たちに対応できるような体制をここも早急に整えていただいて、こども園の場合は 7 時半から受入れになっているので、そんなに問題はなかったのですが、やはり小学校に上がると時間の制限が今後出てくるというところを考えますと、ファミリーサポートうまく活用しながら、住民生活、住民サービスの向上を図るというのが大切かと思いますので、その辺をいま一度ご検討いただきまして、質問を終わらせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ご質問ありがとうございます。社会福祉協議会のほうでは毎年ファミリーサポートを行っていただけるその会員さんというものを募集されております。そのサポートの主な内容の中に、この保育施設等への子供の送迎というのは、まさに、今回のテーマ、認定こども園や小学校への送迎、送り、さらには迎えに行くという事は、まさにその活動の内容になってございますので、それで、ファミリーサポートやはりご利用いただきたいというところはもちろんなのですが、なかなか、ファミリーサポートを利用したいという保護者と、それと、受入れてもいいよという受入れ側のマッチングというのですか、そういったものがなかなかうまくいっていないこともあるのかなと、そのように思っておりますので、その辺の連携がうまくいくように、社会福祉協議会のみならず、大空町の福祉部局もしっかり連携しながら取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

◇川村議員 終わります。

◇議 長 これにて、川村淳議員の一般質問を終了します。

◇議 長 日程第7、一般質問を続けます。
次に9番、上地史隆議員の一般質問を許します。

◇上地議員 通告に従い一般質問に移らせていただきます。ほかにご登壇される議員の方と、質問の内容、説明が重なるところがありましたら、ご容赦をいただきたいと思います。

それでは早速質問に移らせていただきます。一つ目の質問は上下水道の老朽化の問題についてでございます。

最近の報道などでも大きく取上げられ、皆様も大変衝撃を受けられたことかと思いますが、埼玉県八潮市の下水道管老朽化による道路陥没事故についてであります。現在も懸命に救出作業が行われておりますが、残念ながら難航しており、いまだに救出がされておられません。一刻も早く救出されることを心より願っております。また、関係者の方にもお見舞いを申し上げさせていただきます。

今回の原因にもなりました、上下水道の老朽化が全国的に深刻な問題となっております。原因としては配管の多くが高度経済成長期に布設され、現在に至るまでその多くが耐用年数を超えて長年使用されていることや、メンテナンス等の不足による劣化により漏水や断水、それらによる道路陥没事故が発生をし、住民生活にも多大な影響を与えております。国土交通省の発表によりますと、2022年度の道路の陥没発生件数は1万548件であり、これらの数値からも、どこで発生するか分からないという状況になっております。そのことから、老朽化対策が喫緊の課題となっておりますが、大空町の対策の現状はどのようになっているのか町長にお伺いいたします。

続いて、二つ目の質問に移らせていただきます。二つ目の質問は、女満別空港

の利用促進の取組についてでございます。

女満別空港においては、女満別空港整備利用促進協議会や東北海道5空港利用促進協議会などにより、空港の利用促進や産業振興等による地域の活性化に向けた様々な取組がなされており、空港を核とした旅客数、交流人口の拡大による地域活性化の実現のための取組がなされてきました。現在空港を管理しています北海道エアポートは、同社が運営する道内の7空港の2024年12月の運用状況をまとめて公表されています。それらによりますと、7空港合計の旅客数は25万3,268人であり、前年同月比14.58%増、その中で国際線は20万4,851人、前年同月比9.35%増となっており、女満別空港につきましては、5万4,432人、前年同月比8.3%増となっております。そのことから空港所在地であります大空町はどのような取組がなされているのか、小項目3点について伺いをいたします。

まず一つ目は、女満別空港の利用者数と利用促進の取組の現状について。

二つ目は、女満別空港に就航している各航空会社への支援の取組の現状について。

三つ目は、女満別空港のアクセスに重要な2次交通の利用促進と関連する事業所への支援の現状について、あわせて町長にお伺いいたします。

以上で最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からの一般質問についてご答弁申し上げます。

まず、上下水道施設の老朽化対策ということで、大空町の上下水道施設の状況と対策でございます。

まず、水道施設につきましては、管路延長約391キロメートル、水源として、湧水2箇所と深井戸7箇所、浄水場2箇所、配水地15箇所が主なものとなっております。水道管路では、老朽化に起因する漏水事故により断水など住民生活に影響を与えており、そのことを踏まえ、令和5年度にこれら施設の計画的な更新を図っていくため、アセットマネジメント計画を策定いたしました。今後はアセットマネジメント計画に基づき老朽化が進行し漏水事故等が発生している管路の更新のほか、浄水場の機械設備や電気設備の更新を行ってまいります。

次に、下水道施設につきましては管路延長約82キロメートル、ポンプ場1箇所、マンホールポンプ場20箇所が主なものとなっております。下水道施設の老朽化の状況につきましては、水道施設と比較して、新しい施設ではありますが機械設備や電気設備に関しては、耐用年数が短いと計画に施設の更新を進めております。一方、管路施設に関しましては、下水道特有の環境からコンクリート構造物の腐食が進行している箇所があります。具体的には汚水をポンプにより圧送した先のマンホールがコンクリート製であるため、腐食を受けやすい箇所となっております。本町においては既に腐食対策を実施しております。

また、5年ごとに内部の状況を確認しており、令和5年度にも点検を実施し、異常がないことを確認しております。下水道の管路は、ほとんどが塩化ビニール管であるため、コンクリートのような腐食を受けることがなく、口径も最大のも

ので250ミリ、25センチと小さいため、大規模な陥没事故に至る可能性は非常に小さいものと考えておりますが、定期的な点検を実施し、状況に応じて適切な対策を実施してまいります。

次に、女満別空港の利用促進についてです。

令和6年1月から12月までの、女満別空港の利用者数は約77万5,600人です。コロナ禍により一時落ち込んだものの、コロナ禍以前の令和元年度と比較しますと9割にまで回復しています。通年運行しておりました中部線が夏季限定の季節運航となったことや、機材の小型化が大きく影響しておりますが、提供座席数に対する利用の割合は約76%で、令和元年と同水準となっています。

利用促進に係る取組につきましては、空港周辺の11自治体や経済団体などと協議会を組織し、プロモーション活動やキャンペーン、ツアー造成、地域の魅力をPRする誘客事業などを展開しています。路線の就航地先や航空会社、また、空港運営する北海道エアポート株式会社にもご協力をいただくなどして、利用の拡大と需要の創出に努めています。さらに、各航空会社を訪問するなどいたしまして、運航期間の延長や増便、新規路線の就航などを要望しているところでございます。

航空会社への支援につきましては、女満別空港を発着する新たな定期路線を開設、増便、運行期間の拡大、機材を大型化した場合に補助金を交付する支援制度を設けています。令和元年度から5年間の実績で、4航空会社に対して、延べ17件、総額約1,060万円を補助しています。また、国内チャーター便の運航に際し、着陸料など使用料を助成するほか、航空会社への直接的な支援ではありませんが、格安航空会社LCCを利用した町民に運賃の一部を助成するなど、路線の定着を側面から支援する取組を行っております。

最後に二次交通に関してであります。

空港からの移動手段としましては航空機の到着時刻に合わせて、定期バスが運行するほか、北海道エアポートがバス会社や観光事業者などと連携して、空港経由して観光スポットをめぐるバスの実証運行を行うなど、利便性の向上に取り組まれています。しかしながら、広大な土地に観光資源が分散しており、目的地間の移動が容易でないなど課題があります。鉄道やタクシー、レンタカーなども含めた様々な手段により、多様化する旅行者ニーズに対応が必要となります。

利便性が高くスムーズに移動できる公共交通の実現に向けまして、複数の交通機関を組合せた情報提供のほか、予約決済などをまとめて行えるサービスの取組が道内でも進められています。先進事例を参考とするほか、周辺の自治体や交通、観光事業者、関係団体などと連携し、旅行者の足の確保と誘客の促進につなげてまいりたいと思います。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。町長より上下水道の状況もお聞かせをいただきました。アセットマネジメントとか、または下水道に対してはストックマネジメント、それらを計画に沿って計画的に更新をしていくということもお聞かせをいただき

ましたが、その中で改めて質問したいと思うのですが、下水道の関係についてはコンクリートのところが腐食しやすいということで、その都度確認をしているし、また、5年ごとに下水道法の関係でしっかり点検をしなきゃいけないということで、令和5年に行っていることも確認をしました。

また、管路82キロだったと思うのですが下水道については。それにつきましても、実際にうちのところは塩ビ管でコンクリートではないということもあって、損傷リスクは本州に比べて低いとお聞きをしました。ですが、これから人口が減っていく中で、やはり単独で整備をしていくということは大変な課題にもなってくるのかなと。

また、実際に技術者の課題とかもございますし、上水道のほうが耐用年数的に古いということも確認はしましたが、やはりどうしても漏水、確認してその際更新していくとしても、管路391キロと大変長いものでございますから、今後それらも更新していくのは大変なことだろうなと思っております。そうすると、やはり、技術の話もしましたが、経費の問題も出てくるのだろうなと。そのように負担が大きくなれば、やはり身近に利用される方の負担も将来的に考えられるのではないかと、大変心配しているところでもございます。

また、北海道の耐震の関係で、実際に能登半島の地震で、上下水道インフラが損壊をして全国的に国土交通省調査を行って、昨年の3月、北海道の状況を説明しているのですが、これから耐震化を図っていかなければいけないという中で、1,886箇所のうち88箇所しか北海道はその時点では上下水道耐震化が行われていない。これから耐震化もやはり災害に備えて経費が増す可能性もありますが、しっかりと行っていかなければいけないとそのように思っておりますが、そのことについて、改めてお考えがあればお聞かせをいただければと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ありがとうございます。過去に同僚議員から同様な一般質問をいただいたことがございます。施設更新にはやはり多額の経費というのがどうしても必要になってまいります。水道や下水道のようなライフラインというのは、施設を継続させていく必要がどうしてもありますので、いかに最小のコストで効果を得るかということを考えながら、実施していく必要があるのではないかと、そのように考えております。

将来的な人口減少に伴う使用水量の減少を踏まえた、施設のダウンサイジングによる更新なども、現在進めているところであります。

特に女満別地区におきます水道においては、網走市の水道施設を活用させていただき、原水の供給を受けることで、水質改善だけではなく浄水処理に係る経費や将来的な浄水場の更新費用の軽減につながることであります。そういった努力をした上でも、不足してしまう経費というものは、やはりどうしても水道、下水道利用の町民皆様に負担していただければならないということもあります。

その際には、給排水事業経営審議会や議会の審議のほか、利用者である町民皆様のご理解をいただく必要がありますので、できるだけ早い段階からそういった議論をはじめ、情報提供というものを行ってまいりたい考えであります。

ただ、やはり先ほど申しましたように、いかに経費を少なくしていくか、そういったことを考えながら、さらには今回の能登の耐震でもありますけども、国の様々な施策を注視しながらしっかり行ってまいりたいと考えております。

◇議 長 9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9 番。改めて質問をさせていただきたいと思いますが、町長から言われたように、網走市の水質改善だけではなくて、水道施設を利用することによって、コストの削減などにも努めてまいりたいということも確認させていただきましたし、やはりどうしても負担が増していく中、耐震のほうについては国の施策なども見ながら進めていくということでありましたが、実際に水質改善は心待ちしている方もいて、臨時会でも質疑した経緯で、もう供用開始 12 年にはうまくいけばできるということもあって大変うれしく思ったところであるのですが、これから値段が上がってく中議会そして給排水の経営審議会のほうでも、しっかりと諮りながら進めていくということでもありますので、これから、いろいろと資材も高騰する中、各物価もそうですし、人件費等の課題もいろいろ出てくると思うのですが、できるだけコストかからない、またライフラインでありますので住民の方に負担にならないようにこのことについてはしっかりお願いをしたいと思います。

このことについて最後何かあれば、お聞かせをいただければと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員のおっしゃるとおり、経費というものが本当にここ数年で非常に上がっていて、例えば仮の話ですけども、1,000 万円で仮に 100 メートル過去にやれたものが、今では 1,000 万円だと 50 メートル、半分しか事業が出来ないといったように、本当に費用経費というものが上昇しているところでもあります。

さらには、人口減少もあって、1 人にかかる負担というのが大きくなっているところでもあります。そういった中での住民である水道、下水道利用者の負担を増やすというのは、やはり、町民皆様の生活に大きな負担となってくる問題でありますので、今後も経費節減に努めながら、しっかりした事業経営を行ってまいりたいと考えております。

様々な場面で、この上下水道の料金という部分について、ご意見をお聞かせいただく機会があるかと思いますので、その節にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

◇議 長 上地議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩します。
再開は午後 1 時とします。

(休憩 午前 12 時 00 分)

(再開 午後 1時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議 長 日程第7、一般質問を続けます。9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。昼前に引き続き質問のほうさせていただきたいと思います。

町長からご説明をいただいて、空港の利用の方も77万5,600人だったと思いますけど説明で、コロナ禍前の9割ぐらいに戻ってきていると。そのおかげもあって町政執行でもあるように観光の方も増えているのかなと思います。

1点目と2点目についてはちょっと重なることもありますので、あわせてお伺いしたいと思いますが、町としても就航支援、各航空会社に行っていると。

また、自治体も11自治体、または観光、そして北海道エアポートも入れて航空の各会社等にしっかり連携をしながら取り組んでいるということもお聞かせをいただきました。

また、体験型のツアーとかそういうものも功を奏して来ているのかなと思っております。その中で改めてお聞きしたいのですが、やはり北海道エアポート、民営化して5年以上経過するのですが、課題としてはほかの分野と同じようになかなか人材の確保というところで大変ご苦労されていると。それこそニュースなどのコメントに社長が出ていたのですが、グランドハンドリングと言って航空機の誘致、または荷下ろしとか、地上の受入れ体制で大変苦労されていると。それこそ北海道アドベンチャートラベルのおかげもあって、あと円安の追い風もあって多くの方が利用されてきている中で、やはりなかなか地方の空港に限った受入れ態勢が厳しいというお声もお聞きをしております。実際に、私たちの町としても就航支援として、1便1か月当たり小型から大型まで2万円から6万円だったと思いますが、しっかり連携しながら支援していることは評価をしたいと思うのですが、しっかり増便して新規航路を拡大するに当たって、やはり一番の課題が受入れ体制ということがございます。このことについて、何か考えていることがありましたら町長のご見解をお伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員より、空港における受入れ態勢、特に近頃言われておりますのは、航空事業者におけるグランドハンドリングスタッフ不足の問題ということが言われているところであります。

他の空港においてはグランドハンドリングのスタッフが不足していて、チャーター便が就航するにもその受入れ態勢が整わないので、お断りするというようなケースもあるとお聞きしております。幸いにいたしまして、女満別空港におきましてはグランドハンドリングスタッフ、そして荷物の出し入れ等も含むスタッフについては今のところ何とか充足しているとまでいきませんが、足りている状況だというお話を伺っております。そんなこともあって、この2月流水観光シ

ーズンこれF D Aさんフジドリームエアラインズさんのほうで、チャーター便を多数飛ばしていただいておりますのも、これもグランドハンドリングスタッフが何とか対応出来ている証左なのかなとそうように思っております。

なかなかスタッフを確保していくというところは、ほかの職種でもそうですけども、人員の確保というのは大変難しいものであらうかと、そうように思っております。

そうした中で空港のある本町におきましては、小学校の時さらには中学校、そして高校で、航空会社の社員、職員による航空教室というものが行われてきております。そういった中で、将来、自分の進む道として、グランドハンドリングスタッフ、さらには航空業界に職を希望する、そういった子供たちが育っていただけるように、そういったところをしっかりと町としても協力してまいりたいと、そうように考えております。

◇議 長 9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9 番、町長よりグランドハンドリングの課題、またはふるさとチャーター、またはフジドリームの関係のチャーター便など、いろいろご説明をいただきましたが、その中で改めてお聞きしたいのが、先に聞こうと思ったのですが、L C Cの関係で、利用促進で町内の方に支援をしていくと。これ、一番あるのはやはり宿泊とか観光、かつ流水のシーズンは特に沿岸線とか、そういうこともありますし、広域で取り組んでいく中で、やはり、ほかの自治体にもそのように地域の方に利用していただくとか、そういうことのお話とかあれば、話せる範囲で結構でございますので、教えていただければと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 旅行客の誘客に伴う地域の連携といいたいまいしょうか、そういったところにつきましては、先ほどもご答弁で申し上げましたように、1 市 1 1 町さらには経済団体や関係団体等で構成いたします女満別空港整備利用促進協議会、これ私が会長を仰せつかっているのですけども、その中で各種プロモーションやそういった活動をして、誘客のほうに取り組んでいるところであります。さらには航空会社への支援等につきましても、その構成団体が協力の中で、負担を分かち合い実施しているところでありますので、今後とも現在ある女満別空港の利用促進、特に国内便に伴う利用促進につきましては女満別空港整備利用促進協議会が、さらには北海道エアポートと共に取り組んでまいりたいとそうように考えております。

◇議 長 9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9 番。町長より空港利用促進協議会通じて、これからも各関係機関、航空会社なども含めてしっかりと対応していただくということなので、このことについては質問を終わりたいと思いますが、最後に二次交通に関して再度お

伺いしたいと思います。

町長より定期バス、網走が到着に合わせて、バスの運行していただいていると。

また、北見までのバスもありますし、その中で、やはり課題となるのは北見の方も網走の方も共に、バスの有資格者人材がなかなか確保出来ないという課題があると思います。

網走においてはA I オンデマンドどこでもバスとか、2024年の働き方改革の影響もあって、なかなか人材確保するのが難しい中しっかり対応されているのかなと。また、先般の新聞などでもあったように、地域おこし協力隊の方がバス会社に就職されたということとか、また、資格の助成をしているということもあって大変ありがたいことではあるのですが、やはり今後の課題としては、やはり二次交通が、町長の説明にもあったように地方は大変なところがあると。今後、少しずつ影響が出るのではないかと大変心配しているところではあるのですが、また、J Rの方も二次交通として、空港利用する際に一つの重要なものではないかなと思っております。

J Rについても、町政執行方針で利用促進に対して支援をしていくということはお伺いをしていますが、実際にJ Rについても、女満別空港といえば西女満別駅の話が出たりとか、実際に先輩の議員たちが質問した経緯もありますし、そこで、だからといっても秘境駅ではあるのですが、空港に一番近い秘境駅ということもあって、利用者数も観光の方、ちょこちょこ利用したり動画とかも出ていて、そこを再開発する話も昔はあったことも承知しています。DMVとかそういうものも使ったりとか実証検証を行ったりとかもあるのですが、せめて空港から行く際に表記、僕も実際歩いてみたのです、どんなものかと。そうしたら西女満別駅と小さく表記はあるのですが、冬期は難しくても、やはりそういう観光の一つとして使っていただくと、また、空港を利用する方がそこから連結する。確かに今年ダイヤの改正があってちょっと難しいのはあるのですが、そういうことで少し魅力の発信にもなるのではないかなと思っておりますし、中には秘境駅めぐりする方もいますので、空港と連動して、先輩方からも質問あった経緯もあるので、しっかりとこういうものもできる範囲で結構でございますので、活用出来ないかと思いますが、そのことについて町長から何かお考えがあればお聞かせをいただければと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員のほうから二次交通に関して再質問いただきました。近年の旅行の形態というのが本当に多様化しています。

昔は空港に降りたらそこに団体専用のバスが来ていて、大型バスで移動し周遊するという形態が多かったかと思いますが、近年は個人客というのが多くなってきて、本当に多様化し、そのかいもあってレンタカーというところの事業というのが本当に増えてきているなと感じているところであります。しかしながら空港利用される方は、免許をお持ちの方ばかりではありませんので、免許保有していない方や、運転に不安のある旅行者への対応というのが必要であり、分かりやすい充実した交通網の提供というのが求められているのではないかなと思っ

ております。そうした中で、二次交通と言いますけども、私は少なくとも空港に降りたときに、網走方面そして北見方面に行くバスというのがしっかり運行をいただいていると認識しておりますので、その部分、本当に女満別空港は二次交通が脆弱なのかというと、決してそうではないなと思っているところであります。

それであっても様々なニーズにこたえる、交通ネットワークの整備というものは必要であるけども、ただ容易なことではないということも認識しております。

交流人口の拡大や観光事業の取組に向けまして、関係各所、これ大空町だけでできるものではございませんので、関係各所、先ほど来申しました北海道エアポートも含めて、様々なところと連携しながら対応を考えてまいりたいと思います。

そしてもう1点、西女満別駅の利用ということでございます。女満別空港からの移動手段として、鉄道をどうしても利用するというような場合には、私はバスやタクシーを使って女満別駅からの乗車をご案内するのが一番ベストではないかなとそのように思っております。確かに地図上では、西女満別駅が空港から最短での最寄り駅とはなっておりますけども、空港からのアクセスとして、西女満別駅を利用されている方というのは、私は極めて少ないのではないかとそのように思っております。

空港から西女満別駅までは、バスの運行もなく、特に冬期は徒歩での移動になり、危険を伴うものと考えております。そのようなことから、案内、西女満別駅に向かう案内表示は一応あるのですが、そういった案内表示が古くなり、また、見づらいというようなことになって、更新をしなければならないというような場合には、しっかりそれに対応していきたいなと考えておりますけども、現段階におきまして、空港から西女満別駅に誘導するような新たな環境整備というのは、現時点では私としては考えておりませんのでご理解を賜りたいと存じます。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。最後質問させていただきたいと思いますが、町長言われたように、西女満別駅の表示。それは今後利用を見ながら検討していく課題と、更新する時期は来たら多言語表記とかもありますし、今後考えていただけるのかなと思いますが、今回、確かに女満別駅まで利用するということは、特に冬期はそういう考えになってしまうのではないかなと思いますが、西女満別駅は歴史もある。住民有志が1946年10月10日に請願して、吉野駅から西女満別駅変わったということもありますので。確かになかなか二次交通になるのかというと、難しいところもあると思いますが、あれはあれで、しっかり何かしらの形で利用をしていただきたい。それが一つお願いでもありますし、また、町長がそれこそバス、鉄道そしてレンタカーのほうで利用の方が増えていると。確かに全国的にもレンタカーの人は増えてきているなど。私たちの町も実際レンタカー利用されている方よく見ますので、増えているだろうなど。その一方で、やはり問題としては交通ルールをしっかり把握してない方もいるのかなと不安を抱いているところでもあります。実際に国会の中でも問題になった外免制度、簡単に切替えも出来て、質問項目も簡単なことを10問ぐらいのものをやればできるというものもありますし。あとは、やはり同僚の議員の方も1回空港線のレンタカーの問題とか質

問した経緯もあるのですが、やはり、安心して、しっかり利用していただく。これから増えるにあたって、やはり地域住民の方も多少不安なところもあるのではないかなと思っておりますので、レンタカーの利用についても、できる範囲、レンタカーの会社に願う形にはなると思うのですが、しっかりしていただきたいと思いますが、このことについて、お考えがあればお聞かせをいただければと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず西女満別駅の利用に関しましては、これ私は観光客というよりは、地域住民の方が利用されている重要な駅だと認識しておりますので、しっかり西女満別駅、空港、航空関係とはちょっと離れるかもしれませんが、西女満別駅の利活用というところはしっかり行っていきたいと考えております。

また、レンタカーにおきます交通ルール、特に近年多い外国の方のレンタカーの運転に対するマナーについて、心配だというお声はあるのかと思いますけども、なかなかそこに行政として何ができるのか、特に空港が所在する大空町として何ができるかというところはなかなか難しい問題かなと思っております。実際のところ行政とレンタカー会社とで、何か協議会的なものがあるわけでもないものですから、なかなかそういった公の場で、そういった問題について、協議する場というのは今のところないような状況となっております。これに関しましては、大空町というよりは、空港を管理している北海道エアポートとも連携し合って、その辺の対策の仕方、どのような周知の方法があるのかといったことについて、北海道エアポートとの会合というのは、年に数回あるものですから、その中で話題に出させていただきたいと考えています。

◇議 長 9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 しっかりと何回も言うように、北海道エアポートまたは航空関連、または関係する自治体とも、しっかりと協議をしながら取り組んでいただきたいと思います。以上で終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ありがとうございます。女満別空港に降りられて、この地域を観光される方の経済波及効果というのは、多岐に渡っているのだらうなと思います。そういったこともありますので、しっかりと関係する市町、経済団体、観光団体としっかり連携しながら、今後も女満別空港の維持発展に努めてまいりたいと思いますので、今後ともご指導いただきますようお願いいたします。

◇上地議員 一般質問を終わります。

◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。

◇議 長 日程第7、一般質問を続けます。

次に3番、福田淳一議員の一般質問を許します。

◇福田議員 令和7年第1回大空町議会定例会一般質問通告書に従い質問いたします。

質問事項は、中学校部活動の在り方に向けての取組方針についてです。

全国的に深刻な人口減少が進む中、中学校部活動の変化も著しく、単独校でのチーム編成が出来ずに近隣の中学校との合同チームにしなければならない状況になっております。

国は地域移行から地域展開へと方針を変えて、推進から実行に修正しながら、まずは休日の部活動の地域展開を目指すこととしています。ほかの市町においても、地域展開を見据え拠点校方式で、学校により部活動を選択する取組を始め、小学校から高校まで同じ場所で一緒に活動する方式をとるなどの話が聞こえるなど、各地域で、何らかの方策を模索しながら活動に取組始めています。

大空町の中学校においても単独では人数が足りず、近隣校と合同で大会参加してきている経緯や、他の市町の活動団体から参加している子供たちがいる中、必要な方策を考えなくてはいけない状況になっていると思います。

現時点での教育長の見解を伺います。一つ目としまして、中学校では、今現在、部活動の状況はどのようなになっているのか。また、部活動の数や加入状況などが分かる範囲で教えていただきたい。

また、令和5年に同僚議員から部活動について、一般質問されていますが、そのときから今まででどのような検討、または取組を教育委員会では行っているのか伺います。

二つ目では、国や道からの動向に伴いオホーツク管内や近隣市町などの申合せなど話合いがあるのか。また、学校と教職員などとは情報を共有しながら意見交換などを図られているのかを伺います。

三つ目は、今後はスポーツ協会、文化団体などの社会教育グループと学校教育グループが連携協力しながら地域展開を見据えた方策はあるのか。また、具体的な方向の考えを持っているのか。今時点で言えることがあれば伺います。

以上大枠3点について質問いたします。

◇議 長 関谷教育長。

◇教育長 福田議員の一般質問に対してご答弁申し上げます。

まず1点目の本町における中学校部活の現状と、今日までの検討取組状況等についてですが、女満別、東藻琴両中学校の部活動の現状につきましては、今年度各中学校において、単独で部活動を行っているものが計6部。他の中学校との合同チームによる部活動を行っているものが計4部となっております。両中学校ともに生徒が年々減少しており、特に団体競技に関しましては、必要とされる規定人数に達しないことなどから、種目によっては他校と合同チームを組まなければ、各種大会等に参加することが出来ない現状にあり、今後もこのような状況等は続

くものと考えております。

なお、今年度の女満別、東藻琴両中学校の部活動の種類、生徒の参加人数及び加入率につきましては、後ほど担当課長から答弁させます。

部活動につきましては、全国の学校現場における教職員の働き方改革等の流れを受け、令和4年12月にスポーツ庁と文化庁から学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが示され、部活の地域への移行を推進することとされました。教育委員会としましても生徒に対する豊かなスポーツ文化活動の場を確保するための改革に取り組む必要があると考えており、これまで近隣市町の動向調査や事務担当者間の協議、北見市、紋別市などの先進取組自治体への視察訪問などを行っております。

また、今年度今後の部活動の方向性を示すため、小・中・高等学校の各校長やスポーツ協会、文化協会等の代表者、保護者代表であるPTA会長、有識者の方などにご参加をいただいて、大空町部活動の在り方検討協議会を設置いたしました。この部活動の在り方検討協議会では、部活動の地域移行地域展開における目指すべき姿を、スポーツや文化芸術に継続して楽しむことができる機会を確保し、子供たちや保護者の期待にこたえるべく議論を進めております。拠点校方式、地域クラブ方式、必要に応じて、近隣市町との広域連携の可能性など、いろいろな選択肢や生徒の移動に伴う交通費、送迎にかかる費用、さらには指導者への報酬等の財政的な課題など、部活動の在り方検討協議会の今後の議論の中で、これらの課題等を整理し、教育委員会会議、議会の協議等を経て、町民説明会などの開催を通じて、広くお示しをしていきたいと考えております。

次に2点目の国、北海道の動向、オホーツク管内や近隣市町、学校・教職員間の情報共有についてですが、国、北海道の動向等につきましては、適宜各学校へ通知しておりますとともに、定例の校長会議及び教頭会議を通じて、情報の共有に努めているところです。また、オホーツク管内においては、市町村教育長会議等で、各市町村の近々の課題としてテーマに取上げられるなど、意見交換が行われているとともに、各市町村の事務担当レベルでは、部活動の今後の地域移行、地域展開の進捗状況など、情報共有に努めているところです。

一方、学校現場におきましては、昨年度、児童や生徒、保護者、教職員に部活の在り方に関するアンケート調査を実施し、現状把握と分析等を行い、部活動の在り方検討協議会の協議検討資料として提示をいたしました。これら全ての資料や内容等につきましては、各学校長を通じて教職員への周知及び情報の共有化に努めているところです。

続きまして3点目の今後の各団体等との連携協力、地域移行、地域展開型に対する方策についてですが、地域の団体等につきましては、後ほど担当参事より説明させますが、大空町内には、スポーツ団体や文化団体、スポーツ少年団があり、それぞれに活動目的を持って主体的な取組を行っております。教育行政執行方針も触れさせていただきましたが、教育委員会では、生涯スポーツの普及や芸術文化活動の推進の観点から、これらの各団体等の主体的な取組に対し、支援を行っております。

部活動の地域移行、地域展開における受皿の一つとして、こうした地域の団体等の活動の場で、生徒たちが一緒に活動できる環境づくりを進めるという考えが

ありますが、各団体等にはそれぞれに、主体的な活動目的がありますことから、まずは情報の共有を図り、各団体等の意向もお聞かせいただきながら、慎重に協議を進める必要があると考えております。

また、教育委員会では生涯学習リーダーネットという指導者登録制度によって、様々な分野の指導者が登録されております。こうした方々にも情報を共有しながら、大空町における部活動の地域移行、地域展開の在り方について議論を深めていく必要があると考えております。そのため、現時点において、地域の団体との具体的な連携に係る方策をお示しすることは出来ませんが、生徒のため、より良い方法を、地域の方と一緒に考えていくことが肝要であり、多くの立場の方々などと情報共有してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 平田生涯学習課長。

◇生涯学習課長 私からは、今年度におけます女満別、東藻琴両中学校の部活動の種類、生徒の参加人数及び加入率につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、女満別中学校につきましては、現在6つの部が活動しております。順に部ごとの名称及び参加生徒数を申し上げます。卓球部26名、陸上部22名、野球部12名、女子バレーボール部10名、バスケットボール部の男子5名、女子9名及び吹奏楽部23名の6部活動計107名となっております。女満別中学校の生徒総数126名に対します今年度の部活動への参加加入率は84.9%となっております。

次に、東藻琴中学校につきましては、現在4つの部が活動しております。先ほど同様、順に部ごとの名称及び参加生徒数を申し上げます。陸上部5名、野球部6名、女子バレーボール部12名、及び弓道部15名の4部活動計38名となっております。東藻琴中学校の生徒総数51名に対する今年度の部活動への制度加入率につきましては74.5%となっております。

女満別、東藻琴両中学校の部活動のうち、野球部と女子バレーボール部の二つの部活動につきましては、各中学校単独の部活動ではなく、近隣の小清水中学校と合わせました合同チームとして活動されております。小清水中学校の野球部は10名、女子バレーボールは1名となっております。野球部、女子バレーボール部ともに、平日普段はそれぞれの学校にて部活動を行い、土日、あるいは各種大会前に1か所に集まって合同の練習等を実施しており、部員同士の意思の疎通や連携プレーの確認など、お互いが協力し合って取り組まれているところでございます。

なお、その他に中学校の部活動へ加入せず、町内のクラブチームに所属して活動されている生徒や、他市町のクラブチームに所属し、他校の生徒などとともに活動されている生徒、さらには、部活動に加入しながら別の種目の町内外のクラブチームに所属して活動等をなされている生徒もおりますので、申し添えたいと存じます。

以上、部活動の種類、生徒の参加人数及び加入率につきまして、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 私からは、地域のスポーツ団体や文化団体、スポーツ少年団の状況につきましてご答弁申し上げます。

令和6年度に大空町スポーツ協会に加盟する団体数は23団体あり、会員の合計は711名となっております。昨年度に比べ陸上協会が発足したことから、団体数は増えましたが、全体の会員数は20名程度減少しております。

次に、文化団体協議会に加盟する団体数は、令和6年度は15部門24団体で、前年度と同数ですが、令和4年度からは1団体減少しております。

また、スポーツ少年団につきましては、令和5年度は10団体133名の団員数でしたが、令和6年度は1団体減少して9団体となり、団員数も7名減って126名となっております。

なお、生涯学習リーダーネットには、大空町指導者リストとして、58件の個人及び団体の方が登録をされてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番、福田淳一議員。

◇福田議員 はい、3番。大空町の中学校の現在の状況を説明いただきました。人数の割には多くの活動があり、高い加入状況の中で活動されていますが、3年生は7月ぐらいで引退され、1・2年生での活動になると考えれば厳しい状況ではないかと推測されます。また、部活動種目がなく、町内外のクラブチームに所属して活動されている生徒もいるということで、限りあることはいなめません。そして、部活動在り方検討協議会や指導者登録制度など、独自の形で動いていただけているなども確認出来ました。早急に多くの意見交換、議論を重ねていただくことを願います。部活動の地域展開に関しては、大空町に限らずほかの市町においても同様に検討が進められていると思いますが、最終的には市町村の実情などに応じた形に進められるのではないかと認識しています。

ある町では拠点校方式を採用したり、別の町では総合型地域スポーツクラブが運営を担ったり、また、ほかの町では地域クラブ化を進めたりと、いろいろな形態が想定されます。また、学校の教職員に関しては一定年数の勤務地で他校への転勤となりますが、赴任先の町により今まで勤務していた町の部活動と異なる方式になることはあり得ますし、現に北見市では、3年後には部活動の廃止という話も聞こえています。新たな赴任先により教職員の関わり方も、それぞれの市町の形態により変わってしまうのではないかなというような懸念が出てくると思います。私としては、今後、部活動の地域移行展開が進んだとしても、今までのように何らかの形で、学校の教職員の関わりは必要ではないかと思っています。ほかの市町村から大空町へ赴任される教職員に対し、大空町の方式に沿った形での関わりを持っていただけるのか、あくまでも教職員の個人的な考えによって、部活動

への関わり方が決まるのか。現時点において分かる範囲で結構ですのでお願いします。

◇議 長 関谷教育長。

◇教育長 再質問に対してご答弁申し上げます。部活動の地域移行、地域展開に関しましては、現在、文部科学省が令和6年8月に新たに設置しました地域スポーツ文化芸術創造と文化活動改革に関する実行会議において、様々な審議等が進められているところです。また、全国、全道各地、多くの市町村で、進捗状況等に差はあるものの、議論や検討が開始され、早い市町村では既に何らかの形で部活動が行われているところです。本町につきましても先進取組自治体への視察等で情報収集に努めておりますが、人口の多い自治体では、学校の枠にとらわれない地域クラブ方式の採用や部活動の運営自体を専門の民間業者へ委託するなど、各市町村の実情によって様々な形態の検討議論が行われております。こうした中、部活動に関する教職員のかかわり方が赴任先の市町村によって変わるのではないかという懸念についてですが、学校運営における部活の位置づけにつきましては、現在、文部科学省が示す学習指導要領において、生きる力を育む観点から学校の教育活動の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すべきと定められているところです。現在の中学校学習指導要領につきましては、平成29年度に改定されたもので、おおむね10年ごとに改定時期を迎えることから、次の改定は令和9年度と想定されておりますが、先ほど申し上げました文部科学省の部活動改革に関する実行会議では、地域展開の進捗等の実態を踏まえつつ、学習指導要領の次期改訂時に合わせて、学校部活動と地域クラブ活動に関する在り方を検討するとの方向性を示唆しておりますので、今後も国、北海道の動向や学習指導要領の改訂を見据えながら、教職員の関わり方を考慮していく必要があるものと考えております。なお、これまで学校の教育活動の一環として実施されてきました部活動が、段階的な措置もなく教職員の関わりをなくすことは、生徒が混乱する事態を招くおそれも十分考えられますので、学校や地域さらには保護者と情報共有を図り、大空町としてあるべき姿を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、再質問に対するご答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番、福田淳一議員。

◇福田議員 はい、3番。ありがとうございます。一番心配なのは大きな市町と同じ考えで赴任されること。また、比較されることはないように、各市町の違いをしっかりと打ち出していけるように準備、考えを示して進めていただきたいと思います。現段階では、まだまだこれからになると感じました。もう一つ、別の視点で再質問します。1回目の答弁で、各団体との連携や、地域移行、地域展開に対する方策において、町内のスポーツ団体や文化団体、スポーツ少年団について主体的な活動をされているとの答弁がありましたが、一方で、こうした団体などにおいては加入者の減少や後継者不足など、今後の継続した活動への課題なども

あるのではないかと思います。スポーツ少年団の指導者に関しては、地域の方々の献身的な指導体制によって、休日を問わず子供たちを見ていただいています、特定の方が長年にわたって指導を続けられることは現実な話として、いずれは限界を迎え、将来的な指導者の育成も大きな課題なのではないかと思います。こうした実情から教職員の関わりなくして、全ての部活動を地域で担っていくことは、将来的な継続性に不安があると考えます。全てを地域が担うのではなく、コミュニティースクールという観点からも、地域と学校の関わりは大切であり、新たな指導者の育成については、例えばスポーツ推進委員の方のご協力を得て、指導者として関わってもらったり、地域おこし協力隊制度を活用し、指導者となる隊員を広く募集するなど、様々な視点から誰かに負担が集中することがない方法を検討していくことが重要なのではないかと思います。さらに、この部活動問題については、現在、学校教育グループが事務局を持って対応しているところですが、スポーツ文化系のいずれも社会教育グループが所管していますので、学校教育と社会教育との間できちんと連携が図られ、情報共有されているのかを含め教育長の見解を伺います。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 再質問に対してご答弁申し上げます。スポーツ団体や文化団体における加入者の減少につきましては、議員のご指摘のように教育委員会としても承知しており、生涯学習活動の停滞や地域振興の衰退に関わる重要な問題として、今後、対策を講じる必要があると考えているところです。また、一方でこうした問題は人口減少という社会的影響によることが大きく、これまでの概念で全てを解決することは困難と考えており、新たな発想を取り入れていく必要があると思っております。スポーツ少年団における指導者育成につきましても、課題として捉えておりますが、さきにご説明しましたが、生涯学習リーダーネットや指導者資格取得助成制度につきまして、さらなる情報の発信に努め利用促進を図り指導者の育成に努めてまいりたいと考えております。また、ご提案のありましたスポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法第32条の規定に基づき、事業の企画や運営を行う役割について定められておりますので、部活動を直接指導する役割を担っていただくことは難しいと思われませんが、地域おこし協力隊制度を活用した指導者を広く募集することにつきましては、来るべき時期が参りましたら、町長部局の所管課と協議検討を進めてまいりたいと思います。先ほどご答弁申し上げましたように、部活動の位置づけにつきましては学習指導要領において、学校の教育活動の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すべきと定められておりますことから、現在、協議検討いただいている部活動の在り方検討協議会の事務局を、学校教育グループに対応させているところですが、スポーツ文化を所管する社会教育グループも事務局メンバーとして、常に会議等に参加されており、事前打合せなども含め連携が図られております。部活の地域移行、地域展開につきましては、教職員の働き方改革という側面と、議員ご指摘のように役割を地域が全てを担うことによって、特定の方に負担が集中することのないようにする狙いがありますが、大空町の現状としましては、先進事例のような地域の

核となるような総合型スポーツクラブはなく、部活動の運営を民間の専門行政委託することも財政面からも難しいと考えております。昨年度のアンケート調査において、一定程度部活動への指導の必要性や自分にやりがいを感じて、指導を希望される教職員もおられますので、そうした教職員の兼職兼業も含め、部活動に関わっていただくという選択肢もあるのではないかと思います。また、児童生徒及び保護者においても、部活動が楽しいことに期待されており、小学生の6割が中学校に入学した際には、何らかの部活へ加入を望んでいるというような結果も出ております。昨年の10月にスポーツ庁の新たな部活動改革方針案が示され、部活動を地域に開き地域全体で支えることを目的に、今後は、地域移行から地域展開へ取り組む方針となりましたことから、教育委員会としましてはこうした国の方針を踏まえた中で、子供たちの活動の場を確保するため、学校、地域が連携し町全体で、この大きな課題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導等を賜りますようよろしくお願いいたします。以上、再質問に対するご答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番、福田淳一議員。

◇福田議員 はい、3番。最後といたします。自分自身もそうでしたが、皆さんの中にも中学生になったとき、勉強より部活動に熱い思いを託して入部し、また部活動を通して人間関係、責任感や連帯感、礼儀、言葉遣いなどを学び、今の人間形成の基礎となっているのは間違いないと思っています。また、時代は違ってもスポーツの楽しさ、厳しさ、奥深さをたくさんのことを感じるからこそ学びだと信じています。国の示した新たな部活動改革方針案が、先生を守り、子供たちの活動の場を減らさないために、それが地域への押しつけにしか感じなくなるないように、教育長がおっしゃる学校、地域団体、指導者が連携して、大空町全体で部活動の地域移行、展開をしっかりと協議、検討し、仕組みの構築を図り、未来を担う人材を育成していく必要があると思います。時には厳しい意見や妥協点も必要だと思います。どうか、教育委員会だけが苦しむことなく、関係機関の理解と協力を仰ぎながら、妥当な結果へと導いていただくことを願います。今回の一般質問を通して、厳しい状況の中、教育長、課長、参事には丁寧な答弁をいただいたことに感謝申し上げます。子供たちにとってよりよい教育環境を引き続きつくり続けていただけるよう改めてお願いして、質問を終わります。

◇議 長 関谷教育長。

◇教育長 部活動の意義は、学級や学校、学年の枠を超えて、生徒が自主的、自発的に集い、顧問の指導のもとで個人集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通じて、人間関係の大切さ、組織を機能させることの重要性を学ぶことができる教育活動であると考えております。私自身も武道を通じて様々な学びをの機会を与えていただいたことから、大空町の子供たちのためによりよい部活動の在り方をしっかりと考え、地域で支える仕組みを構築してまいりたいと考えておりますので、福田議員をはじめ議員各位におかれましては、今後ともご理解

とご協力を賜りますようお願い申し上げ、再質問に対するご答弁とさせていただきます。

◇福田議員 終わります。

◇議長 これにて福田淳一議員の一般質問を終了します。

◇議長 日程第7、一般質問を続けます。次に7番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 はい、7番。令和7年第1回定例会通告に従いまして、一般質問を始めます。質問事項は、町内河川の維持管理方針及びバイパス道路女満別空港インターチェンジから網走市呼人インターチェンジの排水処理についてです。

町内の河川については、地域住民が安心して生活できるよう自然災害の発生を防止するため、計画的な治水施設の整備を図るとともに、生活に潤いをもたらす貴重な水資源として積極的に利活用が図られていますが、一方で、地球温暖化に伴う気候変化により水関連災害は年々深刻さを増しています。大空町強靱化計画では、河川改修等の治水対策の脆弱的評価として、国、道、町の管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備などの治水対策を、今後、一層の効果的、効率的に対策を進める必要があると記されています。効果的、効率的な治水対策を行うために公共土木施設の点検を実施して、機能が保全されていない施設を適切に維持管理していくことで、最小限の被災にすること。また、施設ごとの維持管理作業を体系化し、作業内容別に維持管理水準を設け設定するなど、北海道が行っている公共土木施設の維持管理基本方針のような指針が、限られた人材での運営及びコスト縮減が必要な町にとって、今後は必要であると考えます。質問1点目、町内の河川の種類、現況について、河川管理者別に伺いたいです。2点目、土木施設の点検委託業務以外の道路、排水、河川等の施設点検の実施状況と維持管理の基準を定めていけば伺います。また、国、道の公共土木施設の点検等の実施状況について伺います。3点目、公共土木施設の管理体制、所管について伺います。4点目、高規格道路の延伸、女満別空港インターチェンジから網走市呼人インターチェンジに伴う排水路、河川等流末の整備についての考え方について。以上、4点町長よりお聞かせ願いたいと思います。

◇議長 松川町長。

◇町長 後藤議員からの一般質問にご答弁申し上げます。河川など土木施設の維持管理の関係、そして、今後整備を予定されている高規格道路の排水処理の考え方ということでご質問をちょうだいいたしました。まず1点目の河川の種類と現況。2点目の土木施設の点検の環境につきましては、後ほど担当参事から説明させます。3点目の公共土木施設の管理体制所管課についてであります。基本的には、産業課が農業施設、建設課が道路、河川、水道、下水道を管理することとしております。しかし、河川であっても国営直轄明渠排水事業で整備を行った

女満別川や国営総合農地開発事業で整備を行った千草藻琴川では、農業施設として整備した施設であることから、産業課で浚渫事業等を実施しております。最後に高規格道路延伸に伴う排水の考え方についてであります。高規格道路の整備に伴い、現状が畑であったところが舗装道路に変わることになりますので、土に浸透する水の量が減り、排水される水の量が増えることになります。また、その水は既存の町が管理する排水路などを経由し、河川に流れることとなりますので、現在、北海道開発局で進められている高規格道路の設計に対しまして、町としましても既存の排水施設能力を考慮した上で設計するよう申入れを行っているところでございます。以上、私からの1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 山本建設課参事。

◇建設課参事 私からは、1点目と2点目のことについて説明させていただきます。まず1点目の町内の河川の種類についてです。河川の種類としましては、国が管理する1級河川として網走川があります。また、北海道が管理する一級河川の指定区間としまして、湖南地区から開陽地区までの女満別川、女満別市街地から中央地区までのトマップ川、住吉地区のサラカオーマキキン川、本郷地区の黒瀬川、巴沢地区から開陽地区までのパナクシュベツ川があり、2級河川として、西倉地区から末広地区までの藻琴川があります。次に、町管理河川としましては、準用河川と普通河川があり、準用河川としましては、藻琴川のうち北海道の管理区間より上流側の末広地区から山園地区までの区間があります。また、普通河川としましては、大空町全体で42河川あり、代表的なものとして、住吉地区のサラカオーマキキン川や本郷地区の黒瀬川、開陽地区から福富地区にかけての女満別川、山園地区の藻琴川など、北海道の管理区間の上流部のほか、千草地区のチグサ藻琴川、大進地区の大進川、シンプイ藻琴川、明生地区の丸万川、東洋地区の東洋川などの河川があります。河川の状況につきましては、国管理の網走川では築堤と護岸が整備されております。北海道管理の藻琴川、女満別川、トマップ川では、一部は築堤と護岸の整備がされておりますが、未整備区間も多く残されております。サラカオーマキキン川は築堤と護岸が整備されております。黒瀬川とパナクシュベツ川は、護岸が整備されております。町管理の河川としましては、ほとんどの河川は護岸が未整備の天然河川となっておりますが、女満別川や千草藻琴川、黒瀬川では、農業排水路整備事業により護岸が整備されております。次に、2点目の土木施設の点検と管理基準についてですが、町では明確な点検頻度を決めておりませんが、道路につきましては、平常時は2週間に1回程度の頻度で全路線を巡回し、降雨など道路災害の危険があるときは、その都度点検を実施しております。また、その際に河川についても、橋梁などから水量や護岸の状況などを確認しております。

排水路につきましては、沿線地権者の方から、土砂堆積の状況などを聞き取り、現地確認を実施しております。維持管理の基準につきましては、明文化された管理基準はございませんが、それぞれの施設の機能や安全性の低下などの現場状況を踏まえ、個別に維持修繕等の実施が必要かを判断しております。国や北海道の公共土木施設の点検状況についてですが、国につきましては、道路や河川は基本

的に委託により巡回点検を実施しており、網走川では週に2回、国道39号では2日に1回、美幌バイパスでは1日1回の頻度で実施しております。北海道につきましても、国と同様に業務委託により実施している状況となっており、河川については月1回の巡回点検のほか、年1回の詳細点検を実施し、道路については週3回の頻度で巡回点検を実施しております。私からの説明は以上でございます。

◇議 長 ここで10分間休憩します。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後 2時03分)

(再開 午後 2時12分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、後藤忍議員の一般質問を続けます。7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。小項目1点目、町内の河川の種類現況について丁寧に教えていただきました。大空町内は女満別地区、東藻琴地区とともに河川の流末の地区であるということで、42河川も存在するということ。担当の方たちも現場状況を把握するのも大変ではありますが、これからも安全性の維持に努められるよう、よろしくお願いしたいと思います。

小項目2点目、再質問したいと思います。維持管理基準について再質問させていただきます。

明文化された維持管理の基準を定めていないとのことではありますが、北海道では公共土木施設の維持管理基本方針を設けて、担当者の判断による維持管理を行わず、方針に定まっている維持管理基準によって、点検及び維持管理をしています。この方針による維持管理水準の見直しの取組によりコスト縮減が図られ効率的、効果的な維持管理が行われています。大空町も厳しい財政の中、公共土木施設管理の担当者の考えで維持管理を行うのではなく、国、道のように基準を設け必要最小限の管理を行って行くことの方がよいと考えますけれども、町長のお考えがあれば伺いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 後藤議員のほうから維持管理基準について再質問いただきました。

維持管理基準につきましては、町としては除雪の基準というのは設定しておりますが、先ほど担当の説明のとおり道路や河川については、明確に定めているものはございません。しかし、このことによって、決してコスト削減が出来ていないかという、決して私はそうではないと、そのように考えております。

河川でありますと上流域から下流域にかけて、同じような形状であれば基準を設けてということはあるかと思いますが、それぞれ上流、中流、下流において、蛇行しているだとか、流入してくる河川がある。あるいは隣接に農地があって、土砂も流れてくるだとか、その場その場ごとに違う現場状況が存在する中で、

担当職員においては、どの程度の管理水準が良いのか総合的に判断し、例えば排水路などでは、この場所は少し土砂がたまっただけでも流れが悪くなるからすぐに対応しなければならない。あるいは、あそこの場所は多少土砂がたまっても流れに問題がないから後回しで、先に緊急性を要するところから対応しようといったメリハリをつけた対応をすることで、コスト縮減が図られているのではないかと、そのようにも考えております。

しかしながら一方で、これまでの対応方法でよいのかといいますとやはりそうではない部分もあろうかと感じております。担当職員の知識や経験に依存する属人的な、その人間でなければ分からないというような対応になっておりますので、こういった部分の改善というのを今後必要になってくるだろうと感じているところであります。

このようなことから、維持管理基準の設定が大空町にとって必要なのか。設定する際には、また、どういった基準がいいのかなど必要に応じて、今後検討してまいりたいとそのように考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 7 番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7 番。今、町長のご答弁によりまして、現在は明文化した維持管理基準はないということで、その場ごとに違う現場状況に担当職員がどの程度の管理水準が良いのか総合的に判断し、メリハリをつけた対応によるコスト縮減を図っていただいていることで大変感謝いたします。

ただ、明確な維持管理の基準を設ける必要性を別な視点から申し上げますと、例えば、大雨による農地からの流水で農地法面及び町道法面を破損し、農地が原因者の場合、大空町広域協定運営委員会では、農地法面修復費用のうち45%は農地所有者負担とし、残りの55%は多面的機能交付金で賄い、また、町道法面修復は多面的機能支払交付金で全額賄っている現状です。同じ大雨による被害があった場合、多面的機能支払交付金事業で実施した工事は負担を求められ、建設課で行った工事は費用負担せずに修復出来た農業者、町民からの視点で勘違い、誤解されることを防ぐためにも、維持管理の基準を設けていく必要性もあると考えます。

先ほど検討していきたいというご答弁ありましたけども、どういった基準が良いか、今後ともご検討のほどどうぞよろしくお願いいたします。

続いて質問を続けます。次に、国、道ともに業務委託により巡回点検を実施しているとの答弁がありました。北海道管理のトマップ川、パナクシュベツ川の両河川ともに河積が狭くなり、特にサラカオーマキン川では平成27年の大雨時に堤防が決壊し、川が氾濫して沿線農地が冠水被害を受けましたが、その後、管理者である北海道に浚渫等の要請を行っていたのか伺いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 先ほど後藤議員のほうから、多面的で農地崩落があった際の多面的で

行った場合の負担と、建設課が実施した負担とが異なるということで、その件に関しましては今後精査をさせていただきたいと思います。

次に北海道管理河川でありますトマップ川、パナクシュベツ川そしてサラカオーマキキン川につきましてご質問いただいたところであります。

北海道管理河川の浚渫の要望に関しましては、トマップ川、サラカオーマキキン川については、毎年、これは国会議員への要請さらには北海道等への要請の中で、毎年行わせていただいております。毎年少しずつではありますが、北海道において実施していただいたところでもありますけれども、どうしても浚渫するスパンが短くて、それをやった翌年度には、また、埋まってしまう堆積してしまうというようなことで、目に見えるような形での浚渫が行われているかということ、残念ながらそのような状況にはなっていないと思っております。そういうように、北海道も確かに財政厳しい中で、維持管理等を行っていただいているところではあると思いますけれども、何分、平成２７年さらには２８年の大雨時に、特に農地への河川の水が溢水して氾濫したとのがございますので、そういった町民の生活さらには農作物等に被害が出ない、出ることのないよう機会があることに、単発ではなくて、できるだけ長いスパンの浚渫作業というものをしっかり要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 ７番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、７番。今、町長のおっしゃるとおり大雨の洪水等による被害を受けるのは、町ですので、なかなか北海道もお金がなくてという話もありましたけれども、今後とも国、北海道の河川についても適時点検を行って、機会があるごとに浚渫の要望をお願いしたいと思います。

また、今現在、今定例会でも上程されていますけれども、女満別川で緊急浚渫推進事業が行われています。事業が必要な箇所がまだあると考えられますので、今後早期に河川の点検を実施していただきまして、事業が必要な箇所がつかれば、浚渫経費について、特例地方債交付税措置率７０％の発行可能にしました緊急水平推進事業。この時限立法ですけれども継続が決定しているということです。維持管理計画を立てていただいて、計画的に要望、そして事業を実施するように要望をお願いいたします。

質問続きます。小項目３点目、公共土木施設の管理体制、所管関係についてですけれども、国営直間明渠排水事業で排水路整備を実施した女満別川と、国営総合農地開発事業で排水路整備を実施したチグサ藻琴川では、農業関係事業ということもあり、先ほど答弁の中にもありましたけれども産業課で緊急浚渫推進事業が行われ、またもう一つの河川では、緊急自然災害防止対策事業で護岸ブロックの補修を行っている状況であります。ただ、事業は農業サイドでありまして河川の所管は建設課であり、また、産業課には土木技師がいますが、産業課の土木技師が少ないといえますか場合によっては本年度でいなくなる可能性もございます。

土木系技師不足から職員の募集をされているとは思いますが、今後の町の河川整備を行っていく上で、建設課と産業課が懸案事項に対して、連携して河川整備を行っていくのか、それとも土木技師を備えた専門部署を置くのかなど、

どのようなお考えがあれば、町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず河川の浚渫につきましては、町の方で今年度大体女満別川の浚渫がいいところ終わるところでございます。先ほど議員おっしゃるとおり、緊急浚渫事業というのが5年間の時限立法であったところでもありますけども、また、さらに5年間延長されることが決定いたしました。

先日、網走市において、網走川と常呂川における流域治水対策協議会というのが開催され出席いたしました。その中で、それぞれの市や町の河川に対する取組というのが出ていたのですが、大空町ほど河川の浚渫事業をしっかりとやっているところはなかなかなくて、ほかは余りそういったところにまだ手をつけていない状況が見受けられました。大空町を率先してやっているところではありますけども、まだまだ実は浚渫を要するような川というのがございますので、この5年間延びたところで、しっかりその河川の浚渫作業を行い、大雨等があった場合、畑等に氾濫するようなことのないように、しっかりこれからも取り組んでいきたいとそうように考えております。

続きまして再質問でございます土木技師、そういった技術職の配置についてでございます。

河川整備に関しましては、どのような補助事業等を使って実施するかによっては、必要となる知識などのスキルというものが違ってまいります。土木技師の持つ専門知識だけではなく、事務的な部分についても多くのスキルが必要になりますので、土木技師だけではなく、主事職も含めた中で、どの課を主体とするかということを考えていかなければならないかと思えます。

土木技師に関しましては、大空町現在も募集を続けているところであります。しかしながら、大空町だけに限らず、ほかの市町においてもこの土木技師の確保というのが、なかなか難儀をしているというところがございます。土木技師の配置につきましては、今、産業課、建設課それぞれに配置しているという形がベストであるとは考えておりませんが、一概に現在そこに問題があるとも言いきれないのかなとそうように考えているところであります。

土木技師に限らず、人材をいかに効率的、効果的に配置するかということは、今後、まさに人が足りなくなってくるという中で、重要な課題であると認識しています。その時々で変化するニーズに対応していくという必要がありますので、そういったことを踏まえ、様々な観点からメリット、デメリットを拾い出し総合的に判断してまいりたいと考えておりますが、現時点では、産業課と建設課で連携を図りながら管理を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。先ほど網走川、常呂川に関係している流域治水協議会、大空町が一番浚渫などの事業を行っているというお話をいただきました。

私、道営事業、農業基盤整備におきましても大空町では管内の約7割の事業を持ってきていて、その結果、肥沃な大地、流下の肥沃な大地で効率的に高収益な農業を展開出来ているということは、とても感謝いたしますし、今後とも続けていただければと思います。ありがとうございます。

今の管理体制、土木系技師不足についてでございます。近隣市町村では土木系技師不足、人材不足から、当町のように建設課、産業課と区分をせずに一つの部署で実施をしている町村がだんだん多くなっているという耳にしています。町長の先ほど答弁もありましたけども、人材をいかに効率的、効果的に配置することは重要な課題でございますので、今後、総合的に判断していただければと思います。

質問変わります。小項目4点目、高規格道路整備に伴う排水路、河川と流末の整備について再質問したいと思います。

現在整備計画が進められている女満別空港インターチェンジ、網走呼人インターチェンジ間の高規格道路の整備で、雨水排水の流末として利用が想定されている流下の施設について伺いたいと思います。

想定といたしまして本郷地域の排水路、トマップ川、女満別川を流末にする可能性が高いと考えられます。それらの排水路、河川を流末と使用した場合、現状の施設で対応可能か、現在の考えを伺いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 河川の浚渫事業につきましては、やはり大雨時における被害を低減させるために、さらには農地への被害を少なくするために、今後、この5年間の延長になったことを踏まえて、計画的に行ってまいりたいと考えております。

また、職員の配置につきましても、いずれかの段階でひょっとしたら一元管理を行って、技師の一元管理を行って、土木や農業土木、そういったところを行っていかなければならないような時期も来ようかと思っておりますけども、まずは、しっかり何とか建設課、産業課といった中で、土木技師を配置できるように募集にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

最後の4点目の高規格幹線道路に係る排水についてでございます。

道路が整備されたことに伴う排水の流末については、先ほど申し上げましたが、現在、北海道開発局において高規格道路の設計を実施している最中であり、具体的にどうなるかなどについては、町としてもまだそこまでの把握は出来ていない状況であります。

しかしながら、既存施設で排水の流下能力に不足が生じ、河川等において洪水が発生するようなことでは、これはまた町民の生活、農業にとって大変困ったこととなりますので、既存施設で処理可能な排水量に減らす方策や、既存施設の能力アップを図るなどの対策が必要であると認識しています。

いずれといたしましても現時点では明確なことが分かりません。排水の関係に限らず高規格道路の関係につきましては、新たな情報が入りましたら、また、議員皆様にもお知らせしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。最近、テレビのニュースにおきまして、人材獲得でだんだん募集の時期も早まっている。なかなか公的機関では優良人材を獲得するのは大変ですけれども、今後においても募集獲得に向け、ご尽力いただければと思います。

高速道路、高規格道路について最後になりますけれども、北海道横断自動車道、女満別空港インターチェンジ、網走市呼人インターチェンジの整備計画は、全長10.9キロで、事業費が約570億円、1日当たりの交通量は1万2,400台と見込まれ、途中の大空町内にも仮称ですが大空インターチェンジを整備する計画です。昨年、関係する地域の皆さんに道路事業の計画説明会を開催し、測量など現地調査が現在行われています。今後は恐らく協議、設計のフェーズに入りまして、町など各関係機関と具体的な協議が行われると思いますが、先ほどもご答弁ありましたけれども、改めて設計、計画の進捗が進んでしまう前にバイパスの延伸に伴う排水路の改良、河川の浚渫などを要請するとともに、道路からの流下予定の河川、本郷地域の排水路、トマップ川、女満別川の積極的な浚渫事業等の実施を答弁のように行っていただければと思います。

また、過去平成27年度堤防決壊ありました女満別川の既存施設の機能アップを図る要請等も強く行っていただきたいと思います。

町も今後の人口減少社会を迎え、持続的な町政運営を行っていくためには、第4次大空町行政改革推進計画でも触れられている職員の定員適正化と、機能的な組織編成による組織能力を向上させるための人員配置の適正化を検討していく必要があるところです。現状のようにベテラン専門職員がいらっしゃって、維持管理基準がない中においても、どの程度の管理水準がよいのか総合的に判断出来ている現在では良いとは思いますが、今後もしばらくの間は、人材確保は難しい状況が続くと考えられます。ベテランではない職員の配置によってでも、将来にわたって持続的に河川等が維持していけるよう基準の検討のお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず人材の獲得につきましては今後も根気強く、これは土木技師だけに限らず、建築技師であったり、保健師であったり、そういった技術職員の確保はこれからも継続して行ってまいりたいと考えておりますし、また、その人でなければ出来ないというのは、これからの時代、なかなか難しくなるのだろうと考えておりますので、そういった中であって、基準を定め、さらにはDXを活用して、誰もがそういった技術を持たなくても、もう、こういう状況になったら、出勤して見回らなければならない、何らかの対策を講じなければならないというのが分かるような、そういったものもこれからの時代ですから取り入れてまいりたいと考えております。

そして最後に排水対策につきましては、女満別空港から網走呼人までの間、議員先ほど10.9キロとおっしゃられました。このうちの恐らく7割ほどは大空町の区域であろうと思っておりますし、その区間における排水というのはトマップ川、女満別川もしくは湯の沢川というのも一部あるのですが、そういったものが大きな排水先になろうかと思えます。もともと農地や山林に降った雨というのは時間をかけて、流れていくような形になりますけれども、道路で舗装してしまえば、あっという間に町の排水、公共の排水路そして河川に流入されることになります。そういったときに流入して末端のところに先がきちんと排水できるかというところが一番大事になってくると思えますので、そういったことで、トマップ川が先でありますし、あるいは女満別川の先、その先がきちんと排出、排水されなければ、どんどんどんどん上川のほうに水というのがあふれ出し、農地に水を湛水させてしまうということになりますので、その辺も含め、実は先週の流域治水会議の中で、私の発言として開発のほうにもその部分の検討をお願いしますという発言させていただきましたが、引き続きこの部分、開発としっかり協議をしてまいりたいと思えますので、今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

◇後藤議員 質問を終わります。

◇議長 これにて、後藤議員の一般質問を終了します。

◇議長 日程第7、一般質問を続けます。

次に、5番、鈴木秀之議員の一般質問を許します。

◇鈴木議員 令和7年第1回定例会通告に従い一般質問をいたします。質問事項は、大項目第1点目は、森林活用・環境保全と地域経済活性化についてです。

次の三つの小項目について伺います。

まず、二酸化炭素の吸収価値を活用した施策の展開についてです。

町有林を活用したカーボンクレジットにより、その収益を地域の森林整備や環境保全、経済活性化に役立てるとともに、カーボンオフセットを推進する取組をしている自治体がございます。森林が吸収する二酸化炭素削減量を企業や組織間で売買するカーボンクレジットの考え方。これは1997年採択の京都議定書で示されたものでございます。2013年にJ-クレジットという名称に統合されて、2023年に東京証券取引所は専門市場を立ち上げているところでございます。

我が町では、ゼロカーボンシティ宣言をし、総合計画の策定も進められております。町の自然環境、特に森林資源を生かしたそれを財源として、産業振興に結びつけるという施策の導入について、町長の見解をまずお伺いいたします。

次に、町有林の林齢に応じた活用についてです。

大空町の森林面積は約1万3,300ヘクタール、人工林の面積は約8,500ヘクタールで、人工林の率は64%、約でございますがそういうようになっているという資料を読ませていただきました。総合計画の基本計画には、適正な森

林施業に努め、未造林地の解消を図るとともに、優良素材の生産を推進するとありまして、森林所有者の負担軽減と優良森林資源確保のため、造林、下草刈りとか除間伐事業の支援が行われております。これは民有林の関係については充実しているということでございます。

ここは町有林におきましては、林齢に応じた活用をどう進めていくのかというのが課題であるというのは、主伐期が50年以上経過しているという状況があるということも承っているところでございます。町の執行方針にあります市町村森林整備計画に基づく伐採更新策等につきまして、町長の見解をお伺いいたします。

小項目の三つ目といたしまして、森林環境税の活用施策についてです。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、これは平成31年に成立して、令和元年から森林環境譲与税の譲与が始まっているところでございます。そして、令和6年度、昨年度から納税義務者への森林環境税の賦課が実施されているところでございます。

二酸化炭素吸収と、酸素供給をする地域の豊かな自然資源の価値をさらに高め、持続可能な地域社会づくりを進めるためには、住民皆さんの理解と協力が不可欠であると思っております。森林が有する公益的機能の理解を深める、例えば植樹機会等の普及啓発策等の進め方について、町長の見解を伺います。

質問事項の大項目の2点目についてでございます。

廃棄物中間処理施設整備に関する情報提供と研修会づくりについてということで、町政執行並びに教育行政執行の観点から伺いたいと思います。

まず、施設整備に向けた情報提供と学習機会についてです。新規のごみ焼却処理施設の整備は令和2年度から斜網ブロックごみ処理広域化に向けた担当者会議や市町町長会議が行われ、令和4年7月に斜網地区廃棄物広域化推進協議会を設立し、検討協議され今日に至っています。

焼却施設の供用開始につきましては、令和4年度時点では令和10年でしたが、令和5年11月に令和11年9月から令和12年6月に供用開始が延期になり、令和6年12月の建設予定地の白紙撤回で、さらに延期も予想されているところでございます。

現在稼働中の焼却処理施設は、供用開始年度を勘案いたしますとより慎重に管理、営繕しながら運営していかなければならない施設ではないかなと思っております。施設への過度な負担をかけないためには、ごみの資源化の徹底、焼却量の抑制が必要であり、住民皆さんの理解と協力が不可欠であると思えます。地域課題を住民の皆さんとともに考え、持続可能な地域社会づくりを進める観点から施設整備に向けた情報提供等、我が町の現状を踏まえ将来のごみ処理に関する町民を対象とした学習機会づくりについて町長の見解を伺います。

次に、生涯学習社会における環境教育の一環として、情報提供と学習機会の充実について伺います。

教育執行方針の中の重点施策においては、持続可能な開発目標SDGsですか、持続可能な開発のための教育の推進というのがこの中に別枠でまた掲げられています。環境教育は単なる知識の伝達ではなく、持続可能な社会の実現に向けて、生涯にわたって環境に関する学びと実践を続けることが重要視されています。

生涯教育というのは個人が生涯にわたって学び続けることを通じて、社会や時

代の変化に適応し、よりよい生活を築くためのプロセスと定義されております。

環境教育と生涯教育、生涯学習とは密接な関係があります。学校教育分野における環境教育、情報の提供は、理科、社会、家庭科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの授業の中で行われております。生涯教育、生涯学習の観点からごみの分別、ごみの処理、リサイクル、資源循環等の環境問題をテーマにした探求活動やプロジェクト学習の展開、体験学習や施設見学会等の学習機会の充実、支援策について教育行政の観点から教育長の見解をお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員からの一般質問にご答弁申し上げます。

大項目、森林活用・環境保全と地域経済活性化について。

まず、二酸化炭素の吸収価値を活用した施策の展開についてであります。日本は、2020年10月に、2050年カーボンニュートラル宣言を行いました。

その宣言以降カーボンクレジットが注目されています。地球温暖化対策は私たち一人一人の意識や取組はもちろん重要ですが、特に温室効果ガス排出量が多い経済活動を行う主体、企業等においては、排出量削減の取組は社会的責任となっています。

カーボンクレジットは、温室効果ガスの削減目標を上回る削減効果を上げた際に、目標に対する成果の差分を認証して、経済的な取引を可能にする仕組みで、カーボンニュートラルを実現するための経済的手段の一つとして知られているところであります。

カーボンオフセットとは、日常生活や経済活動において避けることが出来ないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まず、自らできるだけ排出量が減るように省エネ等による削減努力を行った上で、どうしても排出される温室効果ガス排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することで、排出される温室効果ガスを埋め合わせ、オフセットを行うという考え方であります。

つまり、カーボンオフセットを達成するための手段として、カーボンクレジットがあります。ここで我が国のカーボンクレジット制度について触れると、カーボンオフセットに用いる温室効果ガスの排出量削減吸収量を信憑性のあるものとするためのオフセットクレジット制度が2008年11月に創設され、2013年度からは国内のクレジット制度の発展的な統合が行われ、省エネ設備や再エネ発電設備の導入による温室効果ガス排出量削減や適切な森林管理等による温室効果ガス吸収量増の取組を評価、認証するために、環境省、経済産業省、農林水産省が運営するJ-クレジット制度がスタートいたしました。

大空町は、2050年までに二酸化炭素など温室効果ガス排出量と森林などによる温室効果ガス吸収量が相殺した状態を目指すため、2024年3月6日、ゼロカーボンシティ大空町を宣言しました。今年度は、ゼロカーボンシティ大空町の実現に向けて、町民、事業者、行政といったあらゆる主体が一体となって、地球温暖化対策の取組を推進するための計画として、大空町地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定いたしました。区域施策編では、大空町の再生可能エネルギー

一資源量導入ポテンシャルや利用可能量の推計、温室効果ガス排出量の将来推計や森林吸収量の推計、そして、温室効果ガスの削減目標設定と削減目標達成のための施策等について定めています。

議員が申しております町の自然環境を生かした財源化と産業振興を結びつけた施策の検討とは、大空町の森林が持つポテンシャルを最大限活用して、森林由来のカーボンクレジットを創出し、カーボンオフセットを実現したいと考えている経済活動を行う主体との取引により財源化することで、大空町の森林価値を高める森林整備を推進し、もって循環型社会の実現を目指すということと存じます。

しかしながら、大空町地球温暖化対策実行計画区域施策編では、大空町は吸収量よりも排出される温室効果ガスのほうが多いと推計されています。したがって、現時点の見解として、J-クレジット制度の活用は、大空町の枠を超えた経済的な取引になることから、現時点では大空町のゼロカーボンシティ実現を目指していくことが大切であると考えております。そのためにも、ゼロカーボンシティ大空町実現に向けた啓発、地球温暖化対策実行計画区域施策編の推進のため、行政、町民、事業者などの地域全体で連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町有林の林齢に応じた活用についてであります。森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず多様な生態系の形成や国土の保全や水源涵養、土砂災害を防止する機能など、人々の生活を守る多面的な役割を担っております。

その森林を最大限に生かし守っていくには、人工林を切って、使って、植えて、育てるという適切な森林整備の循環サイクルを回すことが大変重要であると考えております。

大空町の森林面積は1万3,300ヘクタールのうち、町有林は1,440ヘクタールと11%相当を占めており、内訳は人工林1,096ヘクタール、天然林339ヘクタールで、残り5ヘクタールは人工林の伐採跡地等となっております。人工林1,096ヘクタールのうち、林齢50年を超える伐採適齢期に達したものが535ヘクタールと49%を占めており、私有林人工林5,953ヘクタールに占める林齢50年以上が1,915ヘクタールと32%の割合であるのに比べて、更新の遅れ、高齢化が課題として認識しているところであります。この状況を改善するため令和6年度では、例年3から5ヘクタールにとどまっていた町有林伐採面積の計画を16ヘクタールまで増やし、町内の林業及び建設土木業を新たな森林整備の担い手として、伐採事業を拡大し実施してまいりました。しかしながら作業現場における急斜面に必要な作業道及び急勾配の場所で、伐採木の置場所の造成など附帯工の増加や見通しの悪い現場作業中における労働災害の発生などもあったことから、最終的には計画を下回る10ヘクタールの伐採にとどまったところであります。

更新の難しさとして、機械化が難しく人力作業が必要な造林や下刈りなどの工程には制約が課されており、皆伐後の造林は2年以内に行うことが森林法上義務づけられています。

また、下刈りは造林後3年間必ず毎年発生してくるなど、年々事業量が飛躍的に伸びていくものの、伐採から始まる森林整備の循環サイクルを、林業の人手不足が叫ばれている中にあるにもかかわらず途中でやめるわけにはいかないことも難しさの

一つとしてあります。そのようなことを踏まえながら当町での適切な事業量を把握し、町有林の伐採、地ごしらえ、増員、下刈り、間伐などの森林整備の循環サイクルを町内資源の許す範囲で可能な限り回し、町民にとって森林の公益的機能の恩恵を享受できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に森林環境譲与税の活用施策についてです。森林環境税につきましては、温室効果ガスの排出量削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、今年度から国内に住所のある個人に対して、年額1,000円が市町村民税と合わせて課税されているところです。ただ、森林環境譲与税につきましては、森林環境税の個人への課税に先行して、既に令和元年度より国から当町に交付を受けているところであります。当町ではこれまで、私有林における造林、下刈り、間伐、枝払い等森林整備に向けた補助支援や林道の維持補修、森林所有者への意向調査の実施、調査に必要な林地台帳及び航空図面等の情報システムの更新、令和2年度から旭川市に開設した、今後の北海道における森林整備を担う人材を育成するための道立北の森づくり専門学院への支援等私有林の整備推進を最優先に活用してまいりました。

しかし、森林環境税の課税開始とともに、国民全体の関心も高まりを見せていることから、今後は森林環境税を納付されている国民の皆様が、その活用を身近に感じていただける機会も必要であると感じております。例えば近隣市町村でも住民参加や企業等とのコラボレーションによる植樹活動等で、森林環境譲与税を活用している事例があります。植樹活動や森林インストラクター等による町有林を活用した森林教育セミナーの開催等、様々な取組について先行している道内外の市町村や国及び北海道関係機関等から情報を収集するとともに、町民参加の機会を確保することで、森林も含めた環境全般に関することへの当事者意識が町民の間に醸成されるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大項目の二つ目、廃棄物中間処理施設整備に向けた情報提供と学習機会についてご答弁申し上げます。このたびの廃棄物中間処理施設建設地を取下げたことにより、供用開始の時期が当初の予定より延びることが想定されます。

焼却処理施設では年間平均約600トン前後の燃やすごみを焼却処理しております。そのうち、近隣市町と連携し毎年若干の変動はあるものの、令和5年度実績で網走市の燃やすごみを全体処理量の約10%、斜里町の燃やすごみを約4%処理しています。

また、焼却処理施設の年間の維持管理経費は約1億円であり、定期的な修繕、点検を行いながら施設を維持しているところであります。そのうち、修繕にかかる経費は約3,000万円で、その費用は年々増加傾向にある状況です。供用開始の時期が先延ばしになることによって、現在の焼却処理施設を長く使用しなければなりません。設備に負担をかけないためにも、町民皆様にはより一層ごみの分別に対する御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

これまで廃棄物処理施設では、町内外の小学生や、自治会の女性部などの施設見学を積極的に受入れ、なぜごみを分別するのか、持続可能な社会形成のためにごみの資源化が重要であることなど環境学習を行っております。大空高等学校の寮生に対しては、大空町のごみの処理の状況やごみの分別方法を説明するなど、学習会を開催しているところであります。

また、ふれあいトークや広報、ホームページ等において、ごみの分別について説明しているところであります。引き続きごみの分別の重要性を説明し、焼却処理施設の負担を軽減し、延命を図ってまいりたいと思います。

ごみの処理は私たちの生活において、決して切り離すことは出来ません。現在広域で廃棄物中間処理施設建設に向け準備を進めておりますが、近年整備されている廃棄物処理施設は、焼却に伴う煙やにおいなどはかなり抑制されており、クリーンな施設でもあります。そのような事例を多くの方に知ってもらえるような機会を設けるとともに、循環型社会形成のために、町民皆様のご理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 鈴木議員の一般質問に対してご答弁申し上げます。

教育行政執行方針の中で、SDGs持続可能な開発目標や、ESD持続可能な開発のための教育の取組を推進し、主体的に持続可能な社会を実現していく意欲を喚起することについて述べさせていただいております。

学校教育における環境教育や情報提供につきましては、鈴木議員のご指摘のとおり、理科や社会科、家庭科、道徳、総合的な学習の時間などの授業を通して広く実施しているところですが、具体的な学習例を申し上げますと、小学校につきましては、4年生の社会科の授業を中心に学習しており、健康な暮らしとまちづくり、ごみはどこへという単元の中で、家庭や学校で出たごみは収集車で清掃工場や埋立て地に運ばれ、燃やせるごみは焼却し発電に利用され、資源ごみはリサイクルされて新しい製品に生まれ変わるという学習を行っております。

また、社会科副読本大空を使用して、自分の家のごみについて調べ、課外授業として、リサイクルセンターや一般廃棄物焼却処理施設の見学を通して、大空町におけるごみ処理の仕組みや、リサイクルへの関心を高めるための学習も行っております。実際に町内のごみ処理関連施設を見学することにより、廃棄物を処理する事業が果たす役割を考え、衛生的な処理や資源を有効利用することが日常生活や環境維持の向上に役立っていることについての理解を深め、小学校からごみや環境問題の意識づくりが出来ているものと認識しております。

また、6年生の社会科の授業におきましても、地球と共に生きるという単元の中で、世界の環境問題について学習を行っておりますとともに、総合的な学習の時間を活用して、毎年、株式会社大地のめぐみ様のご協力等をいただき、ファームスクールを開催し、カボチャ栽培を通して気候等の環境が作物づくりに影響していることなどを学習しているところです。

次に、中学校につきましては社会科や理科などの授業において、自然災害やエネルギー問題、地域環境問題などを学習しており、地球温暖化とごみ問題についての因果関係を把握することで、環境問題の解決に向けた方法を多面的考察するような学習や自然体験活動を通じて、環境保全への理解と関心を深める授業づくりに取り組んでいるところです。

また、総合的な学習の時間を活用して、環境を守ろう、自分たちができること

を考えよう、を狙いとして町内の道路や各施設のバリアフリーの状況を観察し、まちづくりについて考察する活動も行っているところです。

さらに、学校祭の展示では、生徒自らが環境問題をテーマにペットボトルを再利用して海洋生物を作成、展示したほか、ペットボトルキャップを回収して、大きな魚の絵に回収したペットボトルキャップを貼ってもらう体験参加型の展示を行うなど、環境問題への意欲喚起を図る作品展示も行っております。

最後に大空高等学校につきましては、探求の授業の中で、飛行機や空港における二酸化炭素排出量について調査学習を行い、二酸化炭素をどのように削減できるか考えるなど、環境への意識を高める学習に取り組んでおります。

また、2年次で実施している修学旅行において、ごみをゼロにすることを目標に、廃棄物を削減する環境社会を目指すゼロウェイスト運動についての学習を深め、海の漂着物を利用した創造アートや廃屋リノベーションした作品を見学するなど、環境問題について考えるきっかけづくりとなるようなテーマづくりに取り組んでおります。

その他にも、各学校では日常的に児童会、生徒会活動として、リングプル集めを実施し、休み時間校舎内のごみ拾い運動、ごみの分別、各教室の消灯などの取組、さらに今年度からは、町内全ての学校でエアコンが稼働していますので、使用しない教室等のエアコンを切ることや、温度管理の徹底など日常生活から環境保全を自分事としてとらえるための取組を進めているところです。

小学校の低学年から身近な環境問題に関心を持ち、学習を進めることは非常に重要であり、清掃活動や見学、体験活動等通じて、環境学習をより深めていくことが大切だと認識しておりますので、地域課題や学習指導要領に沿った形で、今後もそういった意識を高めていくための学習機会を充実させるため、支援してまいりたいと考えております。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 鈴木議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩します。

(休憩 午後 3時09分)

(再開 午後 3時18分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議 長 日程第7、鈴木秀之議員の一般質問を続けます。5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 丁寧なご答弁ありがとうございます。

再質問をさせていただきますが、細かい点につきましては二つ合わせて、一問一答でございますが、合わせてやらせていただければと思っております。

まず、二酸化炭素吸収の価値を活用した施策の展開ということで、町長からご答弁がございましたが、温室効果ガスの削減目標ということで、今、計画の中でまずは排出量を削減をしていく。吸収量の関係については今後の目標としては、

令和12年、2030年度を目標にして大体均衡になって、これから二酸化炭素の排出を、吸収をどんどん進めていけるというような、マイナスカーボンの施策に向けていくということでございます。この計画に沿って進められることが私は結構ではないかなと思いますが、まず近隣の中で、北海道の中でも美深町、南富良野町とか森林の面積が多いところの先進事例が上がっておりますが、最近の事例では弟子屈町がこのJークレジットを導入しているという状況を新聞報道で見ることがありました。藻琴山を目にして、向こう側の南側の弟子屈町でこういう活動を始めている状況でございます。森林を循環型にしていくということで、伐採をして、植林をしていくという、後ほどの町有林の更新計画も含まざるわけでございますが、林齢が高くなると二酸化炭素の吸収量は低くなる。植林をするとう二酸化炭素の吸収量は高くなる。そういうことも鑑みながら計画をしていく必要があるのではないかと考えております。その中で、職員の皆さんに視察研修で、先進事例をどんどん調査研修をしていただく機会を設定していただいて、調査研究を続けていっていただければと私は思っているところでございますので、その点についてどのようにお考えになっているのかというのを、お聞きしたいと思ひます。

あわせて、今、町有林の林齢、伐採確認ということで、町政執行方針の中で17ページに記載があったのですが、ドローンを活用した効率的かつ効果的な資源量の分析をしていくということでございますので、やはりこれは二酸化炭素削減の意味で伐採をすることと、植林をしていくということを含めたものを計画的に進めるための森の効率的に効果的に運用するための調査ではないかなと思ひますが、その点について、できればもう少し解説をしていただければありがたいと思ひますので、そのことについてお願いしたいと思ひます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員から2点について再質問をいただいたところであります。

今回、大空町地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定いたしました。私が今回この計画に期待していたのは、大空町においては吸収と豊富な資源がありますので、排出生活や産業等で排出される二酸化炭素よりも森林による吸収量のほうが多いとなることを期待していたところであります。しかしながら、計画で出てきたものというのは、大空町は排出量のほうが多い。要は、まだ二酸化炭素のゼロカーボンというところはまだ達していないというところでございます。そういった中で、Jークレジットというのは大空町が持っている町有林の部分、これを金額というかそういったものをお金の価値に変えて、企業に排出量として買っていただくというものでございますので、それを仮に売ってしまうと、さらに大空町の吸収量というのがなくなって、ゼロカーボンの実現に遠のいてしまうということになりますので、まず、Jークレジットについては森林だとかの循環を進め、再エネルギーの有効活用、さらには省エネ、そういったものを効果的に取り組んで、早急にゼロカーボンに持っていき、さらにそこから上積みが出てきたものをJークレジットとして、企業等に活用いただければありがたいかなと、そのように考えているところであります。

そういった中で、先ほど申しましたように町有林における林齢、要は主伐期を過ぎたような老木をやはりきちっと適正に切って、それを売って、そして切った後地ごしらえし、植林し、数年間下刈りをして木を育て、途中間伐を加えて、きちんとした木材をつくっていくということが重要であろうかと思えます。

議員おっしゃるように私も聞くと、老木は余り吸収しないで、割と若い木それも植えてすぐではないのですが、そこが5年10年してから吸収が活発になるというお話も聞いておりますので、町としては出来れば行っていきたいと考えております。

一方で、森林については当然切るときの経費、そして地ごしらえ、植林し、下刈りをする経費、それらのトータル経費と森林を材として売ったときの経費が釣り合うようなものであれば私はやはりどんどん進めていかなければならないかと思っておりますけれども、新型コロナの中で、一時、ウッドショックで木の値段がすごく上がった時期がありましたが、現在の木材価格というのは、相当低迷している状況になっております。

ですから今は切れば切るほど町として、その部分で赤字が出て、町民負担を強いられなければならないというような状況にもなってまいりますので、その辺は私といたしましては、森林環境譲与税も有効に活用しながら行っていきたいのですが、残念ながら北海道と協議しても、森林環境譲与税については、私有林のみしか対象にしないということになっておりますので、そこは、今後私は国、あるいは国会議員、そういったところに働きかけて、私有林の循環はもちろんですけれども、公有林、私どもの言う町有林をきちんと循環をすることによって、地球温暖化の防止というところの一助になるのだらうというところを強く訴えてまいりたいと、そのように考えているところであります。

2点目でございます。ドローンの活用でございます。上空からドローンで撮影した森林の画像を解析して、木の本数やそして今の解析によって樹種も分かると。

樹種そして樹高及び木の材積そういったものを測量することができるシステムが構築され、それをもとに運営している業者と大空町は契約いたしまして、空撮した画像データの解析を依頼し、得られた解析結果を町有林整備による伐採費用の積算に使用させていただいているところであります。ドローンを使用することで、人力では膨大な人工と時間を要する100ヘクタールの森林の材積調査を行い、少ない人工と期間で安価に実施することが出来、作業者の労務負担の軽減及び現場でのヒグマやスズメバチ等の危険生物との遭遇による人身事故リスクの抑制を図ることができることが大きなメリットとなっておりますので、そういった最新のいろんな技術も活用しながら森林整備に当たってまいりたいと、そのように考えております。

◇議 長 5番、鈴木議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。町有林の関係につきましては、樹齢が伐期に近づいてきているのがあるということで、先ほどのご答弁の中にございましたが、計画は16ヘクタールぐらいだったのが10ヘクタールというぐらいに年度のいろんな事情があつて、伐採計画が低くなってしまったいろんな事情があろうか

と思います。

今回、年度計画を立てながら年間どれぐらいの10ヘクタールなのか、また16ヘクタール行くのか、今年度計画を立てていくと思いますが、やはりその町有林の人工林が、1,092ヘクタールぐらいあるという中で、やはり年度計画的に進めていく必要があるかと思いますので、やはりこの最新技術を活用した計画的な伐採を進めていただければと思います。

その中でもう1点、森林環境譲与税の関係もございますが、その前に環境譲与税の使途目的とかいろいろ調べていきますと、地域林政アドバイザー制度というのが、制度があるというのを見ました。で、森林、林業行政の体制を充実という中で、特別交付税措置があって、対象経費1人当たり500万円上限というような交付税措置もあるという制度があります。最新の技術を導入したドローン等の活用、それから職員の中でも人事交流とかいろいろございますので、地域の林政アドバイザーとかそういうのを活用するというのも一つ今後検討していく方法ではないかなと思いますので、そこら辺を検討しながら進めていただければと思うところでございます。樹種も分かると言う、やはり最新の技術が素晴らしいと感じておりますので、やはり地域の財産でございます町有林を活用して行く、これが今後の将来につながるものではないかなと思っておりますので、そこら辺の施策の関係について、将来展望も含めて町長の例えば地域林政アドバイザー制度とか、そういうことの活用等含めまして、町長のご見解をいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 町有林につきましては、これは地域の私は財産であり、かつ先人、先輩諸氏が旧女満別町時代、旧東藻琴村時代から将来の町村の財政さらには地域住民の福祉向上のためになるように植林され育ててきた大切なものであると、私もそのように認識しているところでございます。ただ、そういった中で私も当然計画的に進めて、地球温暖化対策という部分の中で、やはりしっかり役割を果たしていかなければならないと思う一方において、やはり木材価格というこの相場、その年度によって木材の価値が乱高下すると言った中で、果たして切って植林していくことイコール町の費用が大幅に増えて、大きな町民負担を強いるようなことが果たしていいのかという、そういったはざまの中で、やはりなかなか、本当は毎年計画的に10何ヘクタールずつ切っていきたいなあという思いはあるのですが、木材価格という中にあって、やはりそこを加味して伐採だとかそういったものを行っていくのが、これは行政経営でないかなと、そのように思っておりますので、もちろん今後とも計画的な森林整備というものは行ってまいりますけども、その中にやはり木材価格等の動向もにらみながら行ってまいりたいと、そのように考えております。

また、林政アドバイザーにつきましては、これは平成29年度から地域林政アドバイザー制度というものが創設されたところであります。この制度は市町村や都道府県が、森林林業に関して知識や経験を有する者を雇用する、あるいはそういった技術者が所属する法人等に事務を委託することを通じて、森林、林業行政

の体制支援を図るものとなっております。

また、この制度につきましては、先ほど議員がおっしゃられたように、特別交付税の対象となっております。措置率は1人当たり上限500万円に設定されており、市町村では70%となっているところでございます。地域林政アドバイザー対象の要件としては、地域に精通した林業技士であり、認定森林施業プランナーなどの資格要件が必要となります。当町においては林業の専門的知識を有する職員が不在でありますので、森林整備については手探りの中で進めている部分もあります。そのような知識のある人材が採用できるのであれば、今後検討していく必要があるかと思えますけれども、また、一方では先ほど申しましたように、木材価格に応じてやはりやっていかなければならないという事情もありますので、そういったところも加味しながら検討してまいりたいと、そのように考えております。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。続きまして森林環境譲与税の関係につきまして、情報提供をしていくという観点で、植樹機会づくりはどうかという提案がちょっと思いついたものですから、ここでちょっとさせていただいたわけでございます。

以前、大空町議会の町内での植林の関係について、議会でのやりとりにつきまして記録を見てみますと、植林の関係についても町民の自然環境とか循環型社会を形成する推進基本法というのが平成12年に出来ているのですが、それからもう20年たって、今、第5期の計画が今立っているところでございますけれども、その当時から植林について、例えば住吉の町営牧場の活用とか、法務省用地の活用とか、そういう町有地を植林して、循環型社会ということで、炭素、二酸化炭素を吸収する、そういうようなことを検討もこれから、ただ、町が所有する山林、経済的なものではなくて、自然環境面を配慮した植林、植樹というのも考えてはどうかというような提案があって議会の論議があったと記録がありました。そんな中で、去年から年間1,000円森林環境税をいただいているという、町民の方からは納めていただいているということでございますが、それが町に譲与税として返ってきていると。その中として、植林とかいうのを記念植樹とか、そういう児童、生徒、保護者の方の理解を高めるという意味で、そういう施策も必要ではないかなと思っています。ただ、いろんな課題が、植えたところ、そのあとの管理とか、いろんな事情でせっかく植樹したところが、別の人の目的でちょっと植樹された方には申し訳ないということで、その目的を変更したとか、いろんな事情がありますので、なかなか難しいとは思いますが、この機会に、森林環境譲与税がおりてきて、森林環境税の納付が6年から始まったというこういう機会でございますので、何か町民の方々と一緒にこういう機会を設けるということについて、やってみてはどうかという提案がございしますが、町長のご見解をいただければと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員から、森林環境譲与税を活用した植林についてご提案いただいたところであります。森林環境譲与税につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律という中に規定されておりまして、その中で、森林整備に関する施策であったり、人材育成担い手の確保であったり、木材利用促進や普及啓発等の森林整備の促進に関する施策に充てるということになっておりますので、まさに植樹活動等については、この森林環境譲与税を活用する方策として適当であるとそのように私も思っているところであります。

ただ、議員もおっしゃられたように、町有地の中でなかなかその植樹をする場所、町民の皆さんにこぞって町営牧野の跡地に行っていただいて植樹できるかと。

そのあとの管理どうするというようなこともあります。やはり記念樹というものは植えた後、やはり人の目につくところで管理されて、それが育って、植えた子供たちあるいは大人の方がいる年数になったときに成長したなってしまうものが、やはり記念植樹としてふさわしいのかなと思っておりますので、現時点においては、過去にトマップ川公園で植樹していただいたりしておりますけども、そういった場所があれば、この森林環境譲与税であったり、緑の基金だったりをも有効に活用しながら行ってまいりたいと、そのように考えております。

◇議 長 5 番、鈴木議員。

◇鈴木議員 続きまして大項目の2点目でございます。一般廃棄物の中間処理施設の関係で、情報提供と研修機会づくりということでございます。やはり情報の提供ということが必要だなと思っておりますのでございます。今、現況として中間処理として焼却をするというシステムで、大空町のごみの処理は進んでいるところでございます。

その中で、令和5年に策定した斜網地区の広域ごみ処理基本計画においては、もう10年には新規廃棄物中間処理施設が稼働し、現大空町の廃棄物焼却処理施設の解体工事も始めるぐらいということで、やはり耐用年数がもうかなり迫っている、もう迫っていると。ところが、超えているのを何とかやりくりしているという状況でございます。そういう状況の中で、やはり情報を提供していくという中で、今、住民の方々への情報の提供ということで、広報、ホームページいろいろな方法で提供をしていただいておりますけれども、やはり、ホームページの更新をとにかく早く、きちんと日にちが出ているわけですので、やはり、適時的確に更新を早めて提供していくということが、私は大変必要ではないかなと思っておりますので、そこら辺をぜひ確認をいただいて、情報を提供して、学びを通じて、地域の課題を解決するという方策を探っていくのが必要だなと思っております。

その中で、特にいろんな団体で、視察見学とかいろいろ行っているわけですが、一般の町民の方々を対象にした先進地の施設見学会とか、やはり、百聞は一見にしかずということでございますので、実際に今の最新の処理施設はどうなっているのかというのを見ていただくということが、やはり理解にもつながるのではないかなと思っております。学びの主体性は、学ぶ本人でございますが、やはり、

学習機会の提供という場面で、この施設見学会等の企画をぜひ進めていくということを今年度はやっていただきたいと思うわけですが、この辺につきまして、町長のご見解をいただければと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 視察見学会についてご意見をいただいたところであります。

今、1市5町で新たな候補地を、今まさに検討しているところでございます。そういった中で、これは大空町に出来る、出来ない云々かかわらず、町民の皆さんに、現状、今の焼却処理施設というのは、こういうものだよという機会というのは、どこかで見ていただけると理解が深まるのかなと思っているところではあります。そういった中で、どうしても近隣であると、オホーツク管内では北見そして遠軽、紋別この3か所が広域で焼却処理をしているということになっておりまして、多分その3か所ともに今の時代に合った施設であろうと思っているところであります。そういった施設見学を行うに当たっては、やはり稼働していただくときに見ていただくことが重要であるということを考えると、恐らく土日はひよっとしたら運転がされていないようなところがありますので、稼働している中で、福祉バスやなかなか学校がある期間にスクールバスというわけにはいかないものですから、今、与えられた条件下の中で、どういったことができるかというのを検討していく必要があろうかと、そのように考えているところであります。

大空町においては、先ほど議員おっしゃいますようにホームページであったり、ふれあいトークであったり、住民説明会が自治会からの要望に応じて、ごみの分別等の説明をしたりだとか、これは1市5町の中で、大空町は比較的ほかと比較してそういった説明を丁寧に旧東藻琴村、女満別町時代から行っていて、住民の理解というのは深いと私はそのように思っております。

これからも引き続き様々な機会をとらえて、1市5町で進めている新たな施設のこともそうですけども、今後、分別がさらに進んでいくにあたってはそういった説明、今、既に分別が行っていてもやはりふれあいトークの中で、このごみはどっちに分類されるのだろうかというようなことというのは、日々疑問に感じるようなことがあろうかと思っておりますので、そういったところの説明や情報提供というのを、今後も進めてまいりたいとそのように考えております。

◇議 長 5番、鈴木議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。続きまして生涯学習、生涯教育の観点からということで教育長にお伺いしているところでございます。

学校教育の部分で、小・中・高と一貫して対応されているという状況を確認することが出来ました。生徒の主体性を尊重した学習支援ということが大前提ではあると思いますが、ぜひ、今、町長部局にもお願いしました。やはり百聞は一見にしかずということで、やはり見学学習とかそういうことへの支援をぜひお願いをしたいと思っているところでございます。それから生涯学習社会ということで、社会教育分野においても昨年の藻琴山ふきおろしマラソン大会で、プロギン

グという提唱がありました。これは走りながらときにはごみを拾って立ち止まっていくと言う、拾うということとジョギングの分を見ましてプロギングというスウェーデン語だそうですが、そういうような活動の提唱がありました。私はこういう大会を通じてそういう提唱するのはすごくいいことだなと思います。

やはり環境問題とか、そういう循環型社会を形成するということで、そういういろんな行事のときにそういうのを提唱していくというのも一つのアイデアではないかなと思っているところでございます。やはり学習社会でございますので、一人一人の学びで相互に理解が深まる、そういう社会づくりにいろんな施策を展開していただければと思っているところでございます。今後とも継続をしていただければという願いもございますが、教育長のご見解等をいただければと思います。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 再質問に対してご答弁申し上げます。

1点目の環境学習の一環として、他市町村のごみ処理施設への見学についてですが、小学校の社会科などの授業で学習している環境問題につきましては、学習指導要領に示されております学習の狙いは、ごみ処理施設を見学することが目的ではなく、ごみについての理解を深めることや、ごみのリサイクルへの関心を高めるなど環境問題への意識を高めることが学習の狙いとされており、大空町の身近な施設を中心に見学し学習を深めているところです。現段階では、授業時数の関係から他市町村への施設見学までは難しい状況ですが、例えば大空町以外の市町村ではどのような廃棄物処理の取組を行っているかという調査、学習の中で1人1台タブレット端末を使って、他の町の取組を調べることが出来ますので、児童生徒の環境問題への意識が高まるよういろいろな角度から環境教育というものを充実、実践できるように配慮してまいりたいと考えております。

また、生涯学習の視点において、環境問題のような広い視点からの学びや身近なごみの分別やリサイクルなどの学びなど、多様な方法による学びの機会を設けることはとても重要だと考えております。

社会教育におけるこれまでの活動では、令和4年11月に網走ブロック高齢者教室リーダー研修会において、網走、小清水、斜里、清里、大空の交流の中で、ごみの分別をテーマに交流を実施したことがあります。

社会教育における生涯学習の組織には、生涯学習奨励委員や大空町PTA連合会、自治会女性部連絡協議会やことぶき大学などもございます。そうした各組織や団体の活動は、それぞれに主体的な活動を行っておりますが、環境問題等の学びを奨励することは可能と考えております。

また、諸社会教育の一環として保護者とともに施設見学を行う場合につきましては、学校を通じて周知するなど学習機会を提供できればと考えております。

2点目のふきおろしマラソンで行われたプロギングに関する質問ですが、スウェーデン語の拾うと英語の走るを組合せた造語で、環境改善に貢献できるとともに、ジョギングに加えてしゃがんだり立ち止まったりする動作が加わることで、通常のジョギング以上の運動効果が高まると言われております。今回は、ふきお

ろしマラソン大会の参加記念品として、参加者の皆さんにプロギングバックをお渡しいたしました。ふきおろしマラソン大会では毎年参加者に記念品をお配りしておりますが、今年度は実行委員会のアイデアで、日頃のランニングの際に使用できるものとして、プロギングバックを配布させていただきました。なお、来年度のふきおろしマラソン大会は20年記念事業として開催させていただく予定となっており、事業内容や参加者に配布いたします記念品につきましては、実行委員会において新たに検討されることとなりますので、その際、鈴木議員のご意見等も伝えさせていただきたいと思います。

以上、再質問に対するご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、鈴木議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。プロギングの関係につきましては普及啓発で、そういう提唱続けて行っていただければということで、記念品としてどうのとかそこら辺は実行委員会で十分検討していただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

第5次の循環型社会形成基本推進計画というのが、去年の8月に閣議決定になりました。これはSDGsの関係と環境循環型の循環型社会形成というのを組合せたという基本計画でございます。未来につながるまちづくりには住民双方が学び合いを通じて知恵と工夫を出し合って、公益性を基本とした循環型社会の推進が必要であるということであろうと思います。

新年度予算でいろいろこれから論議があらうかと思えますけれども、地域課題、町の地域課題をみんなで知恵を出し合って解決していくということが必要ではないかなという観点で今回質問をさせていただきました。町有林の活用からごみの問題含めて、循環型社会をつくっていく過程ではないかなと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 循環型社会の形成というのは、日本の限られた資源の中でそれをいかに効率的に、そして自然等に負荷のない形で行っていくかということは、極めて重要で、これからの将来にわたって大切なことであると私もそのように認識しております。

また、森林環境、これについては、やはり今一番の問題、この地球温暖化という問題を本来は世界全体で考えていかなければなりませんけれども、日本、北海道、大空町といった中で、私たち大空町の中でできることをしっかり行ってまいりたいと考えておりますので、今後ご指導いただければありがたいかなと思います。

どうもありがとうございます。

◇議 長 これにて、鈴木秀之議員の一般質問を終了します。

◇議 長 日程第7、一般質問を続けます。

次に6番、岩原繁議員の一般質問を許します。

◇岩原議員 令和7年第1回定例会に通告しておりますこのことについて、質問をさせていただきます。

第1項目は、町内の公共施設や道路等に植栽されている古木や危険木の実態とその対応についてであります。

昨年12月にNHKのクローズアップ現代で放送がされましたけども、内容は道路や公園にある樹木が突然倒れたというものでした。倒木などによって通行人が亡くなったり、けがをしたりする事故が全国で相次いでおります。11月からは国土交通省が全国の自治体などを対象に、街路樹や公園の樹木について、事故の発生状況や点検の実施状況を聞き取る実態調査開始というような内容の放送でございました。その内容、調査内容でございますけども、2018年から2022年の5年間で発生した倒木本数とか点検による伐採本数、被害等々のものという内容でございます。結果的には、北海道そのときには、非常に一番多い数字だったのですけれども、当時この当時5年間の中では、胆振東部の地震ですとか、台風被害があったためにそういった危険な倒木があったという内容でありました。

道路管理者におきましては、点検による伐採をその都度行っていることと思います。私たちの大空町の中におきましても、樹木等々のものばかりではなく、細かい項目の(1)として町内の公共施設、学校も含むとあります。公園などに植栽されている樹木には、今おっしゃった道路の樹木の部分と、住宅そこは電線、電話線などへの倒木の恐れのあるものも多く見られます。その実態と対応についてまずお伺いをいたします。

私も女満別地区、東藻琴地区両方地区ちょっと回らせていただきました。続きまして(2)でございますが、近年空き家が増えております。古い住宅の庭などに植栽されている樹齢のたった樹木等が、隣接する住宅にかかり、樹齢によっては危険木とも見受けられるものもありまして、地権者に対しての剪定、伐採の指導等について前例があるのか、それについてお伺いをいたします。

続きまして3番です。住宅地区での地域の景観や潤いの場づくりとしての植栽は必要なものでありますが、樹高制限やそれに伴う剪定や伐採にかかる経費というのは、かなりの負担がございます。そのためにそういった倒木が起こった場合の事故に遭遇しないような、いわゆる町民の生命、財産を守る上にも助成措置が必要と考えますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

続きまして、第2項目の本町の移住・定住の取組について状況と支援施策についてでございます。

機構改革によりまして、総務課企画グループと政策グループを移住・定住支援室と統合し、まちづくり推進室を新たに設置されておりました。報道では大空町は、人の流れの創出、拡大、行政サービスの維持向上などに積極的に取り組むために、役場の機構改革を行い、新しく設置したまちづくり推進室は、様々な課題を総合的かつ計画的に、そして限られた人員の中で、効率的に進めるために部署を統合したと。町民の皆さんへの柔軟な対応や課題解決のための機動力を兼ね備

えた部署になるように取り組んでまいりますという報道の記事でございました。私はこの部分で言ったときに、非常に大変重責のあるまちづくり推進室であるという位置づけであると改めて思わせていただきます。そのためには、どうしてこの移住・定住が町長は先にやったのかということになりますと、当然、昨年報告ありました消滅可能性自治体の報告というものを取上げてみますと、自治体が相変らずの背景というものがいろいろとあると思いますけれども、そういった部分でこの対応の部分で、今行っていかなければならない消滅可能性自治体の問題に対処するためには、まずは移住促進政策というものが一番先に来るというのもあります。そういった意味では、現在行われております大空町の移住・定住の取組状況と成果についてお伺いをいたします。

続きましてそれらを踏まえて、実際に今、移住された方々もいらっしゃいます。

移住者支援サポートとして私たちはその方たちをサポートするためにも、市街地の空き店舗対策及び研修会館の新築構想がございますけれども、そういった部分で移住者が集えるスペースの設置について、お考えがあるのか伺いたいと思います。

それから、続きまして（３）番で移住定住支援策、支援室と関係部局との連携強化が求められると思います。その取組について、まず、移住定住のまちづくり推進室が中枢となって一番中心となってやるわけですが、企画立案ばかりでなく実際行動を起こした場合の連携下に通ずる連携がどのように行っているのかをお伺いをいたします。

最後でございますが、实际的に移住定住に企画立案されたものも含めて、实际的に大空町は子育て世代にターゲットを置き、知名度を上げて、移住してもらえるように目標を立てております。その部分に対して、具体的な方策がまだ見えていないような気をしております。その部分で（４）として、子育て世代への支援策として、認定こども園の園児への新たな教育保育の取組等についての施策についてお伺いをいたします。

以上、一回目の質問とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 岩原議員からの一般質問にご答弁申し上げます。初めに、公共施設や道路等に植栽されている古木や危険木の実態とその対応でございます。

町で管理をしている公共施設や道路、公園などにつきましては、それぞれの主管課において維持管理しているところでございます。しかしながら、危険防止や損害予防などの観点で、枝の剪定や伐採が必要と判断した際に適宜対応しているところであります。樹木の枝の剪定や伐採につきましては、住民や地域から要望を受けて対応することもございますが、基本的な考え方としましては、危険であるかどうか、どのように支障があるか、伐採をすることによってどのような影響があるかなどといった優先順位をもって判断し対応しているところでございます。なお、電線や電話線などへの支障の恐れがある場合につきましては、北電やＮＴＴで対応していただいているものもございます。

次に、空き家の樹木が隣接する住宅にかかり、老木となった危険木があった場

合の地権者に対しての剪定や伐採の指導等についてでございます。

環境衛生の観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する条例において、空き地、空き家の清潔の保持及び周辺的美観が損なわれないよう適正に管理することが定められています。庭木の繁茂により、歩行者の通行に支障がある、あるいは車両の視界を妨げるなど、地域における生活環境を阻害する恐れがある場合は、所有者に対し必要な措置を講ずるよう文書において通知しています。また、所有者が遠方で管理が困難なケースもあることから、作業実績を有する事業者を紹介するなど、空き地、空き家の適正な管理をお願いするところであります。

次に3点目の住宅地区での植栽による樹高の制限をすることや、制限に伴う剪定や伐採に係る経費に対する助成について、現在、住宅地に植栽する際の樹高制限につきましては、法令等において制限されているものを承知しておりますが、町におきましても樹高の制限はしていません。樹木が老木化し、樹種によっては幹も太く樹高も高くなり、倒木した場合は大変危険であると十分認識しておりますが、庭木なども含め個人の財産の管理については、どこまで行政が助成すべきか、といったところもあり、公平性などを考慮いたしますと、現時点では助成する考えには至っていないところであります。空き家の考え方と同様、所有者に対して必要な措置を講ずるよう通知していきたいと考えております。

続きまして、大項目2の移住・定住の取組状況と支援施策についてご答弁させていただきます。

初めに、現在の移住・定住の取組状況とその成果についてでございますが、令和6年度につきましては、移住・定住の促進に向けた定住促進助成金の交付、空き家対策セミナーの開催、東京で開催された移住相談会参加などに取り組んだところであります。

また、移住検討者の方々に対する移住相談を継続して実施しており、その中で、お試し暮らしを希望される方に対しては、オーダーメイドのまちめぐりツアーを開催するなど、相談者に寄り添った対応を心がけているところであります。その成果であります。令和6年度、令和7年2月28日時点ではあります。55件の移住相談をお受けし、実際に24名移住件数にすると21件の方に大空町に移住していただきました。その中で、お試し暮らしにつきましても28名、件数では15件の方にご利用いただき、利用者の中から4名、件数は4件の方に実際に大空町に移住していただいております。これまで実施してきた施策が実を結び、一定の効果があらわれているものと考えておりますが、多くの方に大空町に移住、定住いただけるように、引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、移住者が集えるスペースの設置についてでございますが、多くの町民の方々が集えるスペースというものは、町の中に必要な機能だと認識しております。

また、町民の方々が集える場所に、移住者の方々だけではなく、大空町を訪れた方々、空港を利用される方々など、幅広い方々に訪れていただければ、にぎわいの創出にもつながるものと考えております。この機能を商店街の空き店舗を活用して行うのか、研修会館を建て替える際にその機能を持たせるのか、方法は様々だと思いますが、公共だけでなく民間のノウハウ等も活用しながら検討を進めていくことが重要だと感じております。当然、そのようなスペースにはWi-Fi環境というものは必須であるものと考えているところであります。

次に、移住・定住支援策におけるまちづくり推進室と関係部局との連携強化についてでございますが、現在でも移住検討者が町営住宅への入居を希望された場合には住民課と連携し、また、移住後に起業を考えているとの相談があった際には、産業課と連携するなど、各課横断で移住・定住支援策に取り組んでおります。

今後も移住・定住支援策だけではなく、各種施策を各課横断で推進してまいりたいと考えております。

最後に、子育て世代への支援策として、認定こども園での新たな取組について。

認定こども園については、令和2年10月に認定こども園めまんべつが開園して4年6か月。そして1年後の令和3年10月に認定こども園ひがしもことが開園して3年6か月を迎えます。幼保連携型の認定こども園として、民設民営で開設され、大空町社会福祉協議会が運営主体であります。一方で、教育保育給付の仕組みの中では、町が指導監督を行う立場にあり、社会福祉協議会の自主性を尊重しつつ、町が運営協力を行い、適正な運営を確保しなければならないものであると認識しています。年々出生数が減少する中ではありますが、認定こども園めまんべつでは、3歳未満の利用希望者数が令和7年度の受入れ可能人数を超過するため、認定こども園ひがしもことその他、町外の保育での利用調整を行うなど、依然として保育のニーズが高い状況にあります。

現在、認定こども園では、情操教育に関わる取組として、教育委員会との連携によるファームスクールで、農作物の収穫体験を行っているほか、外国語指導助手、ALTの訪問により、園児が外国語に触れることができるカリキュラムを提供しているところであります。幼保連携型の認定こども園では、質の高い幼児教育と安心安全な保育を両立していく必要がありますので、新たな取組にも積極的に挑戦していただけるような環境づくりにより、園児の情操を育むことにつながるとともに、子育て世代が安心して子育てができるように、預かり機能の充実も重要であると考えております。今後、ご質問にありました新たな取組を実施することについて、認定こども園から協力を求められた際には、町としてどのような支援ができるか検討し、引き続き経営に関する支援を行いながら、よりよい幼児教育、保育環境の充実に携わってまいります。

また、その取組の内容については、社会福祉協議会と協議し、保護者のニーズを把握して、検討する必要があるものと存じます。その中で、まずは在園する園児の教育及び保育を充実させ、認定こども園が町民に寄り添う運営に心がけていただくことで、移住促進の目玉となる可能性をあわせて探ってまいりたいと、そのように考えています。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議長 6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、6番。本当に丁寧にお答えいただきまして誠にありがとうございます。非常に難しい質問項目だと私も感じております。その中で、まず、危険木の実態の部分でございます。なかなか町を歩いていると本当に見かける部分、改めてこう見ました。いろいろお話、今、伺った中では、特に空き家対策の部分と同じように、地権者に対しては通知をさせていただいていますということでご

ざいます。その部分なのですが、隣近所の部分で話を聞いて、どの様な形の中で危険木ですと剪定をしてもらえるのか、伐採をしてくれるのか、そういったことで非常にいろいろと行政側で通知を出していただいても、なかなか届いていないのではないかとこの部分がお話も実は聞かれております。私は、そういったことも含めて非常にうちの条例等の部分で、要綱等も見ますと、そんな形の中ではないのですけれども、そこら辺について、どうしてもその一つ、もう一つの配慮が何かないのかなと考えていました。そうしますと特にボランティア的にやってくれる人とか、日頃の隣近所の付き合いがあるからやりますかと言ったことになれば、ちょっとそれぞれ無理があり、単純に木を伐採することがいかに大変で危険なことかと言った部分もありますし、高齢者の就労センターの方にも話を聞いても、なかなかその実態もつかめないというのがありました。

私そういった部分では、担当部局の方がそれぞれあると思うのですけれども、自治会単位で、何かそういった部分で、横の連携といいますか、そういった部分で話し合いが起きるようなそういうような予防策と言うのが取れないものかなと思うのですけれども、町長のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

◇議 長 暫時休憩します。

(暫時休憩 午後 4時16分)

(再開 午後 4時17分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。松川町長。

◇町 長 岩原議員からのご質問で、危険木につきましては、現在、住民課等で条例に基づいた環境整備の通知については、あくまでも環境整備で雑草等が繁茂していて、周辺に迷惑をかけているというところについては通知をさせていただいておりますが、危険木等については、もし今後必要であればそういった通知も考えられるかと思っておりますけれども、現状ではそれについては特段町として通知した実績というのは持っていないところであります。

ご自宅の敷地の中で、当然、木を個人がご自分で植えられて、成長し、大きくなり過ぎたということはあろうかと思っておりますけれども、それはあくまでも個人の財産であると考えますので、当然私は、それは個人の判断で、個人の資力でもって、危険であると判断すれば伐採していかなければならないものだと思っております。それが仮に倒れて、通行された方に障害を及ぼした場合には、それは敷地に危険木を所有している方が、今の状況の中で責任を負うということしかないと思いますし、そうならないためにも、やはり所有者については、ある程度の高さになったら切るであるとか、枯れていつまでもそのままにして置くわけにはいかなければ、それは、ご自分の資力の中で切っていただく、伐採していくことが、私はそれが必要だ、そのように認識しているところであります。

◇議 長 岩原繁議員の一般質問中ですがここで10分間休憩します。

(休憩 午後 4時18分)

(再開 午後 4時27分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長の宣告

◇議 長 本日の会議時間は、議事の都合によって延長します。

◇議 長 日程第7、岩原議員の一般質問を続けます。6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、6番。分かりづらい質問をいたしまして、大変ご迷惑をお掛けしたことをおわび申し上げます。

実は、そういったことで非常に危険木というそのとらえ方も難しいと思うのですが、町並みを歩いていて、電線にかかる、この木道路に倒れたら通行中のもし町民が歩いていたときに何か事故があったら困る。というようなところが見受けられた点そこら辺の部分について道路等の部分については、それは管理者が伐採等をするわけですが、今、見受けられる中でも、空き家の中で、外側に木が出ていて、それが道路上に傾いている。あるいは電線にひっかかって倒れそう、電線も切れそうと言った部分も、空き家の部分で対応はどうするのかというところで、何かあっては遅いなということで、何か方策がないのかという意図でご質問させていただいております。今、町長からご答弁あったとおり、相当の部分で事務的には進められておりますということのお話を聞きましたので、それはそれで了解をいたします。ただ、その分については、徹底してやはり周りの部分で、その地域の方々の話も一度聞いていただければと思います。

それと(3)番の助成の措置の部分でございますけども、ちょっと調べてみましたら、お隣の美幌町で危険保存樹木等の伐採事業補助金交付ということで、令和3年4月1日に制定されている部分があります。この前提となるのが、美幌町の緑の保全及び緑化の推進に関する条例というのがその前段でありまして、その中で町と町民が一体となって、緑の保全と緑化の推進を図ると、健全なまちづくりをしていまいしょうという内容でつくられた条例の中で、私はそんな中では町並みを整理する中で、そういったもので、一つ一つこういったもので、対応していけば本当にきれいな街ができる。切ったばかりではなく、先ほどの同僚議員の町有林、森林の部分もそうですけど、木というものは本当に大切に植え育てた木です。ですから思い出もあります。特に学校林等々、学校の敷地内に記念樹とかもそうだと思います。ところが植えっ放しというのは、実はそれが老木となり危険木となるということでございますので、その対応をやはりこれから考えていかなければならないというように思います。そういった意味で、今、お隣の町でこういうことがやっておりますよということも踏まえてなのですが、再度、町長のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 空き家等における樹木で、空き家の中その敷地の中にある樹木等が危険を及ぼすようなことがあるような場合には、そこは引き続き空き家対策の中で、しっかり連絡をとって、対策をお願いしていくということが必要かと思ひますし、あわせてそういったところが実際にどこにあるのかというところを、後ほど担当の方にもお知らせいただければありがたいかなと思ひております。

美幌町で伐採に関する補助金があるようでございます。先ほど記念植樹ということでありましたけども、公共用地、例えば学校敷地内に過去に子供たちが植えた木が、やはり年数とともに大きくなり加齢もしくは老木になって危険となった場合には、それはやはり記念植樹であっても生徒等の安全を守るために切るというのは、私はやむを得ないことであろうかと思ひておりますので、公共用地の中については、しっかりそういった対応をしていきたいと思ひております。

先ほど言ひました美幌町の補助金については私、すいません、存じておりませんので、今後そういったその補助金の要綱等を見させていただいた中で、内部でどうしていくべきかというものの検討させていただければと、そのように思ひます。

◇議 長 6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、6 番。ありがとうございます。どうかひとつ、よろしくどうぞ願ひを申し上げます。

続きましてそれでは2 番目の、移住・定住の取組状況について再質問させていただきます。

私（1）の取組状況については本当に、年々成果が上がっているということで報告私も認識しております。本当に続いて行っていただきたい。移住者支援についても本町の部分については、内容が充実をしまひております。そういった部分を町外に対してもいろいろとお知らせを、どんどんPRしていただければと思ひます。

移住者支援サポートの部分も、集いのスペースってということなのですが、大空町に定住をサポートする会というのは、先ほど答弁の中にもありました、まちめぐりツアーをして、移住者のサポートをしておりますけども、移住者同士が気楽に集える場所ということで、一つにはいろんなところが考えられます。これはもう町並みの活性化の部分で、以前質問させていただきました、いわゆるワーキングスペースというのを作ってその中でいろんな形の中で集まって集える場、集まってお仕事をしたいとかいろんな構想があると思ひます。私はどうしても、人口減から移住者に対しての依存度が非常に高まっている。ですから、移住支援が必要になってくるというように当然重点を置かれるのだらうと思ひます。一般の町民の方々も当然そうなのですが、私はこの部分が特殊な部分で大空町がこういった部分に支援を置くことによって、より一層移住したいという気持ちになってくるのではないかなと。あるいは、町並みはにぎわっていくのかなと想定するわけです。民間活用の部分もそうなのですが、町がどれだけの部分で介入できるかといったことも、検討する必要があると思ひうのですが、再度、

町長の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 移住者が集えるスペースということでございます。現在、女満別地区東藻琴地区、私比較的気軽に集まって会話をしたりするロビー的なものというのは、いろんな、例えば女満別地区であれば研修会館のロビー、あるいは東藻琴地区では農村環境改善センターのロビー、あるいはフロックス。そういったところを使って、気軽に集える場所があるかと思っております。

そういった中でコワーキングスペースというお話がありましたけども、近隣、斜里もあります。北見もあります。美幌もありますと、そういった中で、確かにコロナ中において、そういった在宅ワークというものがある、コワーキングスペースの需要というものがあったのかなと思いますけども、今後、今、コロナ禍もう明けた中で、在宅勤務が解消されて、実際にリアルに会社に出て仕事をされているというのが増えてきている中であって、コワーキングスペースというスペースを必要とするのかどうかというのは、正直私は今段階、なかなか疑問に思っているところであります。そういったものについては、需要をしっかりとらえて、研修会館の跡の施設なのか、違う場所でそういった場所を設けるのか、空港で設けるのかだとか、いろんな考え方はあるかと思いますが、そういった中で考えていく必要があるかと思います。

ただ、しかしながら先ほどご答弁でも申し上げましたように、今後の公共施設については、やはりWi-Fiの機能というのはやはりどうしても必要になってくるのだらうなと思いますので、そういった機能についてはしっかり整備してまいりたいと、そのように考えております。

◇議 長 6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、6番。ありがとうございます。今後の計画等々もありますので、そういった方向で、中に検討材料として、入れていただきたいというように思います。

続きまして（4）番の子育て世代への支援策ということでございます。先ほど町長お話しいただいたとおり、旧女満別幼稚園時代に公設幼稚園時代に比較の入園料等々の部分で、安いということですから、かなりほかの町村から女満別に子供を連れて転入して、子供が女満別幼稚園に通って、親は女満別から外に働き行くというような方のケースがありました。そういった部分では、今、認定こども園になってから、教育保育給付認定ということで、幼保一元化という部分で進んでいる中で、現在も満3歳以上の小学校就学前の児童に対してのいわゆる幼稚園機能というものを充実したのだらうと思います。ただ、現場を見てみますと、やはり幼稚園機能と保育園機能とかいろんなことで、交錯した中でいろいろやっているようにも見受けられるのですが、私は先ほど専門的な部分で、英語の部分ということでお話をいただきましたけども、そういった意味で、そういった英語とか音楽とかあるいは楽器、器械体操とか体を動かすことというその部分で、

専門的な教育課程を取り入れることということが、ほかの地域と比べてない認定こども園ということを特殊付けていけば、そういった部分では預けたいなということで、移住のほうに関心を持っていただけるようなことでありまして、今後のこのこども園の在り方、構築する必要もあるのではないかと思いますのですが、その辺についてちょっともう一度お話をお伺いします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 最初にご答弁の中で申し上げた中にファームステイの取組がありましたが、これにつきましては、町内企業や大空高校のご協力をいただきながら、畑で農作物に触れることなど、大空町を肌で感じる事が出来、移住者にとっては魅力的な取組、そういった特色のある取組であるなど私は思っているところであります。

議員がおっしゃるように、音楽やスポーツといった専門的な方をお迎えして、カリキュラムを構成することができれば質の高い指導に触れられる機会となるのかもしれない、そのように思ったところであります。そういった観点を持って、認定こども園のカリキュラムを検討することは重要であると考えますが、取り入れるかどうかの判断に際しては、既存のカリキュラムとの調整や、保護者の意向というものも十分把握した上で、本当にそれが保護者に求められているものかどうかというものを十分に検討していただく必要があるものと、そのように考えております。

あわせて、私は考えるべきことは、大空町の認定こども園でありますから、子供たちをのどかな環境で伸び伸びと、遊びの中から心身の発育につなげていく。

そういった幼児期、また、未満児のところの子供たちにとっては大切な時期であるものと考えております。幼児期におおらかに過ごし、大人になるまでの期間で、都市部であれば大勢の同級生の中で埋もれてしまうような個性であっても、決して埋もれさせず光輝かせてあげられる。そういったことがこの大空町の認定こども園ということで、少人数での教育環境としては最大のメリットで、私はそれが魅力であるのではないかなと、そういう考えでおります。認定こども園と町において、この視点というものを共有し大空町の幼児教育の質をより今後とも高めてまいりたいと考えております。

◇議 長 6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 ありがとうございます。非常に私はまちづくり推進室ということで、新たな部署で、移住・定住これからもっともっと人口増につながるような施策をしていかなければならない。そのためには、特化したものの中には必要であると考えます。その上では、いろんな形の中で、どこにターゲットを置くか、まさに今、子供、子育て世代にターゲットを置いてこういった施策を進めていこうということですから、あえて認定こども園ということを出させていただきました。

私はそういった部分にはいろんな中で、先ほど言いましたように多くの部署との関連を設けて、どうやったらいいかということを探索しながら、前に進んでい

かなければならないと思っております。そういった意味で、私は今、町長のおっしゃったことも含めて、さらにまたそれに特化した部分で推進室の方々と同時に、町の中枢に本当になっているわけですので、さらなる前進をしていただきたいとご期待申し上げまして、大変ちょっと失礼な質問だったかもしれませんが、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 大空町の人口というものを増やすというのはなかなか難しく、人口減少のスピードをいかに緩やかにしていく、そういった施策を行っていく中で、今、私たちは若い子育て世代に少しターゲットを絞って、これからの施策展開をしてまいりたいと考えているところではありますが、だからといって、若い世代以外の方々のところをおろそかにするかというと、決してそうではなくて、バランスよく、だけども、ちょっと重点的に若い世代のところ、そういったものにターゲットを、焦点を当てていきたいと考えているところであります。

今回の認定こども園の部分もそうですし、先ほど同僚議員のご質問であった発達支援だとか、そういったところも、しっかり町として行って幼児から小学校、中学校、高校と、そういった中でしっかり、大空町に來れば子育て環境が充実しているのだということをしっかりPRして、できる限り移住等に努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導よろしくお願いいたします。

◇岩原議員 終わります。

◇議 長 これにて、岩原繁議員の一般質問を終了します。

◇議 長 日程第7、一般質問を続けます。

次に、4番、森賀祐司議員の一般質問を許します。

◇森賀議員 はい、4番。令和7年第1回定例会一般質問通告書に従い質問いたします。質問が重なる部分はお容赦願いたいと思います。

令和6年11月に1市5町の広域での廃棄物中間処理施設の建設予定地から産業廃棄物が発見され、この予定地での建設は中止となりました。大空町の中間処理施設は1983年の使用開始で、老朽化が著しく年々修理、維持費が増加しております。廃棄物処理を行う上で、安全な中間処理施設の建設は必要不可欠で、優先順位の高いものであると考えます。今後も1市5町の枠組みを変えずに建設を目指していくということですが、この計画をどのように進めていく考えなのか以下の4点について、町長の考えを伺います。

- 1、現在予定地の選考についてはどうなっているのか。
- 2、民間の土地を候補地とする考えはないのか。
- 3、候補地が白紙となった経緯について、どのような検証がなされるのか。
- 4、予定地だった場所の盛土の対応はどうするのか。

以上、1回目の質問といたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 森賀議員の一般質問にご答弁を申し上げます。

初めに、一つ目のご質問でございますが、新たな建設地の選考については、廃棄物中間処理施設の建設候補地を適切に選定するために、第三者を含めた中間処理施設候補地評価委員会を設置し、選定することとしております。候補地評価委員会の構成は、学識経験者3名のほか、1市5町の副市長、副町長で構成する合計9名で構成するものでございます。

昨年12月に建設時の取下げを申入れ、了承をいただいた以降、大空町を除く1市4町で、新たな建設候補地を検討することといたしましたが、期限内に建設候補地が上げられなかったことから、斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会で検討した結果、1市5町が有する施設建設に必要な面積であります1万4,000平方メートルの公有地を洗い出し、まずはそれでもって評価していくこととしております。

第1回目の中間処理候補地評価委員会は、今月中旬に開催される予定とお聞きしており、候補地が決定するまで、3回程度開催される予定であると、そのようにお伺いしているところであります。

次に、民有地の利用についてですが、このたび建設地取下げに伴い、廃棄物中間処理施設の供用開始が延びることが懸念されます。こうした状況の中で、少しでも早い供用開始を目指すために、先ほどの答弁でもご説明いたしましたが、まずは、それぞれが所有している公有地の中から洗い出すこととしております。候補地評価委員会において、公有地において適当な候補地が決まらない場合には、改めてほかの用地を評価していくこととなりますので、その際には民有地も含めて協議していくことになるかと思います。

次に、建設地を取下げたことの検証についてですが、建設地が白紙となった経緯について、整理と検証を行うため、弁護士を含めた第三者による中間処理施設建設予定地検証委員会が設置され、検証が行われています。私を含め副町長、本事業に携わった職員に対しての聞き取り調査や、これまでの経緯などを検証するため、合計3回検証委員会が開催され、報告書がまとめられることとなっております。

最後に盛土の今後の対応についてであります。昨年12月にオホーツク総合振興局からの口頭指導があったことから、適正な処理に向けて、大空町としての対応をオホーツク総合振興局に対し照会、協議中であります。協議が整い次第、議員の皆様にご報告をさせていただきたいと存じます。

以上、森賀議員の一般質問のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 4番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 はい、4番。それでは小項目第1点目について再質問させていただきます。

候補地の選定に当たっては第三者を入れた選定委員会で検討するということ

で、大空町として積極的に名のりを上げていくという考えは持っていないということではよろしいでしょうか。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 大空町としての候補地でございますけども、積極的に名のりを上げるという考えではなく、あくまでも大空町に存在する町有地で、1万4,000平方メートル以上の土地については、そこが候補地として適切かどうかはかわらず1市5町の協議会の中で、そのように出し合おうということを取決めておりますので、町としては積極的ということではなく、今、大空町が有している土地について、提供させていただいたところでございます。

◇議 長 4番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 はい、4番。それでは1市5町での公有地で、それを出し合って最初選定委員会で検討するということで、どこかの自治体が積極的に参加するという考えではないということで理解いたしました。

続きまして小項目の第2点目ですが、この中間処理施設の建設の遅延は非常に深刻な問題だと考えます。最終処分場の延命もしくはごみの減量化については遅延なく進めていくことが必要と考えます。遅延なく進めていくために民間の土地のことも念頭に置いてはどうかということで質問させていただきましたが、町長のお考えを伺います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 今回の1市5町の協議会の中で、1万4,000平方メートルの所有地を出し合うということにいたしました。大空町は先ほど申しましたように、現在所有する1万4,000平方メートルの土地町有地を出させていただきました。

ただ、大空町以外のほかの町がどういう考え方のもとで出しているかというのは、私は正直分かりません。判断の中で出されないかもしれませんが、大空町のように持っている全てのところを出している、そういった市町もあるかもしれません。さらには、積極的に誘致しようと考えて出しているところもひょっとしたらあるかもしれませんが、現時点では私は把握しておりませんので、大空町の考え方だけ申し上げさせていただきたいと思います。

民間の土地につきましては、先ほども答弁で申し上げました。まずは公有地の中で進めていこうと。それはできるだけ早急に進めるためにということでございます。民有地であれば、当然その土地を持っている方との交渉というものもありますので、まずは公有地ということからスタートしておりますけども、先ほど申しましたように、公有地出された公有地いずれもが、帯に短し襷に長し、ではないのですけども、どこも中途半端なところで、やはりほかに候補地を当たったほうがいいのかという評価委員会の判断になった場合には、民有地、さらには私有地、町有地以外の国有地や道有地も含めて検討していくことになるの

ではないかと思います。

ただ、今は町有地で進めておりますので、そこが不調に終わったときには次の段階で民有地という選択というのでも考えられるのではないかと、そのように思っております。

◇議 長 4 番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 はい、4 番。町の考え方、理解いたしました。

続きまして小項目の3点目ですけれども、いずれの自治体で中間処理施設を建設することになっても、これ以上の計画の遅延をさせないためにも、また、住民との合意形成のためにも、十分に今までの経緯等を検証していただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 今回、白紙撤回したことに伴いまして、検証委員会その白紙撤回をしたことに対する検証委員会が設置され、その検証委員会の中で報告書というものが上がってまいっていると思っています。その中で、恐らく次の建設候補地の選定に向けたご示唆というのものも、当然その報告書の中には記載されてくるのであらうと思っておりますので、そういったものを踏まえて、今回と同じような轍を二度と踏まないように、1市5町協力をして進めてまいりたいと考えておりますので、これに関しましては、議員皆様方のご理解もぜひお願いしたいと思います。

◇議 長 4 番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 はい、4 番。続きまして小項目の4点目ですけれども、予定地のあった場所の残土処理については、今後も道や関係機関と協力して適正に対処していただくことをお願い申し上げます。

いずれにしても、一般的に廃棄物中間処理施設の更新時期というのは稼働後25年と言われておりますが、大空町の中間処理施設は40年以上経過しており、新しい中間処理施設の建設は最も急がれる課題ではないかと思います。環境の面でも最新の施設の方がすぐれておりますし、各市町が単独で整備するよりも負担が少なくなるというのは、試算でも出ております。何より中間処理施設の建設が大空町で行われれば、地元経済にも大きな波及効果がもたらされることと考えます。また、雇用の創出にもつながり、メリットがあると私も思います。再度大空町にもし建設候補地が選定された場合は、今までも大変努力していただいているのですけれども、全力で推進していただくことをお願いして質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ありがとうございます。今回白紙撤回したことに伴う当初建設を予定

していた候補地の盛土につきましては、今後、盛土さらには廃棄物の関係につきましては、しっかり北海道と協議をし、ご指導いただきながら対応してまいりたいと、そのように考えております。

今後、新たな施設というのが、1市5町のいずれかのところで整備されていくことになります。それにあたっては、建設地がどこになろうとも、しっかり1市5町の行政、そして議会も含め、みんなで協力しながら新しい施設の有効性とか、そういったものをしっかり地域住民の皆様にご理解いただいて、迷惑施設じゃない、有益施設だということをご理解いただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、今後も様々な協議経過についてはきちんと議会の議員の皆様にもご報告させていただきますので、ご指導をよろしくお願い申し上げ、私からのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

◇森賀議員 終わります。

◇議 長 これにて森賀祐司議員の一般質問を終了します。

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれにて散会します。お疲れ様でした。

(散会 午後 5時01分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 7 年 5 月 15 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 大 泉 知 功

署 名 議 員 川 村 淳

令和 7 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 7 年 3 月 5 日
- ・ 開 会 令和 7 年 3 月 5 日
- ・ 閉 会 令和 7 年 3 月 1 2 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		9 番	上	地	史 隆
3 番	福	田	淳	一	10 番	松	岡	克 美
4 番	森	賀	祐	司	11 番	齋	藤	宏 司
5 番	鈴	木	秀	之	12 番	原	本	哲 己
6 番	岩	原	繁					

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	福祉課長
総合支所	長	福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課	長	産業課参事
総務課	参事	建設課長
まちづくり推進室	長	建設課参事
まちづくり推進室	参事	住民福祉課長
まちづくり推進室	参事	総務課主幹
住民課	長	
生涯学習課	長	生涯学習課参事
監査委員事務局	長	選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局	長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和7年第1回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和7年3月6日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 同意第1号 大空町教育委員会委員の任命について
- 日程第3 同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第4 議案第1号 大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 日程第5 議案第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第6 議案第3号 令和6年度大空町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第7 議案第4号 令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第5号 令和6年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第6号 令和6年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第7号 令和6年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第8号 令和6年度大空町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第9号 令和6年度大空町個別排水処理事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第10号 財産の無償貸付けについて
- 日程第14 議案第11号 大空地区河川防災ステーション管理運営に関する条例制定について
- 日程第15 議案第12号 大空町個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第13号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第14号 職員の私有車の公務使用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第15号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第16号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議案第17号 大空町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例制定について
- 日程第21 議案第18号 大空町合同納骨塚条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第22 議案第19号 大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第23 議案第20号 令和7年度大空町一般会計予算

日程第24	議案第21号	令和7年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
日程第25	議案第22号	令和7年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
日程第26	議案第23号	令和7年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
日程第27	議案第24号	令和7年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
日程第28	議案第25号	令和7年度大空町簡易水道事業会計予算
日程第29	議案第26号	令和7年度大空町下水道事業会計予算
日程第30	議案第27号	令和7年度大空町個別排水処理事業会計予算

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	福田由佳
会計管理者	井上透	産業課長	林敏美
総務課長	篁充清	産業課参事	佐々木雅敏
総務課参事	笠井進一	建設課長	高昭寿
まちづくり推進室長	佐川雅仁	建設課参事	山本純生
まちづくり推進室参事	稲川浩司	住民福祉課長	山本晃
まちづくり推進室参事	中村綱希	総務課主幹	齋藤慎吾
住民課長	砂金英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	平田義和	生涯学習課参事	村山修
--------	------	---------	-----

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	阿部雅浩	書記	見延洸太
------	------	----	------

以上のとおり報告する。

令和7年3月6日

大空町議会議長 原本哲己

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和 7 年第 1 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

本日も、各議員におきましてはタブレットの持込みを許可しておりますので、よろしくお願いします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において 3 番、福田淳一議員及び 4 番、森賀祐司議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 11 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は配付しております日程表のとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、ご了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 同意第1号

◇議 長 日程第 2、同意第 1 号、大空町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の 1 ページでございます。同意第 1 号、大空町教育委員会委員の任命について。

大空町教育委員会委員、三浦裕幸が令和 7 年 6 月 11 日をもって任期が満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、次の者を後任委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和 7 年 3 月 5 日提出、大空町長、松川一正。

記。以下、住所、氏名、生年月日は記載のとおりでございます。

三浦氏は、平成29年6月12日から大空町教育委員会委員として、教育行政の運営に携わってこられました。教育経験が豊かで見識も広く、また、本町の教育基盤づくりにご尽力されてきましたことから教育委員会委員に適任であると判断し、同氏の任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、本人の経歴につきましては、参考資料の1ページに掲載してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第1号、大空町教育委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号、大空町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎日程第3 同意第2号

◇議 長 日程第3、同意第2号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の3ページです。同意第2号、オホーツク町村公平委員会委員の選任について。

オホーツク町村公平委員会委員、佐藤明美が令和7年3月31日をもって任期が満了するので、オホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和7年3月5日提出、大空町長、松川一正。

記。以下、住所、氏名、生年月日は記載のとおりでございます。

佐藤氏は人格高潔で識見高く公平公正であり、公平委員会委員に適任であると判断いたします。同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

なお、本人の経歴につきましては、参考資料の3ページに掲載してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第2号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号、オホーツク町村公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第4 議案第1号

◇議 長 日程第4、議案第1号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。佐川まちづくり推進室室長。

◇まちづくり推進室長 議案書5ページでございます。議案第1号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について。

大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求める。令和7年3月5日提出、大空町長、松川一正。

次のページをご覧くださいと思います。本案は、令和7年度当初予算として提案しております事業に財源措置としまして、過疎対策事業債の充当を予定しておりますことから新たに事業名を追加し、四つの事業内容を追加するものでございます。

表の右側が変更前、左側が変更後の計画でございます。

区分の2産業の振興、事業名としまして、(9)観光又はレクリエーションを新たに追加し、さらに、事業内容の追加でございますけれども、スキー場整備事業でございます。東藻琴スキー場照明LED化工事を予定しております。事業主体は大空町でございます。

続きましてその下、東藻琴芝桜公園整備事業でございます。東藻琴芝桜公園大規模改修に向け実施設計の策定を予定しております。事業主体は大空町でございます。

8ページをご覧ください。事業名、(10)過疎地域持続的発展特別事業第

1次産業の下線を引いております事業内容の追加でございますけれども、東幹線本郷地区水利施設等保全高度化事業でございます。本郷地区の用排水路等基盤整備を行っている事業主体の網走川土地改良区に対しまして、負担軽減の支援を行います。事業主体は北海道でございます。

続きまして、その下、東藻琴北地区水利施設等保全高度化事業でございます。西倉、大進、明生地区におけます区画整理、農業用排水路の農業基盤整備を行います。事業主体は北海道でございます。

なお、過疎地域持続的発展市町村計画の変更にあたりまして、当該変更が市町村計画全体に及ぼす影響が大きいものにつきましては、あらかじめ北海道知事との協議を行った後、変更することとされており、今回の変更につきましては、事業名の追加が含まれておりますことから北海道知事との事前協議を行っております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

◇議 長 日程第5、議案第2号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書、9ページをお開きください。議案第2号、和解及び損害

賠償の額を定めることについて。

町有車両に起因して発生した交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。令和7年3月5日提出、大空町長、松川一正。

記。1、和解内容、別紙のとおりでございます。

2、損害賠償の額229万9,000円。

3、和解の相手方、網走市南6条東5丁目1番地の1、北海道警察北見方面網走警察署、署長、宮野智幸。

11ページをお開きください。別紙、和解内容。1、事故の原因。

(1) 事故発生日時、令和7年1月18日、午前8時40分頃。

(2) 事故車両、北見830す5900、除雪トラックです。

(3) 事故発生場所、網走郡大空町女満別本郷72番地。

(4) 事故車両の運転手、岡内良二。大空町との関係、会計年度任用職員。

(5) 事故の相手方、網走市南6条東5丁目1番地の1。北海道警察北見方面網走警察署、署長、宮野智幸。

(6) 事故の概要、町道本郷中央14線の除雪作業を行っている際、町道と国道39号線交点の雪を巻き込み国道に出ていた。方向転換し逆側の雪処理をしながら町道に入り込むため、後退中、車道用信号機柱に除雪トラックのプラウ左側が接触し損傷を与えた。

2、和解の条件。

(1) 事故の第1当事者(甲)、大空町長、松川一正。

(2) 事故の第1当事者(乙)、網走市南6条東5丁目1番地の1、北海道警察北見方面網走警察署、署長、宮本智幸。

(3) 過失割合、甲100%、乙0%。

(4) 損害賠償の額、229万9,000円。

(5) 支払期限、甲は、乙に対して、本件物損事故による損害賠償額として、金229万9,000円を令和7年11月30日までに支払うものとする。

(6) 異議の申立て、承諾書の締結後は、甲・乙間において今後本件に関しては異議申立てをしないことを誓約する。

今回の事故は、国道の交差点部であり、通行車両が多いことから、通行の支障とならないよう少し急いだというような操作を行ったため、注意が不足し発生したもので、改めて、確実な安全確認を徹底するよう指導したところです。

なお、除雪車の運転手及び助手には怪我はありませんでした。

以上、説明申し上げました。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、和解及び損害賠償の額を定めることについては原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

◇議 長 日程第6、議案第3号、令和6年度大空町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。笠井総務課参事。

◇総務課参事 議案書13ページでございます。議案第3号、令和6年度大空町一般会計補正予算（第8号）。

令和6年度大空町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,574万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億3,427万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の変更は、第3表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。第4条、地方債の追加、廃止及び変更は、第4表、地方債補正による。令和7年3月5日提出、大空町長、松川一正。

15ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、町税に793万8,000円を追加。2款、地方譲与税から1,840万8,000円を減額。3款、利子割交付金に19万5,000円を追加。

6款、法人事業税交付金に145万7,000円を追加。7款、地方消費税交付金に423万円を追加。8款、ゴルフ場利用税交付金から25万1,000円を減額。9款、環境性能割交付金から309万2,000円を減額。11

款、地方交付税に9,161万5,000円を追加。13款、分担金及び負担金から2,520万7,000円を減額。14款、使用料及び手数料から267万3,000円を減額。15款、国庫支出金から4,798万6,000円を減額。16ページをお開き願います。16款、道支出金から1,639万9,000円を減額。17款、財産収入から725万2,000円を減額。18款、寄附金から1億3,880万円を減額。19款、繰入金から654万7,000円を減額。21款、諸収入から526万7,000円を減額。22款、町債に70万2,000円を追加。歳入合計は1億6,574万5,000円を減額し、98億3,427万5,000円とするものです。

17ページをご覧ください。歳出です。1款、議会費から132万9000円を減額。2款、総務費から9,599万6,000円を減額。3款、民生費、4,419万4,000円を追加。4款、衛生費から2,363万1,000円を減額。6款、農林水産業費から4,977万9,000円を減額。7款、商工費から316万6,000円を減額。8款、土木費に3,518万7,000円を追加。9款、消防費から770万9,000円を減額。18ページをお開き願います。10款、教育費から3,729万4,000円を減額。11款、公債費から471万円を減額。12款、職員給与費から2,151万2,000円を減額。歳出合計は1億6,574万5,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

19ページをご覧ください。第2表、繰越明許費補正。

1、追加です。3款1項、低所得世帯等支援事業、2,405万5,000円は物価高騰による住民税非課税世帯などの支援について、事務手続などに時間が必要であり、年度内に完了しないものでございます。

20ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正。

1、変更です。農業振興資金利子補給金は、借入額の確定に伴いまして、右側の補正後の期間を令和15年度まで、限度額を193万7,000円に変更するものです。

道営女満別南部2地区水利施設等保全高度化事業は、事業内容の確定により、期間を令和10年度まで、限度額を1億3,241万9,000円に変更するものです。

令和6年度入学資金借入金利子等助成金は、借入金額の確定により、期間を令和17年度まで、限度額14万7,000円に金利変動による増額分を加算した額に変更するものです。

21ページをご覧ください。第4表、地方債補正。

1、追加です。東藻琴山麓第2地区草地畜産基盤整備事業債は、起債対象事業費が追加となったことにより、限度額10万円を追加するものです。

次に、2、廃止です。臨時財政対策債は、昨年12月に普通交付税の再算定におきまして、臨時財政対策債の償還に要する臨時費目が創設され、普通交付税が増額となったことから、借入れを取りやめるものです。

3、変更です。総合支所整備事業債から、ページをめくっていただきまして、22ページの一番下、スクールバス整備事業債までの17事業につきまして

は、それぞれ事業費の確定などに伴い、限度額を変更するものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、今回の補正につきましては、年度末に向けた実行予算を実施したものでございます。入札、事業費の確定、利用者の増減など、執行残により整理した事項につきましては、説明を省略させていただきますので、あらかじめご了承ください。

歳出から説明いたしますので、50、51ページをお開き願います。51ページ、説明欄一番下の丸です。2款1項7目、ふるさと応援寄附金事業の7節、寄附者報償費4,442万6,000円の減額は、当初の見込みより寄附額が減少していることによるものです。

52、53ページをお開き願います。上から二つ目の丸です。地域公共交通対策事業の18節、鉄道維持対策補助金45万5,000円は、JR利用促進運賃助成について、不足が生じる見込みでありますことから追加するものです。

次の丸です。移住定住促進事業の7節、定住促進事業報償費50万円は、住宅の新築、空き家への住替えなどについて、当初の予定を上回る見込みによるものです。

丸が一つ飛びまして、定額減税補足給付事業の18節、定額減税補足給付金から1,039万円の減額は、額の確定によるものです。

56、57ページをお開き願います。下段の3款1項1目の二つ目の丸です。27節、国民健康保険事業特別会計繰出金315万6,000円は、保険税の賦課額確定により、保険税の軽減額が見込みより増えたことによるものです。

その下の丸です。高齢者等移動支援事業の13節、外出支援タクシー借上料200万円は、不足が生じる見込みであることから追加するものです。

一番下の丸です。低所得世帯等支援事業の10節、需用費から、次のページの18節、低所得世帯等支援給付金まで、総額2,538万7,000円の追加は、物価高騰による影響を踏まえまして、住民税非課税世帯などを支援するものです。

59ページの下から四つ目の丸です。2目27節介護保険事業特別会計繰出金817万7,000円は、介護給付費と地域支援事業に係る町の負担分が増えたことによるものです。

60、61ページをお開き願います。一番上の丸です。3目、心身障害者福祉事業の18節、通園療育指導訓練事業負担金28万8,000円は、当初の見込みより利用が増えたことによるものです。

その下の丸です。障害者福祉施設運営事業の12節、指定管理委託料84万4,000円は、電気料に不足が生じるため追加するものです。

丸が一つ飛びまして、障害者総合支援事業の19節、日中一時支援事業給付金492万5,000円は、令和6年4月から東藻琴福祉会において、生活介護事業から日中一時支援事業に事業変更したことによるものです。

その下の地域活動支援センター事業給付費517万9,000円は、令和6年4月から社会福祉協議会において、新規に地域活動支援センターを開設し

たことによるものです。

62、63ページをお開き願います。一番上の丸です。3款2項1目、認定こども園運営事業の18節、認定こども園施設型給付費1,382万1,000円は、公定価格の改定により、不足が生じるため追加するものです。

丸が一つ飛びまして、2目、養育医療給付事業費の19節、養育医療費扶助120万円とその下の子ども医療費助成事業の11節、子供医療費請求事務手数料、19節、子ども医療費扶助の合計43万6,000円は、不足が見込まれるため追加するものです。

一番下の丸です。4款1項1目、医療・介護従事者等確保事業の18節、医療・介護人材確保事業補助金100万円は、外国人材の確保などにより、不足が見込まれるため追加するものです。

64、65ページをお開き願います。下から三つ目の丸です。3目18節、個別排水処理事業会計補助金523万1,000円は、個別排水処理事業会計の今回補正の財源調整によるものです。70、71ページをお開き願います。

上から四つ目の丸です。6款1項5目、農地一般事務費の12節、訴訟委託料157万5,000円は、第1審の成功報酬の確定によるものと第2審の着手金を追加するものです。18節、豊住排水機場管理費負担金32万9,000円は、修繕費の増によるものです。次の次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業負担金110万円は、町外に農地を所有する事業実施者の負担金を追加するものです。

76、77ページをお開き願います。上から三つ目の丸です。7款1項2目、東藻琴芝桜公園管理運営費の12節、指定管理委託料49万8,000円は、来年度からの料金改定に伴い、周知するリーフレットや乗車券などの印刷費用を追加するものです。

78、79ページをお開き願います。下から四つ目の丸です。8款4項1目18節、下水道事業会計補助金5,541万8,000円は、下水道事業会計の今回補正の財源調整によるものです。

80、81ページをお開き願います。上から三つ目の丸です。9款1項1目18節、網走地区消防組合消防本部費負担金186万9,000円は、網走市側になりますが、退職にかかる経費の増額によるものです。

ページが飛びまして、96、97ページをお開き願います。一番下の丸です。11款1項2目22節、一時借入金利子220万7,000円は、利率が上昇しており、不足が見込まれるため追加するものです。

歳出は以上でございます。

続いて、歳入の説明をしますので、28、29ページをお開き願います。中段の11款1項1目1節、普通交付税9,161万5,000円は、地方の経済対策事業が円滑に実施できるよう臨時経済対策費が追加されたほか、給与改定費、臨時財政対策債償還基金費が創設されたことによりまして、普通交付税の再算定が行われたことによるものです。

やや下に行きまして、13款2項1目1節、ごみ焼却施設維持管理費負担金から260万6,000円の減額は、他の自治体からの可燃ごみ受入れ量が当

初の見込みを下回ったことによるものです。

34、35ページをお開き願います。上段の15款7項1目1節、地方創生臨時交付金1,496万3,000円は、歳出で説明しました定額減税補足給付金の額の確定による減額分と、低所得世帯等支援事業により追加となる国からの交付金です。

38、39ページをお開き願います。中段やや上の17款2項1目1節、土地売却収入から115万3,000円の減額は、東藻琴北一区の職員住宅解体跡地の売却を予定しておりますが、買手希望がないことから132万3,000円を減額し、また、道路事業で売却をした17万円を追加するものです。2節、立木売却代466万9,000円の追加と、2目1節、素材売却代から1,260万円の減額は、公有林整備事業に係る歳入の精算です。同じく不用品売却代265万6,000円は、更新した患者輸送バスが60万5,000円、一般公用車が13万2,000円、除雪トラックが175万1,000円、また、各学校の資源物売却代で1万8,000円、大空高校の農業機械売却が15万円で、それぞれ現計予算との差額を計上してございます。

18款1項1目1節、一般寄附金から1億4,000万円の減額は、高額寄附の減などによりまして、当初の見込みより寄附額が減少していることによるものです。その下の企業版ふるさと納税120万円は、2件の企業からの寄附によるものです。

42ページから45ページ、22款、町債につきましては、第4表、地方債補正で説明したとおりですので、省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。ちょっと2点ほど確認をさせていただきたいと思います。

57ページの3款1項1目の13節、外出支援タクシー借上料200万円、利用者数が増えたという説明を受けましたが、住民の方側から使い勝手が悪いという意見を聞いたこともあります。このことについて、また詳細を確認させていただきたいと思います。

あともう1点が、38、39ページで、18款1項1目の一般寄附金の中で1億4,000万減と、予定していた予算より大幅に減となっている。大変危機的なことではないかなと思ひまして、このことについて改めて詳細を確認させていただきたいと思います。

以上2点でございます。

◇議 長 宮田福祉課長。

◇福祉課長 ただいま上地議員からご質問をいただきました3款の高齢者等移動支援事業、外出支援タクシー借上料についてご答弁をいたします。

こちらにつきましては、令和6年度制度改正を行いまして利用の利便性を上げるということを目的として改善を加えてまいりました。この結果といたしまして、このたびの補正となっておりますが、改定の内容につきましては、1運行中の利用外出支援タクシー券は、これまでは1運行1枚限りで利用いただいておりますが、枚数の制限を撤廃したことによりまして、利用距離が延びたということで、利用枚数も伸びております。結果といたしましては、令和5年度の4月から1月までの計で比較をいたしまして、本年度の4月から1月まで、同じ時期で250枚以上の利用増となりました。その1枚あたりの利用平均金額につきましても増加をしております。こちらにつきましては、820円ほど増加しております。平均で820円増加ということで、このたび200万円の増額が必要だという試算をしまして、見込みの分として計上をさせていただきます。

以上で答弁とさせていただきます。

◇議 長 佐川まちづくり推進室長。

◇まちづくり推進室長 上地議員から質問がございました一般寄附金の減額でございませうけれども、長引く物価高騰の影響ですとか、米の価格の急騰など、社会情勢の影響がございまして、ふるさと納税全体の傾向としましては、トイレットペーパーですとかティッシュペーパーなどの日用品、さらには日常使いが出来て冷凍保存が可能な食料品ということで、肉ですとかホタテ、エビ、やはり大きいのがお米、こちらが当町におきましては返礼品としての取扱いのない返礼品が人気ということもありまして、取扱いにある他の自治体へ申込みが集中したことによる減ということと、加えて高額の寄附が減ったということが大きな要因と推察してございます。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 1点目外出支援については、その都度意見を聞きながら変えてきたことが成果を出したのかなと思います。このことについてはよろしいです。

2点目、実際に物価高とかいろいろな社会情勢のなか、また、どちらかというと食材でも海産物とか、お米とかということも聞きましたが、このふるさと応援寄附で、いろいろと私たち事業を行ってきていると思いますので、やはり金額が少なくなってくると、今後の事業などにも影響してくると思いますので、しっかりニーズとかも把握しながらこれから取り組んでいただきたいと思います。

◇議 長 佐川まちづくり推進室長。

◇まちづくり推進室長 はい、上地議員からの意見でございますけれども、前年からジャガイモ、タマネギ類を追加したり黒毛和牛の切り落としも追加してございまして、その返礼品が前月ぐらいから上位を占める結果となっております。閑散期にも一定の寄附者から選ばれておりますことからタマネギ、ジャガイモ、牛肉の切り落としにつきましては、寄附者のニーズに合っているのではないかなというところで、引き続きPRしていきたいと思っております。

また、過去には一定数の申込みがあった製品等につきましても、再度一定の申込みをいただくことは可能だと思っておりますので、町としても、今、話したタマネギですとかジャガイモですとか、あとさらには定番の人気品ですとか、過去人気のあった品物のPRを強化して、寄附獲得に向けて注力したいと考えてございます。

以上でございます。

◇上地議員 質問を終わります。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。

5 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 5 番です。57 ページお願いいたします。民生費の中の低所得者世帯の支援事業につきましては、これは国からの交付金の関係で、繰越明許費という状況で対応しているところでございますが、事業日程とスケジュール等について、どのように把握されているのかお尋ねしたいと思います。

◇議 長 宮田福祉課長。

◇福祉課長 ただいまご質問をいただきました低所得者、低所得世帯等支援事業につきましてでございます。

こちらにつきましては、令和6年度中に3月までの間に実施できるものとして、総合行政システムの改修業務委託において、対象者の抽出をまずかけさせていただきます。そちらが済み次第、準備に入ること、消耗品などの執行に取りかかりたいということで、3月までにそれは取りかかりまして4月以降に給付をさせていただくということで、ご案内の発送と第1回目の給付の開始というのが4月に入ってからということになります。そのようにスケジュールとしては考えているところでございます。

以上でございます。

◇議 長 5 番、鈴木議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。4月から実質対象者の方に周知が始まる。終了予定というのは、今、予定的にはいつぐらいに想定されているのでしょ

うか。

◇議 長 宮田福祉課長。

◇福祉課長 交付金の活用ということでありますので、長々と実施していることは出来ないということで、6月の30日を受付終了のめどということで考えております。

以上でございます。

◇議 長 ほか質疑ありませんか。

4番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 39ページの中段になるのですが、有価証券売却収入というのがあるのですが、これは何の有価証券であるのか教えていただきたいと思います。

◇議 長 暫時休憩します。

(暫時休憩 午前10時49分)

(再開 午前10時50分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

笠井総務課参事。

◇総務課参事 すいません、ただいま手持ちの資料にご用意出来ておりませんので、後ほど説明させていただきます。

◇議 長 ほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号、令和6年度大空町一般会計補正予算(第8号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、令和6年度大空町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第4号

◇議 長 日程第7、議案第4号、令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福田福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書115ページでございます。議案第4号、令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,890万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,247万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和7年3月5日提出、大空町長、松川一正。

議案書117ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、国民健康保険税から778万8,000円を減額。2款、道支出金から4,441万9,000円を減額。4款、繰入金に315万6,000円を追加。6款、諸収入に14万3,000円を追加し、歳入合計は4,890万8,000円を減額し、10億9,247万1,000円とするものです。

118ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費から101万4,000円を減額。2款、保険給付費から4,667万8,000円を減額。3款、保健事業費から106万円を減額。5款、国民健康保険事業費納付金は財源の振替のみで、補正額はございません。6款、諸支出金から15万6,000円を減額し、歳出合計は4,890万8,000円を減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明しますので、124、125ページをお開き願います。年度末に向けた執行残により整理した事項につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

125ページ中段でございます。1款2項1目、賦課徴収費の18節、収納業務事業負担金1万7,000円の追加は、国民健康保険税の徴収事務に係る人件費について、国保会計から一般会計へ負担金として繰り出しを行っているものですが、夜間窓口、夜間徴収に係る時間外手当分の増額となっております。

す。この収納業務事業負担金は、国保会計において、北海道からの全額補助となっているものです。

2款1項1目18節、療養給付費から4,216万8,000円の減額と、一つ下の白丸2項1目18節、高額療養費から451万円の減額は、医療費実績見込みにより減額するものです。5項1目、葬祭費は、財源の振替のみとなります。

126、127ページをお開きください。3款1項2目、特定健康診査等事業費12節、委託料のうち、特定検診委託料から88万8,000円の減額は、集団検診受診者数について、当初の見込みからの減によるものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、122、123ページをお開きください。1款1項1目1節、国民健康保険税、医療給付費現年課税分から3節、後期高齢者支援金現年課税分までの合計778万8,000円の減額は、保険税本算定により減額するものです。

2款2項1目、保険給付費等交付金のうち、普通交付金から4,661万8,000円の減額は、歳出の保険給付費の減によるものです。特別交付金219万9,000円の追加は、北海道の規定により交付される都道府県繰入金2号分の交付金の増によるものです。

4款1項1目、一般会計繰入金に315万6,000円の追加は、主に低所得者等の保険税軽減額の公費補填、基盤安定制度分の増によるものです。

以上、補正予算の概要についてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号、令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前10時58分)

(再開 午前11時08分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
笠井総務課参事。

◇総務課参事 先ほどの森賀議員からの一般会計補正予算の歳入に係るご質問でございますが、議案書の39ページでございます。

有価証券売却収入4万4,000円の内容でございますけれども、こちらにつきましましては、株の売却によるものでございます。ある会社の株でございますが、2,200株保有していたものでございますけれども、500株を1株に併合するという通知がございまして、その端数となります200株を1株220円で売却したものよる4万4,000円となっております。

以上です。

◇議 長 森賀議員よろしいですか。

◇森賀議員 はい、ありがとうございます。

◎日程第8 議案第5号

◇議 長 日程第8、議案第5号、令和6年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福田福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書131ページでございます。議案第5号、令和6年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,532万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和7年3月5日提出、大空町長、松川一正。

議案書133ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、後期高齢者医療保険料に522万8,000円を追加。2款、繰入金

から335万7,000円を減額。3款、繰越金に14万2,000円を追加。
4款、諸収入から5万円を減額し、歳入合計は196万3,000円を追加し、
1億4,532万7,000円とするものです。

134ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費から8万4,000円を減額。2款、後期高齢者医療広域連合
納付金に204万7,000円を追加し、歳出合計は196万3,000円を
追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説
明しますので、140、141ページをお開き願います。年度末の執行残によ
る補正は説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金204万7,000円の追加
は、主に後期高齢者医療保険料の賦課確定によるものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、138、139ページをお開きくだ
さい。

1款1項1目、特別徴収保険料と2目、普通徴収保険料の合計522万8,
000円の追加は、保険料本算定により増額をするものです。

2款1項1目1節、事務費繰入金から32万4,000円の減額は、歳出に
おける一般事務費のほか、広域連合へ支払う事務費負担金の減によるもの
です。同じく2目、保険基盤安定繰入金から303万3,000円の減額は、保
険料軽減額の公費補填、基盤安定制度分の減によるものです。

3款1項1目1節、前年度繰越金に14万2,000円の追加は、前年度の
繰越金を計上するものです。

4款4項1目1節、後期高齢者医療事務費補助金から5万円の減額は、被
保険者証更新に係る郵送の際の特定記録郵便料加算分に係る北海道後期高
齢者医療広域連合からの補助金ですが、補助額確定に伴い減額をするもの
です。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議くださ
いますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号、令和6年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって議案第5号、令和6年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

◇議 長 日程第9、議案第6号、令和6年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書143ページをお開きください。議案第6号、令和6年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)。

令和6年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ699万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,561万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和7年3月5日提出、大空町長、松川一正。

145ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、保険料から250万4,000円を減額。2款、使用料及び手数料に2万1,000円を追加。3款、国庫支出金から、1,210万9,000円を減額。4款、支払基金交付金から559万6,000円を減額。5款、道支出金から729万8,000円を減額。7款、繰入金に2,061万1,000円を追加。9款、諸収入から12万1,000円を減額。歳入合計は699万6,000円を減額し、6億9,561万1,000円とするものです。

146ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費に8万円を追加。2款、保険給付費に15万4,000円を追加。3款、地域支援事業費から415万4,000円を減額。4款、基金積立金から307万8,000円を減額。5款、諸支出金に2,000円を追加、歳出合計は699万6,000円を減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げますので、歳出からご説明いたしますので、154ページ、155ページをお開き願います。なお、年度末に向けての実行予算において、執行残見込み等により整理した細かな事項については、説明を省略させていただきます。

歳出です。1款1項1目、総務一般事務費の介護保険システム改修委託料に29万円の追加は、4月に施行される政令改正に対応するため令和6年度中にシステム改修を行うものです。3項1目、介護認定審査会費の美幌地域3町

認定審査会負担金に13万4,000円の追加は、事務局職員である美幌町、会計年度任用職員の人件費の人事院勧告を受けた所要額の変更となっております。

2款、保険給付費、合計15万4,000円の追加は、それぞれサービス利用推移から給付費見込みを計上したものでございます。

156ページ、157ページをお開き願います。3款2項1目、包括的支援事業費から322万3,000円の減額は、専門職の会計年度任用職員の雇用を見込んでおりましたが、採用に至らなかったため減額するものです。2項2目、任意事業費、家族介護等支援事業の除雪サービス事業助成金に10万円の追加は、対象者の増加により事業費が予算額を上回る見込みであるために追加するものです。

続いて、歳入の説明を申し上げますので、150ページ、151ページをお開きください。1款1項1目、介護保険料現年課料分から224万4,000円の減額は、本年度分の介護保険料の確定によるものです。

3款、国庫支出金及び4款、支払基金交付金、その下の5款、道支出金から、それぞれの減額につきましては、各給付費に対する負担金、交付金等の歳入見込みによる減額となります。

152ページ、153ページでございます。7款1項1目1節、介護給付費繰入金に1,183万4,000円の追加。

その下の2目1節、包括的支援事業・任意事業繰入金から53万3,000円の減額及び同じく2節、の介護予防・日常生活支援総合事業繰入金に24万7,000円の追加は、歳出の介護給付費に対する町の負担割合に応じて算出した額により減額、追加をするものでございます。

3目1節、低所得者保険料軽減繰入金から337万1,000円の減額は、保険料軽減額の確定によるものです。

その下の2項1目1節、介護保険基金繰入金1,243万4,000円の追加は、財源調整によるものです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号、令和6年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予

算（第３号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第６号、令和６年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第７号

◇議 長 日程第１０、議案第７号、令和６年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書１６１ページでございます。議案第７号、令和６年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第４号）。

総則。第１条、令和６年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第２条、令和６年度大空町簡易水道事業会計予算第２条に定めた（４）主要な建設改良事業の水道建設工事２，０４０万円を１，９４１万５，０００円に改め、水道管整備工事１億３，４８０万円を１億２，６８４万１，０００円に改める。

収益的収入及び支出の補正。第３条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第１款、簡易水道事業収益２億３，２４３万４，０００円に１億２，５０１万４，０００円増額し、３億５，７４４万８，０００円とする。内訳は記載のとおりです。

支出。第１款、簡易水道事業費用２億６，０７５万９，０００円から２億９，０００円減額し、２億５，７７８万８，０００円とする。内訳は記載のとおりです。

１６２、１６３ページをお開きください。資本的収入及び支出の補正。第４条、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額９，１６３万２，０００円は、引継金１，０３７万１，０００円、公営企業会計適用債１５０万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額２５９万４，０００円、損益勘定留保資金３，９５３万６，０００円、当年度未処分利益剰余金３，７６３万１，０００円で補填するものとする。

収入。第１款、資本的収入２億９，７９０万２，０００円から１億１，３０２万９，０００円減額し、１億８，４８７万３，０００円とする。内訳は記載のとおりです。

支出。第１款、資本的支出２億９，７９０万２，０００円から２，１３９万

7, 000円減額し、2億7, 650万5, 000円とする。

企業債。第5条、予算第5条に定めた起債の限度額5, 360万円を4, 360万円に改め、3, 380万円を2, 980万円に改め、6, 840万円を6, 250万円に改める。

議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費の補正。第6条、予算第8条中1, 487万2, 000円を1, 459万2, 000円に改める。

利益剰余金の処分。第7条、当年度利益剰余金のうち3, 763万1, 000円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして3, 763万1, 000円。令和7年3月5日提出、大空町長、松川一正。

164、165ページをお開きください。簡易水道事業会計予算実施計画。収益的収入及び支出。収益的収入。1款、簡易水道事業収益、簡易水道事業収益に1億2, 501万4, 000円増額し、収益的収入総額を3億5, 744万8, 000円とするものです。

収益的支出。1款、簡易水道事業費用から297万1, 000円減額し、収益的支出総額を2億5, 778万8, 000円とするものです。

166、167ページをお開きください。資本的収入及び支出。収入。1款、資本的収入から1億1, 302万9, 000円減額し、資本的収入総額1億8, 487万3, 000円とするものです。

資本的支出。1款、資本的支出から2, 139万7, 000円減額し、資本的支出総額を2億7, 650万5, 000円とするものです。

次に、簡易水道事業会計補正予算説明書の説明ですが、今回の補正予算は年度末の実行予算です。事業関係及び金額の大きなものをご説明いたします。

収益支出からご説明いたしますので、170、171ページをお開きください。収益的支出。1款1項6目、資産減耗費の1節、固定資産除却費381万1, 000円の増額は、固定資産減失分と評価していない固定資産を計上したものです。

同款3項1目、その他特別損失の1節、その他特別損失433万6, 000円の減額は、消費税の申告で還付になったことによるものです。

168、169ページをお開きください。収益的収入、1款1項1目、給水収益の1節、給水収益の187万5, 000円の減額は、実績により補正するものです。

同款2項2目、長期前受金戻入の1節、長期前受金戻入3, 505万4, 000円の増額は、元金償還金、当年度収益化、固定資産除却分の残存価格を計上したものです。

同款同項4目、他会計補助金の1節、他会計補助金9, 187万3, 000円の増額は、損益赤字解消のため資本的収入から収益的収入に移動したものです。

次に、資本的収入及び支出をご説明いたしますので、174、175ページをお開きください。資本的支出。1款1項1目、建設改良費の13節、委託料、水道管路整備工事実施設計委託料178万5, 000円の減額は、道道福住女

満別線と町道上東151号線の実施設計委託料の入札によるものです。28節、工事請負費、水道管路整備工事795万9,000円の減額は、町道本郷西4号線、道道嘉多山美幌線、町道開陽水源地線、町道上東114、116号線の入札及び事業費の確定によるものです。

同款3項1目、有形固定資産購入費の4節、機械及び装置927万円の減額は、入札と実績によるものです。

172、173ページをお開きください。資本的収入。1款1項1目、建設改良企業債の1節、建設改良企業債1,990万円の減額は、女満別本町地区の町道本郷西4号線、道道嘉多山美幌線、女満別高台地区町道開陽水源地線、東藻琴地区、町道上東114、116号線の入札及び事業費の確定によるものです。

同款2項1目、他会計補助金の1節、他会計補助金9,187万3,000円の減額は、損益赤字解消のため、資本的収入から収益的収入に移動したものです。

同款3項1目、道支出金の1節、道支出金125万6,000円の減額は、町道本郷4号線の事業費確定によるものです。

以上、補正予算内容についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号、令和6年度大空町簡易水道事業会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和6年度大空町簡易水道事業会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

◇議 長 日程第11、議案第8号、令和6年度大空町下水道事業会計補正

予算（第３号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書１８１ページでございます。議案第８号、令和６年度大空町下水道事業会計補正予算（第３号）。

総則。第１条、令和６年度大空町下水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第２条、令和６年度大空町下水道事業会計予算第２条に定めた（４）主要な建設改良事業の改築更新工事２，４９０万を、１，９００万８，０００円に改める。

収益的収入及び支出の補正。第３条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第１款、下水道事業収益２億６０４万９，０００円に、１億９，８２９万８，０００円を増額し、４億４３４万７，０００円とする。内訳は記載のとおりです。

支出。第１款、下水道事業費用２億８，３１９万１，０００円から、３２０万４，０００円減額し、２億７，９９８万１，０００円とする。内訳は記載のとおりです。

１８２、１８３ページをお開きください。資本的収入及び支出の補正。第４条、予算第４条に定めた資本的収入及び支出予定額を、次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１億３，４７２万１，０００円は、引継金２，０３４万４，０００円、公営企業会計適用債７０万円、損益勘定留保資金６，７２５万４，０００円、当年度未処理分利益剰余金４，６４２万３，０００円で補填するものとする。

収入。第１款、資本的収入２億１，８２４万１，０００円から、１億５，０５４万６，０００円減額し、６，７６９万５，０００円とする。内訳は記載のとおりです。

支出。第１款、資本的支出２億１，８２４万１，０００円から、１，５８２万５，０００円減額し、２億２４１万６，０００円にする。内訳は記載のとおりです。

企業債。第５条、予算第６条に定めた起債の減額限度額２，１６０万円を１，７２０万に改める。

他会計からの補助金。第６条、予算第１０条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額１億７，５９０万円を２億３，１３１万８，０００円に改める。

利益剰余金の処分。第７条、当年度利益剰余金のうち４，６４２万３，０００円は、次のとおり処分するものとする。

（１）第４条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填として４，６４２万３，０００円。令和７年３月５日提出、大空町長、松川一正。

１８４、１８５ページをお開きください。下水道事業会計予算実施計画。収益的収入及び支出。収益的収入。１款、下水道事業収益に１億９，８２９万８，

０００円増額し、収益的収入総額を４億４３４万７，０００円とするものです。

収益的支出。１款、下水道事業費用から３２０万４，０００円減額し、収益的支出を２億７，９９８万７，０００円とするものです。

１８６、１８７ページをお開きください。資本的収入。１款、資本的収入から１億５，０５４万６，０００円減額し、資本的収入総額を６，７６９万５，０００円とするものです。

資本的支出。１款、資本的支出から、１，５８２万５，０００円減額し、資本的支出総額を２億２４１万６，０００円とするものです。

次に、下水道事業会計補正予算説明書の説明ですが、今回の補正予算は年度末の実行予算です。事業関係及び金額の大きなものをご説明いたします。

収益的支出からご説明いたしますので、１９０、１９１ページをお開きください。収益的支出。１款３項１目、その他特別損失の１節、その他特別損失２６６万３，０００円の減額は、消費税の申告で還付になったことによるものです。

１８８、１８９ページをお開きください。収益的収入。１款１項１目、下水道使用料の１節、下水道使用料２１１万４，０００円の増額は、実績によるものです。

同款２項２目、他会計補助金の１節、他会計補助金１億９，２０８万１，０００円の増額は、一般会計から企業会計に繰り出しを行う場合に、一部は地方交付税措置されるため当初予算に計上していなかった基準外繰入れを計上したものです。

同款同項３目、長期前受金戻入の１節、長期前受金戻入４１０万３，０００円の増額は、元利償還金繰入金、当年度収益化、固定資産除却分の残存価格を計上したものです。

次に、資本的収入及び支出をご説明いたしますので、１９４、１９５ページをお開きください。資本的支出。１款１項１目、建設改良費の１３節、委託料、調査測量設計委託料９３５万３，０００円の減額は、下水道ストックマネジメント、修繕改築計画、下水道改築更新工事詳細設計、第１ポンプ場耐震診断調査委託料の入札による減です。２８節、工事請負費、改築更新工事５８９万２，０００円の減額は、女満別跨線橋、東藻琴北区のマンホールポンプ制御盤工事の入札によるものです。

１９２、１９３ページをお開きください。資本的収入。１款１項１目、建設改良企業債の１節、建設改良事業債４４０万円の減額は、女満別跨線橋、東藻琴北区のマンホールポンプ制御工事の入札及び事業費確定によるものです。

同款２項１目、他会計補助金の１節、他会計補助金１億３，６６６万３，０００円の減額は、損益赤字解消のため、資本的収入から収益的収入に移動したものです。

同款３項１目、国庫補助金の１節、国庫補助金９４８万３，０００円の減額は、女満別跨線橋、東藻琴北区マンホールポンプ制御盤工事の事業費確定によるものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げました。ご審議くださいます

ようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第8号、令和6年度大空町下水道事業会計補正予算(第3号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって議案第8号、令和6年度大空町下水道事業会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第9号

◇議 長 日程第12、議案第9号、令和6年度大空町個別排水処理事業会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書199ページでございます。議案第9号、令和6年度大空町個別排水処理事業会計補正予算(第2号)。

総則。第1条、令和6年度大空町個別排水処理事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。第2条、令和6年度大空町個別排水処理事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第1款、個別排水処理事業収益2,058万円に1,783万6,000円増額し、3,841万6,000円とする。内訳は記載のとおりです。

支出。第1款、個別排水処理事業費用3,034万9,000円に92万2,000円増額し、3,127万1,000円とする。内訳は記載のとおりです。

資本的収入の補正。第3条、予算第4条に定めた資本的収入予定額を、次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額985万円は、引継金56万1,000円、引継未収金68万4,000円、損益勘定留保資金641万9,000円、200ページになります。当年度未処理分利

益剰余金 218 万 6,000 円で補填するものです。

収入。第 1 款、資本的収入 1,397 万 6,000 円から 985 万円減額し、412 万 6,000 円とする。内訳は記載のとおりです。

他会計からの補助金。第 4 条、予算第 6 条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額 2,044 万 7,000 円を 2,567 万 8,000 円に改める。

利益剰余金の処分。第 5 条、当年度利益剰余金のうち 218 万 6,000 円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 第 4 条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして 218 万 6,000 円。令和 7 年 3 月 5 日提出、大空町長、松川一正。

202、203 ページをお開きください。個別排水処理事業会計予算実施計画。収益的収入及び支出。収益的収入。1 款、個別排水処理事業収益 1,783 万 6,000 円増額し、収益的収入総額を 3,841 万 6,000 円とするものです。

収益的支出。1 款、個別排水処理事業費用に 92 万 2,000 円増額し、収益的支出総額を 3,127 万 1,000 円とするものです。

204 ページをお開きください。資本的収入、1 款、資本的収入から 985 万円減額し、資本的収入総額を 412 万 6,000 円とするものです。

次に、個別排水処理事業会計補正予算説明書の説明ですが、今回の補正予算は年度末の実行予算です。事業関係及び金額の大きなものをご説明いたします。

収益的支出からご説明いたしますので、208、209 ページをお開きください。収益的支出。1 款 1 項 4 目、資産減耗費の 1 節、固定資産除却費 116 万 2,000 円の増額は、固定資産の滅失分と費用化していない固定資産を計上したものです。

206、207 ページをお開きください。1 款 2 項 2 目、他会計補助金の 1 節、他会計補助金 1,508 万 1,000 円の増額は、一般会計から企業会計に繰り出しを行う場合に、一部は地方交付税措置されるため、当初予算に計上していなかった基準内繰入金を計上したものです。

同款同項 3 目、長期前受金戻入の 1 節、長期前受金戻入 300 万 8,000 円の増額は、元金償還繰入金、当年度収益化、固定資産除却分の残存価格を計上したものです。

次に、資本的収入を説明いたしますので、210、211 ページをお開きください。資本的収入。1 款 1 項 1 目、他会計補助金の 1 節、他会計補助金 985 万円の減額は、損益赤字解消のため、資本的収入から収益的収入に移動したものです。

以上、補正予算の内容をご説明いたしました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第9号、令和6年度大空町個別排水処理事業会計補正予算(第2号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第9号、令和6年度大空町個別排水処理事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

- ◇議 長 日程第13、議案第10号、財産の無償貸付けについてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。佐々木産業課参事。

- ◇産業課参事 議案書215ページでございます。議案第10号、財産の無償貸付けについて。

次のとおり、財産を無償貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。令和7年3月5日提出、大空町長、松川一正。

記。1、無償貸付けの目的、農村地域との共同活動により農業用排水路等の維持管理を行っているが、地域の負担軽減を図るため、農作業用トラクターを大空町広域協定運営委員会に無償貸付けする。

2、無償貸付けする財産、農作業用トラクター、クローラー式1台。

3、無償貸付けの期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

4、無償貸付けの相手方、大空町女満別西3条4丁目1番1号、大空町広域協定運営委員会、会長、今多信悟。

5、無償貸付けの条件、使用貸借契約による。

貸付け車両の概要につきましては、参考資料の5ページをお開き願います。

本件提案理由の趣旨でございます。農業農村整備事業により整備されました農業用排水路は、大空町網走川土地改良区が施設を管理していますが、草刈り作業等は地域の共同活動で実施しております。しかし、農業者の高齢化、農家戸数の減少から共同活動が地域の負担となっているところでございます。

このような地域の状況の中、近年の降雨形態の変化に伴い排水路の周辺農地湛水及び湿潤被害を及ぼし、営農の支障となっております。

大空町は、地域の共同活動により排水路機能を維持、発揮させることで、降雨等の気象条件に左右されない農業の構築を図りたいと考えております。

共同活動の課題の改善として、人力による草刈り作業をしている農業用排水路区間を、農作業用トラクターを導入し作業することで、管理省力化を図るものであります。そこで、農業農村の多面的機能の維持発揮のため、共同活動しております大空町広域協定運営委員会に農作業用トラクターを、令和7年3月31日まで無償貸付けすることとしておりましたが、引き続き無償貸付けを行いたく議決を求めるものでございます。

無償貸付けの期間につきましては、多面的機能支払い交付金実施要綱に基づき、大空町広域協定運営委員会が多面的機能支払い交付金による事業が円滑に実施することを目的として策定いたしました事業計画にあわせ、次回の事業計画の期間が令和7年4月1日から令和12年3月31日までですので、5か年の対応とするものでございます。

なお、農作業用トラクターの維持管理経費は、大空町広域協定運営委員会が負担することといたします。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第14 議案第11号

◇議 長 日程第14、議案第11号、大空地区河川防災ステーション管理運営に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。篁総務課長。

◇総務課長 議案書217ページでございます。議案第11号、大空地区河川防災ステーション管理運営に関する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和7年3月5日提出、大空町長、松川一正。

219ページから224ページは、制定条文でございます。新規条例でありますので、内容につきましては参考資料にて説明させていただきます。参考資料の7ページをお開き願います。

第1条、目的です。北海道開発局との河川防災ステーション維持管理委託協定に基づく、施設の適切な管理運営のための必要な事項を定めることを目的

としております。

第2条、使用の範囲です。災害時における緊急復旧活動及び避難活動、河川管理活動及び水防活動、地域活動及び各種団体の活動、その他町長が必要と認めるものとしております。

第3条は開館時間です。開館時間は午前9時から午後5時30分まで。休館日は毎週水曜日と国民の祝日に関する法律に規定する休日。12月31日から翌年1月5日までで、その他町長が必要と認めたときは、開館時間の変更または臨時に開館もしくは休館とすることができるとしております。

第4条は施設の管理に必要な職員を置くこと。

第5条は使用の許可について。施設を使用する者は、町長の許可が必要であることについてです。

第6条は使用の制限について。

第7条は使用料。会議室、多目的スペース等の1時間当たりの料金について定めております。

第8条は使用料の減免について。

8ページでございます。第9条は使用料の還付について。

第10条は使用許可の取消し等の定めについて。

第11条は使用者の義務について。

第12条は原状回復の義務について。

第13条は損害賠償の義務について。

第14条は免責について。

第15条は過料の規定について。

第16条は指定管理者による管理を行わせることができる規定について。

第17条は使用料金について。

第18条は指定管理者が行う業務について。

第19条はこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める委任についてです。

附則として、施行期日は令和7年4月1日とし、準備行為として、指定管理者の指定のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができることとしております。

9ページから12ページは、この条例の管理運営に関する条例施行規則を掲載しております。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よってそのように決しました。

◎日程第 1 5 議案第 1 2 号

◇議 長 日程第 1 5、議案第 1 2 号、大空町個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。篁総務課長。

◇総務課長 議案書 2 2 5 ページでございます。議案第 1 2 号、大空町個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 7 年 3 月 5 日提出、大空町長、松川一正。

2 2 7、2 2 8 ページは改正条文でございます。内容につきましては、参考資料にて説明させていただきますので、参考資料 1 3 ページをお開き願います。

大空町個人情報保護法施行条例等の一部を改正する新旧対照表です。

このたびの改正は、刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに替えて新たに拘禁刑が創設されたことになりましたことから、この法改正に伴う本町の条例等で規定している懲役及び禁錮を拘禁刑に改正するものです。

改正する条例は第 1 条で、大空町個人情報保護法施行条例。

第 2 条で、大空町行政不服審査会条例。

第 3 条、大空町農業委員会委員選考委員会条例です。

附則として、第 1 項、この条例は令和 7 年 6 月 1 日から施行するものです。

第 2 項の経過措置として、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるとしております。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ここで昼食のため休憩とします。再開は午後 1 時とします。

(休憩 午前 1 2 時 0 1 分)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 1 6 議案第 1 3 号

◇議 長 日程第 1 6、議案第 1 3 号、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。篁総務課長。

◇総務課長 議案書 2 2 9 ページでございます。議案第 1 3 号、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 7 年 3 月 5 日提出、大空町長、松川一正。

2 3 1 から 2 3 3 ページは改正条文でございます。内容につきましては、定例会参考資料にて説明させていただきますので、参考資料の 1 7 ページをお開き願います。

大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例新旧対照表です。1 8 ページをご覧ください。別表第 1 の区分欄、改正後の条例の最後に地域交通会議を加えます。よりよい地域交通の実現に向けた議論を行い、合意形成を図る場として、大空町地域公共交通会議を設置し、当該会員の報酬等を支給するため追加するものでございます。

別表第 2 の改正につきましては、私有車を利用して、公務に当たる際の旅費や費用弁償について、近隣市町村等の状況勘案し、1 キロメートルあたりの金額を 2 0 円から 3 7 円に改正します。また、通算した予定に 1 キロメートル未満の端数が生じた場合は切り捨てることとします。

附則として、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

以上、提案理由につきまして説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 1 7 議案第 1 4 号

◇議 長 日程第 1 7、議案第 1 4 号、職員の私有車の公務使用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明をお願いします。篁総務課長。

◇総務課長 議案書 2 3 5 ページでございます。議案第 1 4 号、職員の私有車の公務使用に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 7 年 3 月 5 日提出、大空町長、松川一正。

237ページは改正条文でございます。内容につきましては、定例会参考資料にて説明させていただきますので、参考資料の21ページをお開き願います。

職員の私有車の公務使用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。先ほどの議案第13号にて説明させていただきました、特別地方公務員の報酬及び費用弁償条例の改正と同様に、職員の私有車の公務使用に関して、旅費の改正を行うものでございます。

第7条中1キロメートルあたりの金額を20円から37円に改正します。また、通算した予定に1キロメートル未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとします。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よってそのように決しました。

◎日程第18、議案第15号

◇議 長 日程第18、議案第15号、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。篁総務課長。

◇総務課長 議案書239ページでございます。議案第15号、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和7年3月5日提出、大空町長、松川一正。

241ページから242ページは改正条文でございます。内容につきましては、定例会参考資料にて説明させていただきますので、参考資料の23ページをお開き願います。

大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する新旧対照表です。このたびの改正は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限として、第10条第2項及び第4項の改正は、時間外勤務の制限について、3歳に満たない子から小学校就学前の子に拡大するものでございます。

24ページです。第17条の改正、並びに第19条の2、第19条の3の追加内容につきましては、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知、意向を確認すること。職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供をすること。職場環境の整

備をすることについて、新たに定めたところでございます。

附則として、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。ただし附則第 2 項において、経過措置の規定は公布の日から施行します。

以上、提案につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがってそのように決しました。

◎日程第 19 議案第 16 号

◇議 長 日程第 19、議案第 16 号、大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。篁総務課長。

◇総務課長 議案書 243 ページでございます。議案第 16 号、大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 7 年 3 月 5 日提出、大空町長、松川一正。

245 ページは改正条文です。内容につきましては、定例会参考資料にて説明させていただきますので、参考資料の 27 ページをお開き願います。

大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する新旧対照表です。このたびの改正については、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い準用されている条文の繰下げにより改めるものでございます。

附則として、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 20 議案第 17 号

◇議 長 日程第 20、議案第 17 号、大空町再生可能エネルギー発電施設

の設置に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。佐川まちづくり推進室長。

◇まちづくり推進室長 議案書 247 ページでございます。議案第 17 号、大空町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 7 年 3 月 5 日提出、大空町長、松川一正。

249 ページから 255 ページに、条文の本文を載せておりますが、詳しい内容につきましては、定例会参考資料により説明いたしますので、参考資料の 29 ページをお開きください。

初めに条例制定の目的でございますが、再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び管理について必要な事項を定めることにより、再生可能エネルギー発電施設が地域との調和を図り、もって、町民の安全で安心な生活環境の確保並びに良好な自然環境に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与することを目的に、本条例を新たに制定するものでございます。

次に、条例の概要についてです。第 1 条では、今申し上げた目的を示しております。

第 2 条では、定義として、各用語の意義を規定し、30 ページをご覧ください。第 3 条から第 6 条は、町、事業者、土地所有者等、町民等、それぞれの責務を規定し適切な管理や、協力することなどを示しております。

第 7 条では、抑制区域について。

第 8 条では、抑制する区域の指定をそれぞれ規定してございます。

31 ページでございます。第 9 条では、適用を受ける事業について。

第 10 条では、発電事業を行う際の事前協議について。

第 11 条では、発電事業を行う際の説明会や内容についての理解を得るなど、周辺関係者への説明について規定しております。

第 12 条は、届出。

第 13 条では、工事完了の届出。

第 14 条では、廃止届と、それぞれ届出を義務化することとしております。

32 ページをお開きください。第 15 条では、維持管理。

第 16 条では、事業承継。

第 17 条では、報告の聴取について規定してございます。

第 18 条は、立入調査等。

第 19 条では、指導、助言及び勧告。

第 20 条では、勧告に従わない場合の公表について規定しております。

第 21 条は、災害の復旧。

第 22 条は、国などの特例。

第 23 条では、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

附則としまして、施行期日を令和 7 年 4 月 1 日としております。なお、この条例を運用するにあたりまして、北海道などと連携を図りながら取り進めて

まいりたいと考えております。

最後に、本条例の施行規則を参考資料 33 ページから 35 ページまで記載しており、具体的な手続などについて定めております。

以上、提案理由及び提案内容の説明を申し上げます。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よってそのように決しました。

◎日程第 21 議案第 18 号

◇議 長 日程第 21、議案第 18 号、大空町合同納骨塚条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。砂金住民課長。

◇住民課長 議案書の 257 ページでございます。議案第 18 号、大空町合同納骨塚条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 7 年 3 月 5 日提出、大空町長、松川一正。

259、260 ページにつきましては、改正条文でございます。改正の内容につきましては、参考資料にてご説明いたしますので、大空町議会定例会参考資料 37 ページをご覧ください。議案第 18 号関係、大空町合同納骨塚条例の一部を改正する条例新旧対照表です。表の右側が改正前の条例、左側が改正後の条例となります。

改正の趣旨でございますが、平成 30 年に女満別共同墓地敷地内に合同納骨塚を設置しておりましたが、今年度、埋蔵されている方々の氏名を掲示するための墓誌を新設いたしました。掲示できる墓誌名板の数は 252 名分となっております。その使用料を定める必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容ですが、第 8 条及び第 10 条に合同納骨塚使用料を使用料に改め、第 11 条から第 15 条を 1 条ずつ繰下げ、第 11 条として、墓誌の使用料を加えるものであります。

38 ページをお開きください。別表 1 として、合同納骨塚使用料。2 として、墓誌使用料を加え、銘板 1 枚につき使用料を 1 万 1,000 円とするものであります。

附則として、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よってそのように決しました。

◎日程第２２ 議案第１９号

◇議 長 日程第２２、議案第１９号、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書２６１ページでございます。議案第１９号、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和７年３月５日提出、大空町長、松川一正。

議案書２６３ページが改正条文でございます。定例会参考資料３９ページに改正条例の新旧対照表を掲載しております。新旧対照表により改正内容を説明させていただきますので、参考資料３９ページをお開き願います。

令和７年４月１日に施行される栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずとも、管理栄養士国家試験を受験できるようになることに伴い、本条例における規定を整備するため一部改正を行うものです。

第１６条第１項第２号において、家庭的保育事業者が食事の提供を行うための要件とする体制については、栄養士による必要な配慮が行われるものとしています。現行、栄養士を栄養士または管理栄養士に改正し、栄養士免許を取得していない管理栄養士についても、当該要件を満たすことができるように整備するものです。附則といたしまして、この条例は令和７年４月１日から施行します。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よってそのように決しました。

◎日程第 23 議案第 20 号 から 日程第 30 議案第 27 号

◇議長 日程第 23、議案第 20 号、令和 7 年度大空町一般会計予算から、日程第 30、議案第 27 号、令和 7 年度大空町個別排水処理事業会計予算までの 8 件を一括議題とします。

議案第 20 号、令和 7 年度大空町一般会計予算から議案第 24 号、令和 7 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算までの 5 件について、提案理由の説明を求めます。笠井総務課参事。

◇総務課参事 議案書の 265 ページでございます。提案に際しましては、別冊で配付しております令和 7 年度大空町各会計予算書をご用意いたします。なお、説明にあたりましては、重複する部分を省略させていただきますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

議案第 20 号、令和 7 年度大空町一般会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和 7 年 3 月 5 日提出、大空町長、松川一正。

予算書の 1 ページをお開き願います。令和 7 年度の大空町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億 3 億 7,505 万 1,000 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。これにつきましては、2 ページから 6 ページに掲載をしております。

継続費。第 2 条、地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の事業名、経費の総額及び年割額は、第 2 表継続費による。これは、7 ページに掲載し、1 件、総額 4 億 9,428 万 5,000 円の継続費を設定するものでございます。

債務負担行為。第 3 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第 3 表債務負担行為による。これは、8 ページに掲載し、11 件、総額 4 億 7,718 万 8,000 円を設定するものでございます。

地方債。第 4 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 4 表地方債による。これは、9 ページから 10 ページに掲載し、29 件、総額 8 億 1,950 万円としております。

一時借入金。第 5 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9 億 2,000 万円と定める。一時的な資金不足を補うため、限度額を地方債と国の交付金を目安に設定するものでございます。

続いて、議案書の 267 ページをお開き願います。議案第 21 号、令和 7 年度大空町国民健康保険事業特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和 7 年 3 月 5 日提出、大空町長、松川一正。

予算書の２３９ページをお開き願います。令和７年度の大空町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１０億３０４万１，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。これは、２４０、２４１ページに掲載をしております。

続いて、議案書の２６９ページをお開き願います。議案第２２号、令和７年度大空町後期高齢者医療特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和７年３月５日提出、大空町長、松川一正。

予算書の２６１ページをお開き願います。令和７年度の大空町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億４，５９８万７，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。これは、２６２、２６３ページに掲載をしております。

続いて、議案の２７１ページをお開き願います。議案第２３号、令和７年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和７年３月５日提出、大空町長、松川一正。

予算書の２７３ページをお開き願います。令和７年度の大空町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７億１，５６５万７，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。これは２７４、２７５ページに掲載をしております。

続いて、議案書の２７３ページをお開き願います。議案第２４号、令和７年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和７年３月５日提出、大空町長、松川一正。

予算書の３０１ページをお開き願います。令和７年度の大空町介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７５８万５，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。これは３０２、３０３ページに掲載をしております。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 次に、議案第２５号、令和７年度大空町簡易水道事業会計予算から、議案第２７号、令和７年度大空町個別排水処理事業会計予算までの３件

について、提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書 275 ページでございます。議案第 25 号、令和 7 年度大空町簡易水道事業会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和 7 年 3 月 5 日提出、大空町長、松川一正。

予算書 317 ページでございます。総則。第 1 条、令和 7 年度大空町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。記載のとおりです。

収益的収入及び支出。第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中総係費のうち委託料 256 万 7,000 円の財源に充てるため、企業債 150 万円を借り入れる。

収入。第 1 款、簡易水道事業収益 2 億 3,277 万 8,000 円、内訳は記載のとおりです。

支出。第 1 款、簡易水道事業費用 2 億 5,375 万 8,000 円、内訳は記載のとおりです。

資本的収入及び支出。第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第 1 款、資本的収入。3 億 3,218 万 6,000 円。内訳は記載のとおりです。

318、319 ページをお開きください。支出。第 1 款、資本的支出 3 億 3,218 万 6,000 円、内訳は記載のとおりです。

企業債。第 5 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。下表のとおり、4 事業の総額 2 億 130 万円としております。

一時借入金。第 6 条、一時借入金の限度額は、2 億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第 7 条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 簡易水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用。

(2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用。

議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費。第 8 条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,344 万 7,000 円。

他会計からの補助金。第 9 条、簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1 億 1,958 万 6,000 円である。

議案書 277 ページでございます。議案第 26 号、令和 7 年度大空町下水道事業会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和7年3月5日提出、大空町長、松川一正。

予算書345ページをお開きください。総則。第1条、令和7年度大空町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。記載のとおりです。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中総係費のうち委託料180万7,000円の財源にあてるため、企業債70万円を借り入れる。

収入。第1款、下水道事業収益1億9,434万1,000円。内訳は記載のとおりです。

支出。第1款、下水道事業費用2億7,079万円。内訳は記載のとおりです。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、資本的収入1億9,801万4,000円。内訳は記載のとおりです。

346、347ページをお開きください。支出。第1款、資本的支出1億9,801万4,000円。内訳は記載のとおりです。

債務負担行為。第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。下表のとおり、網走浄化センターの使用料等の負担金となっております。

企業債。第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。下表のとおり、3事業総額4,890万円としております。

一時借入金。第7条、一時借入金の限度額は、8,300万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用。

(2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用。

議会の議決を得なければ流用することの出来ない経費。第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,632万円。

他会計からの補助金。第10条、下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億2,780万9,000円である。

議案書279ページでございます。議案第27号、令和7年度大空町個別排水処理事業会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和7年3月5日提出、大空町長、松川一正。

予算書 375 ページでございます。総則。第 1 条、令和 7 年度大空町個別排水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。記載のとおりです。

収益的収入及び支出。第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第 1 款、個別排水処理事業収益 2,097 万 2,000 円。内訳は記載のとおりです。

支出。第 1 款、個別排水処理事業費用 3,062 万 9,000 円。内訳は記載のとおりです。

資本的収入及び支出。第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第 1 款、資本的収入 1,491 万 9,000 円。内訳は記載のとおりです。

支出。第 1 款、資本的支出 1,491 万 9,000 円。内訳は記載のとおりです。

376 ページをお開きください。予定支出の各項の経費の金額の流用。第 5 条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 個別排水処理事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用。

(2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用。

他会計からの補助金。第 6 条、個別排水処理事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,164 万 5,000 円である。

以上、提案理由のご説明をさせていただきました。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。本案については、議長を除く 10 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって本案については、議長を除く 10 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩 午後 1 時 39 分)

(再開 午後 1時40分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。休憩中に委員会室において、予算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後 1時40分)

(再開 午後 1時57分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。先ほど、予算審査特別委員会に付託しました議案第20号から議案第27号までの8件については、会議規則第46条第1項の規定によって、3月12日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第27号までの8件については、3月11日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 ここで、諸般の報告をいたします。休憩中に、先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に齋藤宏司議員。副委員長に松岡克美議員が互選された旨の報告がありました。

お諮りします。3月8日と3月9日の2日間は、会議規則第10条第1項により休会とし、3月7日、10日、11日の3日間は、予算審査特別委員会の開催に伴う議事の都合によって、会議規則第10条第2項による休会にした

いと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって3月7日から3月11日までの5日間は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れ様でした。

(散会 午後 1時59分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 7 年 5 月 15 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 福 田 淳 一

署 名 議 員 森 賀 祐 司

令和 7 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 令和 7 年 3 月 5 日
- ・ 開 会 令和 7 年 3 月 5 日
- ・ 閉 会 令和 7 年 3 月 1 2 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		9 番	上	地	史 隆
3 番	福	田	淳	一	10 番	松	岡	克 美
4 番	森	賀	祐	司	11 番	齋	藤	宏 司
5 番	鈴	木	秀	之	12 番	原	本	哲 己
6 番	岩	原	繁					

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長
代表	監査委員	農業委員会	会長
副町	長	福祉課	長
総合支所	長	福祉課	参事
会計	管理者	産業課	長
総務課	長	産業課	参事
総務課	参事	建設課	長
まちづくり推進室	長	建設課	参事
まちづくり推進室	参事	住民福祉課	長
まちづくり推進室	参事	総務課	主幹
住民課	長		
生涯学習課	長	生涯学習課	参事
監査委員事務局	長	選挙管理委員会事務局	長
農業委員会事務局	長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和7年第1回大空町議会定例会議事日程

第3号 令和7年3月12日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第10号 財産の無償貸付けについて
- 日程第3 議案第11号 大空地区河川防災ステーション管理運営に関する条例制定について
- 日程第4 議案第12号 大空町個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第13号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第14号 職員の私有車の公務使用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第15号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第16号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第17号 大空町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例制定について
- 日程第10 議案第18号 大空町合同納骨塚条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第19号 大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第20号 令和7年度大空町一般会計予算
- 日程第13 議案第21号 令和7年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第22号 令和7年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第23号 令和7年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第16 議案第24号 令和7年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
- 日程第17 議案第25号 令和7年度大空町簡易水道事業会計予算
- 日程第18 議案第26号 令和7年度大空町下水道事業会計予算
- 日程第19 議案第27号 令和7年度大空町個別排水処理事業会計予算
- 日程第20 議案第28号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議案第29号 令和7年度大空町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第22 発議第1号 大空町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第23 発議第2号 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

- 日程第24 発議第3号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第25 発議第4号 懸案事項促進のための議員派遣について
- 日程第26 発議第5号 厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を求める要望意見書
- 日程第27 発議第6号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める要望
意見書
- 日程第28 報告第1号 令和6年度定期監査結果報告について
- 日程第29 報告第2号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	福田由佳
会計管理者	井上透	産業課長	林敏美
総務課長	篁充清	産業課参事	佐々木雅敏
総務課参事	笠井進一	建設課長	高昭寿
まちづくり推進室長	佐川雅仁	建設課参事	山本純生
まちづくり推進室参事	稲川浩司	住民福祉課長	山本晃
まちづくり推進室参事	中村綱希	総務課主幹	齋藤慎吾
住民課長	砂金英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	平田義和	生涯学習課参事	村山修
--------	------	---------	-----

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	阿部雅浩	書記	見延洸太
------	------	----	------

以上のとおり報告する。

令和 7 年 3 月 1 2 日

大空町議会議長 原本哲己

(開会 午前 10 時 00 分)

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和 7 年第 1 回大空町議会定例会第 8 日目の会議を開きます。

本日もタブレットの持込みを許可しています。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において、5 番、鈴木秀之議員及び 6 番、岩原繁議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 11 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、ご了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 10 号

◇議 長 日程第 2、議案第 10 号、財産の無償貸付けについてを議題とします。

本案については既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 10 号、財産の無償貸付けについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１０号、財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第３、議案第１１号

- ◇議 長 日程第３、議案第１１号、大空地区河川防災ステーション管理運営に関する条例制定についてを議題とします。

本案については既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第１１号、大空地区河川防災ステーション管理運営に関する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１１号、大空地区河川防災ステーション管理運営に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第１２号

- ◇議 長 日程第４、議案第１２号、大空町個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１２号、大空町個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１２号、大空町個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第１３号

◇議 長 日程第５、議案第１３号、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１３号、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１３号、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第１４号

◇議 長 日程第６、議案第１４号、職員の私有車の公務使用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案については既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇事務局長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第14号、職員の私有車の公務使用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第14号、職員の私有車の公務使用に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第15号

◇議 長 日程第7、議案第15号、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第15号、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 16 号

◇議 長 日程第 8 議案第 16 号、大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 16 号、大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号、大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 17 号

◇議 長 日程第 9、議案第 17 号、大空町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例制定についてを議題とします。

本案については既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 17 号、大空町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１７号大空町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第１８号

- ◇議 長 日程第１０、議案第１８号、大空町合同納骨塚条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第１８号、大空町合同納骨塚条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第１８号、大空町合同納骨塚条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第１９号

- ◇議 長 日程第１１、議案第１９号、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第20号から日程第19号 議案第27号

◇議 長 日程第12、議案第20号、令和7年度大空町一般会計予算から日程第19、議案第27号、令和7年度大空町個別排水処理事業会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について、予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、齋藤宏司議員。

◇齋藤委員長 予算審査特別委員会における審査結果について報告いたします。

本委員会に付託された事件は、議案第20号、令和7年度大空町一般会計予算。議案第21号令和7年度大空町国民健康保険事業特別会計予算。議案第22号、令和7年度大空町後期高齢者医療特別会計予算。議案第23号、令和7年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算。議案第24号、令和7年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算。議案第25号、令和7年度大空町簡易水道事業会計予算。議案第26号、令和7年度大空町下水道事業会計予算。議案第27号、令和7年度大空町個別排水処理事業会計予算の8件であります。

令和7年3月6日の令和7年第1回大空町議会定例会で設置されました本委員会に付託されました事件は、今後、大空町の方角性に関わる重要な内容であることから、3月7日、10日、11日に委員会を開催し、説明員の出席を求め、その内容を慎重に審議しました。

その結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、本委員会に付託されました8事件は全て原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会付託されました事件の審査結果を申し上げ、大空町議会会議規則第77号の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。議案第20号、令和7年度大空町一般会計予算から議案第27号、令和7年度大空町個別排水処理事業会計予算までの8件を一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 20 号から議案第 27 号までの 8 件を一括して採決することに決定しました。

議案第 20 号から議案第 27 号までの 8 件に対する予算審査特別委員会の審査報告はいずれも原案可決です。

議案第 20 号から議案第 27 号までの 8 件は、予算審査特別委員会審査報告のとおり、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 20 号、令和 7 年度大空町一般会計予算から議案第 27 号、令和 7 年度大空町個別排水処理事業会計予算までの 8 件は原案のとおり可決されました。

◎日程第 20、議案第 28 号

◇議 長 日程第 20、議案第 28 号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 追加議案書の 1 ページです。議案第 28 号の提案に先立ちまして、私から提案に至った経緯及び理由につきましてご説明申し上げます。

網走市、斜里町、清里町、小清水町、美幌町、大空町 1 市 5 町で構成する斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会において、東藻琴地区にて建設を予定していました廃棄物中間処理施設を建設予定地に高盛土であったこと。

また、途中から産業廃棄物が確認されたことにより、昨年 12 月 4 日に白紙に戻しました。

現在、1 市 5 町で保有する 1 万 4,000 平方メートル以上の公有地を出し合い、学識経験者 3 名、各市町の副市長、副町長の 9 名から成る建設候補地評価委員会において、候補地の絞り込みを行うこととしています。

私は今回の白紙撤回したことで、中間処理施設建設、稼働開始時期が遅れ、構成する市町に多大な迷惑をかけてしまったこと、町民皆様にご心配とご迷惑をおかけしてしまったことに対して、自分なりのけじめ、責任というものを果たさなければならないと、白紙撤回以降考えていたところであります。そうした中で、協議会において、白紙撤回となったことに対して、検証を行うことといたしました。弁護士等、有識者かつ有識者 3 名から成る中間処理施設建設予定地検証委員会が設置され、この委員会が検証を行うこととなったことから、私は、検証結果に基づき、自らの責任について決断したいと考えたところであります。

このたび、検証委員会から広域化推進協議会事務局に対し、検証報告書が提出されました。検証報告書では、予定地を白紙撤回したことの評価、白紙撤回した土地を予定地としたことに関する落ち度の存否など、複数の項目に関し

て検証がなされ、報告されたものであります。

検証報告として、予定地を白紙撤回したことの評価、白紙撤回した土地を予定地としたことに関する落ち度の存否などに関し、法的な誤りを見いだせなかったと結論づけられたところであります。

しかしながら、報告書中において、職員を束ねる首長の全般的な統率力や指導力の問題、換言すれば、すぐれて政治的な責任の問題であると断じられたところであります。

私はこの報告を重く受け止め、かつ、政治的な責任というものは、私1人が負うものであり、私の責任として、改正条例を提案させていただくものであります。それでは提案内容についてご説明申し上げます。

議案第28号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和7年3月12日提出、大空町長、松川一正。

追加議案書の3ページをお開き願います。大空町特別職の給与に関する条例の附則第9項の次に一行加え、第10項とし、令和7年4月に支給する町長の給料の支給に当たっては、第3条に規定する町長の給料月額から、当該給料月額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減ずるとするものであります。

附則、施行日でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行することとします。

なお、定例会追加議案参考資料1ページに、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を掲載してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞお認めいただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第29号

◇議 長 日程第21、議案第29号、令和7年度大空町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。笠井総務課参事。

◇総務課参事 追加議案書の5ページでございます。議案第29号、令和7年度大空町一般会計補正予算（第1号）。

令和7年度大空町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億7,482万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和7年3月12日提出、大空町長、松川一正。

7ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

19款、繰入金から22万5,000円を減額。歳入合計は22万5,000円を減額し、93億7,482万6,000円とするものです。

8ページをお開き願います。歳出です。12款、職員給与費から22万5,000円を減額。歳出合計は22万5,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。

歳出から行いますので、14、15ページをお開き願います。12款1項1目、職員給与費の2節、給料、特別職給から22万5,000円の減額は、先ほど議案第28号でお認めをいただきました大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づきまして、減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をします。12、13ページをお開き願います。19款1項1目1節、財政調整基金繰入金22万5,000円の減額は、今回補正の財源調整によるものです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号、令和7年度大空町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第29号、令和7年度大空町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第1号

◇議 長 日程第22、発議第1号、大空町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。議会側議案の1ページをお開きください。発議第1号、大空町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和7年3月12日提出、大空町議会議員、上地、松岡、岩原、後藤、鈴木の各議員でございます。

3ページと4ページは改正文でございます。議会側定例会参考資料をご覧ください。1ページから6ページにかけて、大空町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を掲載しております。新旧対照表により改正内容を説明いたしますので、1ページをお開きください。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法等の一部改正に伴い、条文の整理等が必要となったことから、当該条例の一部改正を行うものです。

表の右側が改正前の条例、左側が改正後の条例となっております。1ページの上段、第2条第4項から5ページの上段、第48条までの改正がマイナンバー法の一部改正に伴う文言の改正となります。

また、第53条から第55条までの改正が、刑法等の一部改正に伴い懲役を拘禁刑に改める文言の改正でございます。

下段の附則、第1項、施行期日です。この条例は公布の日から施行します。

ただし、第2条第10項の改正、第2条第8項を第2条第9項に改める改正及び第12条第5項の表の改正は、令和7年4月1日から施行し、第53条、第54条及び第55条の改正は、令和7年6月1日から施行をします。

経過措置として、第2項では、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものとします。

また、6 ページの第 3 項におきましては、条例の施行後に行われた行為に対する刑罰の適用について定めたものであり、過去の条例の規定に基づいて適用される罰則のうち、刑法の改正により変更された刑罰が含まれる場合、それらを現在の法体系に適合させることを記載しております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第 1 号、大空町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第 1 号、大空町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 3 発議第 2 号

◇議 長 日程第 2 3、発議第 2 号、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第 2 4 発議第 3 号

◇議 長 日程第 2 4、発議第 3 号、各常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第 2 5 号 発議第 4 号

◇議 長 日程第 2 5 号、発議第 4 号、懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。

令和 7 年度中の懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の氏名、人員、派遣期間及び用務地等について、その都度、議長において検討の上決定し、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第 4 号は、そのように決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、懸案事項促進のための議員派遣については、そのように決定しました。

◎日程第 2 6 発議第 5 号

◇議 長 日程第 2 6、発議第 5 号、厚生年金制度への地方議会議員の加入のための法整備を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9 番。議会側議案の 1 7 ページをお開きください。発議第 5 号、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり提出する。令和 7 年 3 月 1 2 日提出、提案者は大空町議会議員、上地、松岡、岩原、後藤、鈴木の各議員であります。

1 9 ページでございます。地方創生の推進と加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の課題となっております。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増しています。

このような中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的

な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。こうした要請に応えるため、地方議会議員は、住民の代表として多様化する住民の意向を把握するための活動や、それに伴う多岐にわたる審議事項に対応する必要があり、その職務は常勤化し、専業として活動する議員の割合も増えています。

しかしながら、地方議会議員の候補者数は減少傾向にあり、令和5年の統一地方選挙では無投票当選者の割合も高くなるなど、住民の政治への関心の低下や成り手不足が深刻な問題となっています。

一方、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員の成り手も会社員等からの転身者が期待されています。地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動できる環境の整備につながるものと考えます。

平成23年6月に地方議会議員年金制度は廃止されましたが、衆・参両院の総務委員会は、制度廃止法案の採決に際し「概ね1年を目途として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点から踏まえた新たな年金制度について検討を行う」旨の付帯決議を全会一致で可決しています。全国町村議会議長会等により実現に向けた要望が行われているものの、地方議会議員の新たな年金制度に関する法整備は未だ実現していない現状にあります。

地方議会議員のなり手不足は、地方自治、ひいては民主主義の機能不全をもたらす我が国の危機であり、全国各地に顕在化している今こそ、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を進めるべきです。

よって、国においては、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣宛てでございます。

以上説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第5号、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備

を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって発議第5号、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 発議第6号

◇議 長 日程第27、発議第6号、食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を定める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 議会側議案の21ページをお開きください。発議第6号、食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和7年3月12日提出。提案者は、大空町議会議員、後藤、川村、齋藤、松岡、福田の各議員であります。

23ページでございます。国内農業をめぐっては、少子・高齢化に伴う農家戸数の著しい減少や、耕作放棄地の増加、頻発する自然災害などによって農業生産基盤が脆弱化しており、国民の命の源である食料の供給不安定化や、食料自給率の低下、地域経済の衰退を招くなど、我が国の食料安全保障が脅かされています。

こうした情勢を背景に、昨年の通常国会で、「食料・農業・農村基本法」が改正され、本年3月末までに改訂される基本計画において、今後の施策の方向性を位置付けるとしており、2027年以降の水田政策についても盛り込まれる見通しにあります。あわせて、酪農・畜産の中長期的な指針となる「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」も、基本計画と同様、年度内に改訂される見込みです。とりわけ、基本計画及び酪肉近において、これまでは10年間だった計画期間を5年間に短縮させ、農業の構造転換を集中的に推進するとしています。また、基本計画においては、合理的な価格形成についても位置付けるとしており、その実効性確保に向けて今通常国会に関連法案を提出される予定です。

このため、両計画においては、国内の農業生産の増大を基本に、生産意欲が向上する目標の設定や農業所得の確保に資する施策の構築など、現場に寄り添った農業政策が求められ、その実現に向けた農業予算の増額が必要となっています。さらに、食料の価格についても、農業者、食品産業、消費者など幅広い食料システムの関係者の合意の下で、コスト上昇に見合った価格改定が行われる環境等が求められています。

ついては、次期基本計画及び酪肉近の改訂にあたっては、食料安全保障を強化する観点に立ち、農業者の声を反映した施策が実現されるよう下記事項を

要望いたします。

記。１、次期基本計画の改訂にあたっては、国内農業生産を増大することを基本とし、食料自給率の向上に資する目標設定や、国民の理解醸成を踏まえた上での農業者が再生産可能な価格が形成される環境整備など、生産現場の意見に寄り添った農政を推進するとともに、農業予算を大幅に拡充すること。

また、２０２７年以降の水田政策については、これまでの政策との整合性や公平性を踏まえながら、生産現場の実情を十分配慮すること。

２、酪肉近の改訂にあたっては、酪農・畜産農家の生産意欲が向上する生産目標数量を設定し、目標の確実な達成に向けた生産基盤強化策などの施策を盛り込み、生産者が将来の展望を持てるようにすること。

また、中長期的な国産牛乳・乳製品の安定供給に向けて、今般の需給緩和による影響を鑑み、今後は生産抑制・減産に頼らないよう、国が責任を持って需給調整のための出口対策などを行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

提出先は内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第６号、食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第６号、食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２８、報告第１号

◇議 長 日程第２８、報告第１号、令和６年度定期監査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、令和６年度定期監査報告書の提出がありましたので、監査委

員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第1号、令和6年度定期監査報告についてご報告いたします。

令和6年度の定期監査につきましては、令和7年2月26日及び27日に松岡監査委員とともに審査を実施いたしました。

今回、ご報告いたします定期監査については、地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査であり、令和6年度分負担金の支出について監査を実施いたしました。

本年度の定期監査の実施にあたりましては、所管部署から関係書類の提出を求め、担当者から適時説明を聴取し、公益性の観点、負担金の使途は当該事業にとって妥当であるか、また、単に継続的な負担になっていないかどうかについて主眼を置いて監査を実施いたしました。

監査の結果、お手元に配付の資料に記載のとおり、当該事務に関して、概ね適正に事務が執行されているものと認められました。

なお、改善が必要な事例やその他事務処理上の留意すべき事項については、所管部署へ意見として申し伝えたとところであります。

以上、令和6年度定期監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで、令和6年度定期監査結果報告については終わります。

◎日程第29 報告第2号

◇議 長 日程第29、報告第2号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第2号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告申し上げます。

検査の対象となった月は、令和6年11月分から令和7年1月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。例月出納検査を実施いたしました時期は、11月分につきましては12月27日、12月分につきましては1月29日、1月分につきましては2月27日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたのとおり相違ありません。

また、現金預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
松川町長から発言があれば許します。松川町長。

◇町 長 令和7年第1回定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

令和7年度予算につきましては、3月7日からの予算審査特別委員会、3月11日午後からの総括質疑と、議員各位に長時間にわたり慎重なご審議をいただき、また、本予算お認めいただきましたことに心から感謝申し上げます。

令和7年度予算におきましては、令和4年度からの継続事業で実施しておりました役場庁舎大規模改修工事や河川防災ステーションの整備が、本年3月で完了いたします。

さらには、消防通信指令台整備事業及び大空高等学校交流拠点施設増築事業などの大型事業も完成したため、昨年度と比較して、投資的経費がマイナス5億25万円となりましたが、一方で、一般会計の総額は8,075万4,000円の増加となり、過去2番目の予算規模となりました。

過去の地方債発行に伴う借金の返済、いわゆる公債費が増加していること。

人件費増加に伴う職員給与費の増、さらには、国が進めております自治体情報システム標準化、施設の老朽化に伴う大規模修繕、光熱水費や施設管理委託料の増などが主な要因となっており、今後も持続可能な行政運営を図っていくためには、さらなる行政改革、事業の見直しなどを進め、最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治の基本に立ち返っていかねばならないものと、予算編成作業において、改めて認識させられたところであります。

そのような中で、令和7年度は、大空町誕生20年の節目の年であります。

様々な記念事業を執り行い、町民全体のさらなる一体感の醸成とにぎわいを創出してまいります。

さて、4月4日女満別昭和地区にあります旧女満別高校寄宿舎におきまして、東京農業大学生物産業学部競技スキー部の宿舎の開所式が執り行われます。人口減少を防ぐ有効な手だてはありませんが、様々な情報を敏感に察知し、定住人口、関係人口の創出に努めてまいります。

最後に議員各位におかれましては、今後とも、様々な見地からご指導いただきますようお願いし、また、今回の議会定例会に対してのお礼を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇議 長 これで令和7年第1回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れ様でした。

(閉会 午前10時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 7 年 5 月 15 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 鈴 木 秀 之

署 名 議 員 岩 原 繁